

<h1>静岡市報</h1>	No. 37
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 静岡市職員定数条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例・・15
- 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
- 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・・・・43
- 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・47
- 静岡市資源循環啓発施設条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
- 静岡市漁港管理条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
- 静岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
- 静岡市都市公園条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
- 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
- 静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
- 静岡市立の高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
- 静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例・・・・60
- 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
- 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・64
- 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
- 静岡市税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・66

規 則

- 静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
- 静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
- 静岡市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・78

○静岡市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則	79
○静岡市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則	80
○静岡市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則	82
○静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則	84
○静岡市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則	86
○静岡市消防吏員の服制、訓練及び礼式に関する規則の一部を改正する規則	92
○静岡市清水庁舎の整備の検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則	94
○静岡市事務専決規則の一部を改正する規則	96
○静岡市公文書管理規則の一部を改正する規則	102
○静岡市物品管理規則の一部を改正する規則	103
○静岡市立の高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	104
○静岡市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	106
○静岡市特定都市河川浸水被害対策法等施行細則の一部を改正する規則	107
○静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	109
○静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	110
○静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	111
○静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	114
○静岡市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則	118
○静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	131
○静岡市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	132
○静岡市立看護専門学校学則の一部を改正する規則	134
○静岡市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	144
○静岡市会計規則等の一部を改正する規則	145
○静岡市生活保護法施行細則の一部を改正する規則	162
○静岡市立清水病院医療研究奨励給与基金条例施行規則を廃止する規則	165
○静岡市立清水病院条例施行規則の一部を改正する規則	166
○静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則	169
○静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則	170
○静岡市会計管理者等事務専決規則の一部を改正する規則	171
○静岡市会計規則の一部を改正する規則	175

○市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	181
○静岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則	182
○静岡市公印規則の一部を改正する規則	183
○静岡市職員互助会規則の一部を改正する規則	187
○静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	188
○静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	191
○静岡市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	194
○静岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則	199
○静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則	204
○静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則	218

人事委員会規則

○静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	226
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	236
○静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則	238
○静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則	242
○静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	243
○静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則	244
○静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部を改正する規則	245
○静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則	248

教育委員会規則

○静岡市育英条例施行規則の一部を改正する規則	250
○静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則	251
○静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針の改定に係る臨時的事務を処理するための 附属機関に関する細目を定める規則	252
○静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	254
○静岡市教育センター処務規則の一部を改正する規則	256
○地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する 規則の一部を改正する規則	257
○静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則	259
○静岡市立高等学校管理規則の一部を改正する規則	260
○静岡市教育職員定時制通信教育手当支給規則を廃止する規則	261

- 静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則・
 262
- 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則
 263
- 静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則・ 265

上下水道局管理規程

- 静岡市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程・ 267
- 静岡市企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程・ 269
- 静岡市企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程・ 270
- 静岡市企業職員の時間外勤務手当等の算出の基礎となる特殊勤務手当に関する規程の一部
 を改正する規程・ 272
- 静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部を改正する規程・ 273
- 静岡市企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程・ 274
- 静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程・ 276
- 静岡市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程・ 277

訓 令

- 静岡市環境局収集業務課西ヶ谷収集センター、沼上収集センター及び清水収集センターに
 勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正・ 279
- 静岡市職員安全衛生管理規程の一部改正・ 280
- 静岡市建設業者等選定委員会規程の一部改正・ 288
- 静岡市委託業務等業者選定委員会規程の一部改正・ 289
- 静岡市内部統制の実施に関する規程の一部改正・ 292
- 静岡市職員出勤簿整理規程の一部改正・ 295
- 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条第6項の規定による休憩時間の短縮に
 係る請求等の手続に関する規程の一部改正・ 296

消防本部訓令

- 静岡市消防署の組織等に関する規程の一部改正・ 298
- 静岡市消防吏員被服等の貸与に関する規程の一部改正・ 299
- 静岡市消防局救急業務取扱規程の一部改正・ 300
- 静岡市危険物規制事務処理規程の一部改正・ 301
- 静岡市消防局及び消防署処務規程の一部改正・ 315

- 静岡市消防通信規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・317
- 静岡市消防局警防規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・318
- 静岡市消防局救助業務取扱規程の一部改正・・・・・・・・・・・・323
- 静岡市消防航空隊規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・324

告 示

- 静岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正・・・・・・・・326
- 静岡市屋外広告物条例等の規定による区域等を指定した告示の一部改正・・・・・・・・327
- 地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・328

選挙管理委員会告示

- 静岡市公職選挙法による選挙運動に関する規程の一部改正・・・・・・・・334
- 静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・337
- 静岡市選挙公報の発行に関する条例施行規程の一部改正・・・・・・・・339
- 政治活動のために使用する事務所に掲示する立札及び看板の類の証票に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・340
- 静岡市井川財産区議会議員選挙及び静岡市両河内財産区議会議員選挙の選挙運動に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・342

職員互助会告示

- 静岡市職員互助会旅費支給規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・345
- 静岡市職員会館利用規程の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・346

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第8号）

新たに附属機関を設置するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市職員定数条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第9号）

市長の事務部局等における職員定数を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第10号）

常勤職員との権衡を図るため、初任給、昇級等の基準を改めるなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第11号）

給与制度の見直しに伴い、行政職給料表等を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第12号）

人事院規則の改正に伴い、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第13号）

常勤職員との権衡を図るため、給料表を改めるなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第14号）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、乳児院等の長の任用要件を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市資源循環啓発施設条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第15号）

西ヶ谷資源循環体験プラザにおける電気陶芸窯の貸出の終了に伴い、使用料を削除するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市漁港管理条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第16号）

漁港施設用地、漁具干場及び野積場の使用料を新たに定めるなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第17号）

特別規制区域及び禁止物件に関する適用除外に都市再生法人等が掲出する広告を新たに加えるなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市都市公園条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第18号）

駿府城公園乗船場の設置に伴い、使用料を新たに定めるなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第19号）

市立高等学校の定時制課程の廃止に伴い、定時制通信教育手当に関する規定を削除するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第20号）

足久保小学校の移転に伴い、小学校の位置を変更するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市立の高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第21号）

市立高等学校の定時制課程の廃止に伴い、定時制課程の授業料等に関する規定を削除するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第22号）

消防団員の処遇の改善を図るため、新たに出動報酬を設けるなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第23号）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額を引き上げるなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第24号）

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、条例中の同法の条項を引用する規定の整理のため、所要の

改正をすることとした。

◇ 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第25号）

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、条例中の同法の条項を引用する規定の整理のため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市税条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第26号）

地方税法等の一部改正に伴い、土地に係る固定資産税等の負担調整措置の実施など、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第8号

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例

静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長の表中

「

静岡市協働 パイロット 事業審査委 員会	社会的課題の解決 及び公益の増進に 寄与する事業を市 民と市が役割を分 担して試行的に実 施する協働パイロ ット事業の企画内 容について審査し、 候補を選考し、及び 実施について助言 すること。	4人以 内	1 市民活動に 関し優れた識 見を有する者 2 市職員	1年	委員の互 選により 定める者
-------------------------------	---	----------	--------------------------------------	----	----------------------

を

」

「

静岡市協働 パイロット 事業審査委 員会	社会的課題の解決 及び公益の増進に 寄与する事業を市 民と市が役割を分	4人以 内	1 市民活動に 関し優れた識 見を有する者 2 市職員	1年	委員の互 選により 定める者
-------------------------------	--	----------	--------------------------------------	----	----------------------

	担して試行的に実施する協働パイロット事業の企画内容について審査し、候補を選考し、及び実施について助言すること。					
静岡市歴史博物館収集資料審議委員会	静岡市歴史博物館において収集する資料について審議すること。	5人以内	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者	

に、

静岡市生涯学習推進審議会	市の生涯学習に関する施策について調査審議し、又は市長に意見を述べること。	15人以内	1 生涯学習に関し優れた識見を有する者 2 市民	2年	委員の互選により定める者	
--------------	--------------------------------------	-------	-----------------------------	----	--------------	--

を

静岡市生涯学習推進審議会	市の生涯学習に関する施策について調査審議し、又は市長に意見を述べること。	15人以内	1 生涯学習に関し優れた識見を有する者 2 市民	2年	委員の互選により定める者	
静岡市サッカースタジアムを活かしたまちづくり検討委	1 市のまちづくりに資するサッカースタジアムについて調査審議すること。	15人以内	1 スポーツ施設に関し優れた識見を有する者 2 サッカー関	2年	委員の互選により定める者	

に、

員会	2 サッカースタ ジアムを活かし た周辺のまちづ くりについて調 査審議すること。		係団体を代表 する者 3 経済団体を 代表する者 4 市民		
----	---	--	---	--	--

」

「

静岡市都市 景観表彰選 考委員会	静岡市景観条例（平 成20年静岡市条例 第18号）第36条に基 づく表彰について 審査すること。	7人以 内	1 都市景観に 関し優れた識 見を有する者 2 関係団体を 代表する者 3 市職員	2年	委員の互 選により 定める者
------------------------	--	----------	--	----	----------------------

を

」

「

静岡市都市 景観表彰選 考委員会	静岡市景観条例(平成20年静岡市条例第18号)第36条に基づく表彰について審査すること。	7人以 内	1 都市景観に関し優れた識見を有する者 2 関係団体を代表する者 3 市職員	2年	委員の互選により定める者
静岡市みどりの基本計画改定専門委員会	静岡市みどり条例(平成27年静岡市条例第14号)第8条第1項の静岡市みどりの基本計画の改定の素案について専門的な見地から調査審議すること。	11人以 内	1 学識経験を有する者 2 緑化団体の代表者	委嘱の日から当該調査審議が終了する日まで	委員の互選により定める者

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第9号

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

（2）市長の事務部局の職員 4,082人

第2条第8号及び第9号を次のように改める。

（8）消防職員 1,039人

（9）企業職員 333人

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第10号

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「任期付短時間勤務職員」を「第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」に改め、同項を同条とする。

第9条第1項中「から第7条まで」を「、第6条」に、「から第6条まで」を「、第5条」に改める。

第10条を削る。

第11条第1項中「第6条、第7条、」を削り、「、第17条並びに第19条」を「並びに第17条」に改め、「第6条、第7条及び」を削り、「、住居手当及び単身赴任手当」を「及び住居手当」に改め、「第5条、第6条及び」を削り、同条第2項中「第6条、第7条、」を削り、「、第17条及び第19条」を「及び第17条」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第11号

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「5級」を「6級」に改め、同条第5項第2号中「職員」の次に「でその職務の級が2級以上であるもの」を加える。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任用 職員以 外の職 員	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	142,000	199,400	231,500	264,200	319,900	352,300	398,200	437,300	456,500
	3	143,100	201,200	233,100	266,000	322,400	354,900	400,700	440,300	459,600
	4	144,300	203,000	234,600	267,800	324,900	357,500	403,200	442,900	462,300
	5	145,300	204,900	236,200	269,900	327,300	360,100	405,700	445,900	465,400
	6	146,400	206,400	237,600	271,600	329,000	362,400	408,000	448,800	468,300
	7	147,500	208,200	239,300	273,400	331,400	365,100	410,500	451,700	471,300
	8	148,600	210,100	240,800	275,200	333,700	367,800	413,000	454,600	474,300
	9	149,600	211,900	242,400	277,200	336,100	370,600	415,500	457,500	477,300
	10	150,600	213,500	243,500	279,200	337,600	372,900	417,700	460,100	479,900
	11	152,000	215,400	245,000	281,200	339,900	375,600	420,100	463,000	482,900

11	153,200	217,200	246,600	283,100	342,200	378,300	422,600	465,900	485,900
12	154,500	219,000	247,900	285,000	344,500	380,900	425,000	468,800	488,900
13	155,700	220,500	249,400	287,000	345,900	383,200	427,200	471,300	491,500
14	157,100	222,300	250,800	288,900	348,200	385,600	429,400	473,600	493,800
15	158,600	224,000	252,100	290,800	350,500	388,000	431,600	475,900	496,100
16	160,100	225,900	253,500	292,600	352,800	390,400	433,800	478,200	498,400
17	161,300	227,600	255,000	294,400	354,500	392,600	435,700	480,200	500,400
18	162,800	229,300	256,500	296,400	356,700	394,800	437,700	481,600	501,900
19	164,200	231,000	258,200	298,500	358,700	397,000	439,700	483,000	503,400
20	165,700	232,600	260,000	300,500	360,900	399,200	441,700	484,400	504,900
21	166,900	234,000	261,600	302,400	362,400	400,900	443,200	485,500	506,100
22	169,600	235,800	263,300	304,500	364,400	403,000	444,800	486,900	507,600
23	172,100	237,400	264,900	306,500	366,400	405,100	446,400	488,300	509,100
24	174,600	239,000	266,500	308,600	368,400	407,200	448,000	489,700	510,600
25	177,100	240,100	268,400	310,300	370,100	409,100	449,300	491,000	511,700
26	178,800	241,600	270,200	312,400	372,200	410,800	450,900	492,200	512,900
27	180,400	243,000	271,900	314,400	374,000	412,600	452,500	493,400	514,100
28	182,000	244,200	273,600	316,400	376,100	414,300	454,100	494,600	515,300
29	183,500	245,500	275,300	318,100	378,000	415,700	455,600	495,600	516,600
30	185,100	246,700	277,000	320,100	379,800	417,200	456,600	496,400	517,600
31	186,900	247,700	278,800	322,200	381,600	418,700	457,600	497,200	518,600
32	188,500	248,900	280,300	324,300	383,400	420,200	458,600	498,000	519,600
33	190,100	250,300	281,800	325,500	385,000	421,700	459,200	498,800	520,100
34	191,400	251,300	283,700	327,500	386,600	423,200	460,100	499,500	520,900
35	192,900	252,500	285,500	329,400	388,200	424,700	461,000	500,200	521,700
36	194,400	253,800	287,400	331,500	389,800	426,200	461,900	500,900	522,500
37	195,600	254,700	289,000	333,400	391,300	427,300	462,700	501,500	523,100
38	196,900	256,100	290,700	335,300	392,500	428,200	463,600	502,100	523,800
39	198,000	257,300	292,500	337,300	393,700	429,100	464,400	502,700	524,400
40	199,300	258,600	294,300	339,200	395,000	430,000	465,300	503,400	525,200

41	200,600	260,100	295,800	341,100	395,900	430,700	466,100	504,100	525,800
42	201,800	261,500	297,500	343,000	397,000	431,700	466,900	504,800	526,700
43	203,100	262,700	299,000	344,800	398,100	432,700	467,600	505,500	527,400
44	204,400	263,900	300,600	346,700	399,200	433,700	468,400	506,200	528,100
45	205,400	265,200	302,200	348,200	400,000	434,600	469,200	506,700	528,600
46	206,700	266,400	303,900	349,600	400,700	435,600			
47	208,000	267,700	305,500	351,100	401,400	436,600			
48	209,200	268,800	307,200	352,600	402,100	437,600			
49	210,300	269,900	308,100	354,200	402,600	438,400			
50	211,400	271,100	309,600	355,000	403,100	439,300			
51	212,300	272,400	311,100	356,200	403,600	440,200			
52	213,400	273,700	312,700	357,200	404,200	441,100			
53	214,500	274,700	314,300	358,100	404,700	441,800			
54	215,400	275,900	315,900	359,200	405,400	442,600			
55	216,300	277,200	317,500	360,100	406,100	443,400			
56	217,300	278,500	319,000	361,200	406,800	444,100			
57	217,600	279,400	320,500	362,100	407,500	444,700			
58	218,400	280,500	321,700	362,800	408,200	445,600			
59	219,100	281,400	322,900	363,500	408,800	446,400			
60	219,800	282,500	324,100	364,200	409,400	447,200			
61	220,500	283,600	324,800	364,600	409,700	447,700			
62	221,500	284,600	325,700	365,200	410,400				
63	222,300	285,600	326,500	365,900	410,900				
64	223,000	286,600	327,300	366,600	411,400				
65	223,700	287,100	328,200	366,900	411,800				
66	224,400	288,000	328,600	367,600	412,500				
67	225,300	288,700	329,300	368,300	413,000				
68	226,200	289,600	330,100	369,000	413,700				
69	226,900	290,700	330,900	369,300	413,900				
70	227,500	291,500	331,600	369,900	414,600				

71	228,000	292,300	332,300	370,600	415,300				
72	228,700	293,100	333,000	371,200	416,000				
73	229,400	293,900	333,500	371,500	416,300				
74	230,000	294,400	334,100	372,100	417,000				
75	230,600	294,800	334,600	372,800	417,500				
76	231,100	295,300	335,200	373,400	418,100				
77	231,800	295,500	335,500	373,800	418,600				
78	232,500	295,900	336,000	374,300					
79	233,100	296,100	336,400	374,900					
80	233,600	296,500	336,900	375,400					
81	234,100	296,700	337,300	375,900					
82	234,800	296,900	337,800	376,500					
83	235,500	297,300	338,300	377,000					
84	236,200	297,600	338,800	377,300					
85	236,700	297,900	339,100	377,700					
86	237,400	298,200	339,500	378,200					
87	238,100	298,500	340,000	378,600					
88	238,800	298,900	340,400	379,000					
89	239,300	299,200	340,700	379,400					
90	239,800	299,600	341,100	379,900					
91	240,000	299,900	341,600	380,300					
92	240,400	300,300	342,000	380,700					
93	240,700	300,500	342,200	381,000					
94		300,700	342,600						
95		301,100	343,100						
96		301,500	343,500						
97		301,700	343,700						
98		302,000	344,100						
99		302,400	344,500						
100		302,800	344,800						

101		303,000	345,100							
102		303,300	345,500							
103		303,700	345,900							
104		304,000	346,300							
105		304,200	346,800							
106		304,500	347,200							
107		304,900	347,600							
108		305,200	348,000							
109		305,400	348,500							
110		305,800	348,900							
111		306,300	349,200							
112		306,600	349,500							
113		306,800	350,000							
114		307,000								
115		307,300								
116		307,700								
117		307,900								
118		308,100								
119		308,400								
120		308,700								
121		309,100								
122		309,300								
123		309,600								
124		309,900								
125		310,200								
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800

別表第2 医療職給料表ウ 医療職給料表（3）中備考以外の部分を次のように改める。

ウ 医療職給料表（3）

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円
職員以	1	154,900	188,600	257,500	319,800	370,200
外の職	2	156,300	190,900	259,700	322,200	373,000
員	3	157,700	193,200	261,900	324,600	375,800
	4	159,100	195,500	264,100	327,000	378,500
	5	160,000	197,400	266,100	328,700	381,200
	6	161,400	198,800	268,000	330,700	383,700
	7	162,800	200,200	269,900	332,700	386,200
	8	164,200	201,600	271,800	334,700	388,700
	9	165,200	202,900	273,400	336,700	391,200
	10	166,600	204,400	275,800	338,600	393,600
	11	168,000	205,900	278,200	340,500	396,000
	12	169,400	207,400	280,600	342,400	398,400
	13	170,500	208,500	282,900	344,300	400,600
	14	172,200	208,800	285,200	346,200	402,900
	15	173,900	209,200	287,500	348,100	405,200
	16	175,500	209,800	289,800	350,000	407,500
	17	177,600	210,300	292,100	351,600	409,600
	18	179,200	211,300	294,500	353,400	411,900
	19	180,800	212,300	296,900	355,200	414,200
	20	182,400	213,400	299,300	357,000	416,500
	21	183,700	214,700	301,600	358,700	418,500
	22	186,000	216,200	303,800	360,700	420,400
	23	188,300	217,700	306,000	362,700	422,300
	24	190,600	219,200	308,200	364,700	424,200
	25	192,700	220,300	310,300	366,400	426,100
	26	194,100	222,100	312,400	368,300	427,900
	27	195,500	223,900	314,500	370,200	429,700

28	196,900	225,700	316,600	372,100	431,500
29	198,100	227,300	318,600	373,900	432,800
30	199,600	228,900	320,500	375,900	434,500
31	201,100	230,500	322,600	377,900	436,200
32	202,600	232,100	324,700	379,900	437,800
33	203,700	233,500	326,300	381,600	439,300
34	204,900	235,100	328,300	383,300	440,900
35	206,100	236,700	330,300	385,000	442,500
36	207,300	238,300	332,300	386,700	444,100
37	208,300	239,600	334,200	388,100	445,500
38	209,900	241,300	336,100	389,700	446,900
39	211,500	243,000	338,000	391,300	448,300
40	213,100	244,700	339,900	392,900	449,700
41	214,400	246,000	341,600	394,500	451,100
42	216,000	247,700	343,500	396,100	452,100
43	217,600	249,400	345,400	397,700	453,100
44	219,200	251,100	347,300	399,300	454,100
45	220,500	252,600	349,200	400,800	454,800
46	222,300	254,300	351,200	402,500	455,700
47	224,100	256,000	353,200	404,100	456,600
48	225,900	257,700	355,200	405,800	457,500
49	227,500	258,900	357,100	407,100	458,000
50	229,200	260,500	359,000	408,500	458,700
51	230,900	262,100	360,900	409,900	459,400
52	232,600	263,700	362,800	411,300	460,100
53	234,100	265,000	364,800	412,300	460,500
54	235,800	266,800	366,400	413,800	461,200
55	237,500	268,600	368,000	415,300	461,900
56	239,200	270,400	369,600	416,800	462,600
57	240,400	271,400	371,100	418,100	463,100

58	242,000	273,300	372,200	419,700	463,800
59	243,600	275,200	373,300	421,300	464,500
60	245,200	277,100	374,400	422,900	465,200
61	246,700	278,300	375,300	424,100	465,700
62	248,500	280,000	376,000	425,400	466,400
63	250,300	281,700	376,700	426,700	467,100
64	252,100	283,400	377,400	428,000	467,800
65	253,500	284,700	378,000	428,800	468,500
66	255,100	286,400	378,600	429,600	
67	256,700	288,100	379,200	430,400	
68	258,300	289,800	379,800	431,200	
69	259,800	291,200	380,200	431,900	
70	261,300	292,800	380,700	432,600	
71	262,800	294,300	381,200	433,200	
72	264,300	295,800	381,700	433,800	
73	265,800	297,000	382,200	434,100	
74	267,400	298,500	382,700	434,600	
75	269,000	300,000	383,200	435,100	
76	270,600	301,600	383,700	435,600	
77	272,200	302,700	383,800	436,000	
78	273,800	304,000	384,200	436,500	
79	275,400	305,300	384,600	437,000	
80	277,000	306,600	385,000	437,500	
81	278,400	307,700	385,400	437,800	
82	279,900	309,000	385,600	438,400	
83	281,400	310,300	385,800	439,000	
84	282,900	311,700	386,000	439,600	
85	284,300	312,800	386,100	440,000	
86	285,800	314,100	386,200	440,600	
87	287,300	315,300	386,500	441,200	

88	288,800	316,500	386,800	441,800	
89	290,300	317,200	386,900	442,300	
90	291,900	318,400	387,100		
91	293,500	319,600	387,300		
92	295,100	320,800	387,500		
93	296,500	321,700	387,600		
94		322,900	387,800		
95		324,000	388,000		
96		325,100	388,200		
97		325,900	388,300		
98		327,100			
99		328,300			
100		329,500			
101		330,200			
102		331,300			
103		332,400			
104		333,500			
105		334,600			
再任用 職員	233,900	254,200	287,900	325,000	369,400

別表第4(1)行政職給料表等級別基準職務表を次のように改める。

(1) 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	1 定型的な業務を行う職務
	2 自動車整備士、自動車運転手、技手、技能士、業務員、寮母、用務員、清掃員、調理員、作業員、飼育員、事務員、医療補助員及び嘱託（以下この表において「労務職員」という。）の職務
	3 消防士の職務
2級	1 主任の職務
	2 高度の知識及び経験を要する業務を行う職務

	3 副主任の労務職員の職務 4 高度の技能及び経験を要する労務職員の職務 5 消防士長及び消防副士長の職務 6 高度の知識及び経験を要する消防士の職務
3級	1 主査の職務 2 主任の労務職員の職務 3 消防司令補の職務
4級	1 係長及び副主幹の職務 2 主任指導員の労務職員の職務 3 消防司令の職務
5級	1 課長補佐及び主幹の職務 2 消防局の課長補佐及び主幹である消防司令の職務
6級	1 課長及び参事の職務 2 消防監及び消防司令長の職務
7級	1 参与の職務 2 消防局の参与並びに高度の知識及び経験を要する消防署の署長である消防監の職務
8級	1 局次長、部長及び副区長の職務 2 消防正監並びに特に高度の知識及び経験を要する消防署の署長である消防監の職務
9級	1 局長及び区長の職務 2 消防司令並びに高度の知識及び経験を要する消防正監の職務

別表第4 (5) 医療職給料表 (3) 等級別基準職務表 (保健師に限る。) 中

「

4級	1 課長及び参事の職務 2 課長補佐、主幹及び所長の職務 3 係長及び副主幹の職務 4 高度の知識及び経験を要する主任の保健師の職務 5 特に高度の知識及び経験を要する保健師の職務
----	--

を

」

「

4級	1 課長及び参事の職務
	2 課長補佐、主幹及び所長の職務
	3 係長及び副主幹の職務
	4 高度の知識及び経験を要する主任の保健師の職務
	5 特に高度の知識及び経験を要する保健師の職務
5級	参与の職務

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1の旧級の欄に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、この条例による改正後の静岡市職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）に定めるもののほか、人事委員会規則の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 施行日の前日において改正前の静岡市職員の給与に関する条例（以下「改正前給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級及び施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。
- 4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員の新号給は、新級及び旧号給に応じて附則別表第3に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前給与条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 7 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、令和14年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 8 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する改正後給与条例第12条第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年静岡市条例第11号)附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(委任)

- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 12 静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(平成15年静岡市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表中「5級」を「6級」に改める。

(静岡市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 13 静岡市証人等の実費弁償に関する条例(平成15年静岡市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表中「5級」を「6級」に改める。

(静岡市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

- 14 静岡市職員等の旅費に関する条例(平成15年静岡市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号イ中「8級」を「9級」に改める。

第26条第1号ア中「6級」を「7級」に改め、同号イ及び同条第4号中「5級」を「6級」に改める。

第27条第1号ア中「6級」を「7級」に、「5級」を「6級」に改め、同号イ中「6級」を「7級」に、「5級」を「6級」に改め、同条第3号中「5級」を「6級」に改める。

第28条第1項第1号イ及び第2号イ中「8級」を「9級」に改める。

別表第1中「8級」を「9級」に改める。

別表第2の1日当、宿泊料及び食卓料の表中「8級」を「9級」に改め、別表第2の2支度料及び死亡手当の表中「6級」を「7級」に、「5級」を「6級」に、「4級」を「5級」に改め、「3級」の次に「及び4級」を加える。

(静岡市職員退職手当支給条例の一部改正)

- 15 静岡市職員退職手当支給条例(平成15年静岡市条例第53号)の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。

(静岡市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 26 第5条から第8条まで及び第10条の規定にかかわらず、静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年静岡市条例第11号。以下この項において「令和4年改正条例」という。)の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日において令和4年改正条例による改正前の給与条例の適用を受ける職員であった者で施行日において引き続き令和4年改正条例による改正後の給与条例の適用を受けることとなったものが施行日以後に退職する場合に支給する退職手当の額は、その者が施行日の前日に退職したものとした場合に支給されることとなる退職手当に係る第5条に規定する退職日給料月額(以下この項において「施行日前日給料月額」という。)が、退職の日に支給されることとなる退職手当に係る第5条に規定する退職日給料月額より多いときは、施行日前日給料月額を基礎として第5条から第8条まで及び第10条の規定により計算して得られる額と第11条の規定による調整額との合計額とする。

(静岡市井川財産区議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 16 静岡市井川財産区議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(平成15年静岡市条例

第304号)の一部を次のように改正する。

第4条中「5級」を「6級」に改める。

(静岡市両河内財産区議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

17 静岡市両河内財産区議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(平成15年静岡市条例第309号)の一部を次のように改正する。

第4条中「5級」を「6級」に改める。

附則別表第1

職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
行政職給料表	1級	1級
	2級	2級
		3級
	3級	3級
		4級
	4級	5級
	5級	6級
	6級	7級
	7級	8級
8級	9級	

附則別表第2

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級 旧号給	1級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5

6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31	31
32	32	32	32	32	32	32
33	33	33	33	33	33	33
34	34	34	34	34	34	34
35	35	35	35	35	35	35

36	36	36	36	36	36	36
37	37	37	37	37	37	37
38	38	38	38	38	38	38
39	39	39	39	39	39	39
40	40	40	40	40	40	40
41	41	41	41	41	41	41
42	42	42	42	42	42	42
43	43	43	43	43	43	43
44	44	44	44	44	44	44
45	45	45	45	45	45	45
46	46	46	46			
47	47	47	47			
48	48	48	48			
49	49	49	49			
50	50	50	50			
51	51	51	51			
52	52	52	52			
53	53	53	53			
54	54	54	54			
55	55	55	55			
56	56	56	56			
57	57	57	57			
58	58	58	58			
59	59	59	59			
60	60	60	60			
61	61	61	61			
62	62	62				
63	63	63				
64	64	64				
65	65	65				

66	66	66				
67	67	67				
68	68	68				
69	69	69				
70	70	70				
71	71	71				
72	72	72				
73	73	73				
74	74	74				
75	75	75				
76	76	76				
77	77	77				
78	78					
79	79					
80	80					
81	81					
82	82					
83	83					
84	84					
85	85					
86	86					
87	87					
88	88					
89	89					
90	90					
91	91					
92	92					
93	93					

附則別表第3

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級であ

る職員の号給の切替表

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員のうち旧級が2級のものの新号給

旧号給 \ 新級	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	2	1
5	3	1
6	4	1
7	6	1
8	7	1
9	8	1
10	9	1
11	10	1
12	12	1
13	13	1
14	14	1
15	15	1
16	17	1
17	18	1
18	19	1
19	21	2
20	22	4
21	23	5
22	25	6
23	26	8
24	28	10
25	30	11
26	32	12

27	33	14
28	35	16
29	37	17
30	39	18
31	41	20
32	42	21
33	44	22
34	45	24
35	47	25
36	49	26
37	50	27
38	52	28
39	54	29
40	56	31
41	57	32
42	60	33
43	61	34
44	64	36
45	66	37
46	68	38
47	71	39
48	73	40
49	77	41
50	84	42
51	90	44
52	97	45
53	102	46
54	109	47
55	116	49
56	123	50

57	125	52
58	125	53
59	125	54
60	125	55
61	125	56
62	125	58
63	125	60
64	125	62
65	125	64
66	125	67
67	125	70
68	125	73
69	125	76
70	125	81
71	125	85
72	125	90
73	125	94
74	125	98
75	125	101
76	125	105
77	125	107
78	125	110
79	125	113
80	125	113
81	125	113
82	125	113
83	125	113
84	125	113
85	125	113
86	125	113

87	125	113
88	125	113
89	125	113
90	125	113
91	125	113
92	125	113
93	125	113
94	125	113
95	125	113
96	125	113
97	125	113
98	125	113
99	125	113
100	125	113
101	125	113
102	125	113
103	125	113
104	125	113
105	125	113
106	125	113
107	125	113
108	125	113
109	125	113
110	125	113
111	125	113
112	125	113
113	125	113
114	125	113
115	125	113
116	125	113

117	125	113
118	125	113
119	125	113
120	125	113
121	125	113
122	125	113
123	125	113
124	125	113
125	125	113
126	125	113
127	125	113
128	125	113
129	125	113

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員のうち旧級が3級のものの新号給

旧号給 \ 新級	3級	4級
1	13	1
2	15	1
3	16	1
4	18	1
5	19	1
6	20	1
7	21	1
8	23	1
9	24	2
10	25	3
11	26	4
12	27	6
13	29	7
14	30	8

15	31	9
16	32	10
17	34	11
18	35	12
19	36	13
20	37	14
21	38	15
22	39	16
23	41	18
24	42	19
25	43	20
26	45	21
27	46	22
28	47	23
29	48	24
30	50	25
31	52	26
32	53	27
33	54	28
34	55	29
35	57	30
36	58	31
37	60	32
38	62	34
39	65	35
40	68	36
41	71	37
42	74	38
43	78	39
44	82	40

45	86	41
46	91	42
47	96	43
48	102	44
49	106	45
50	110	46
51	113	47
52	113	48
53	113	49
54	113	51
55	113	53
56	113	55
57	113	56
58	113	58
59	113	60
60	113	63
61	113	65
62	113	67
63	113	69
64	113	71
65	113	74
66	113	76
67	113	78
68	113	80
69	113	81
70	113	83
71	113	86
72	113	88
73	113	90
74	113	91

75	113	92
76	113	93
77	113	93
78	113	93
79	113	93
80	113	93
81	113	93
82	113	93
83	113	93
84	113	93
85	113	93
86	113	93
87	113	93
88	113	93
89	113	93
90	113	93
91	113	93
92	113	93
93	113	93
94	113	93
95	113	93
96	113	93
97	113	93
98	113	93
99	113	93
100	113	93
101	113	93

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第12号

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の育児休業等に関する条例（平成15年静岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（ア）を削り、同ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同（イ）を同ア（ア）とし、同ア（ウ）を同ア（イ）とする。

第22条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第25条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第25条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これらに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第25条の3 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2）育児休業に関する相談体制の整備
- （3）前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第13号

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第9条中「、定時制通信教育手当」を削る。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表 の種類	行政職給料表		医療職給 料表（1）	医療職給 料表（2）	医療職給 料表（3）	保育教諭 給料表	高等学校 等教育職 給料表	小学校中 学校教育 職給料表
	1級	2級	1級	1級	1級	1級	1級	1級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,000	199,400	302,400	157,500	188,600	151,800	150,000	160,000
2	143,100	201,200	306,000	159,100	190,900	153,400	151,500	161,500
3	144,300	203,000	309,600	160,700	193,200	155,000	153,000	163,000
4	145,300	204,900	313,200	162,300	195,500	156,600	154,500	164,500
5	146,400	206,400	316,300	163,900	197,400	158,200	155,700	166,100
6	147,500	208,200	320,200	165,500	198,800	159,800	157,500	168,000
7	148,600	210,100	324,100	167,100	200,200	161,400	159,300	169,800

8	149,600	211,900	328,000	168,700	201,600	163,000	161,100	171,600
9	150,600	213,500	331,200	170,300	202,900	164,600	162,800	173,300
10	152,000	215,400	335,200	171,900	204,400	166,200	164,700	175,400
11	153,200	217,200	339,200	173,500	205,900	167,800	166,600	177,400
12	154,500	219,000	343,200	175,100	207,400	169,400	168,500	179,400
13	155,700	220,500	346,500	176,700	208,500	171,000	170,300	181,300
14	157,100	222,300	350,300	178,300	208,800	172,700	172,500	183,500
15	158,600	224,000	354,100	179,900	209,200	174,400	174,700	185,700
16	160,100	225,900	357,900	181,500	209,800	176,100	176,900	187,900
17	161,300	227,600	361,000	183,100	210,300	177,800	179,000	190,100
18	162,800	229,300	364,900	184,100	211,300	179,500	181,500	192,700
19	164,200	231,000	368,800	185,700	212,300	181,300	184,000	195,200
20	165,700	232,600	372,700	187,300	213,400	183,100	186,100	197,700
21	166,900	234,000	375,600	188,900	214,700	184,900	188,000	200,200
22	169,600	235,800	379,500	190,000	216,200	186,800	189,300	201,900
23	172,100	237,400	383,400	191,600	217,700	188,700	190,600	203,600
24	174,600	239,000	387,300	193,200	219,200	189,800	191,700	205,300
25	177,100	240,100	390,600	194,800	220,300	190,900	192,700	206,800
26	178,800	241,600	393,500	196,000	222,100	192,000	193,900	208,200
27	180,400	243,000	396,400	197,800	223,900	193,300	195,000	209,800
28	182,000	244,200	399,300	199,600	225,700	194,600	196,200	211,300
29	183,500	245,500	401,900	201,400	227,300	195,900	197,300	213,000
30	185,100	246,700	404,500	202,800	228,900	197,300	199,000	214,700
31	186,900	247,700	407,100	204,100	230,500	198,700	200,700	216,400
32	188,500	248,900	409,700	205,400	232,100	200,000	202,400	218,100
33	190,100	250,300	411,900	206,700	233,500	201,300	203,900	219,400
34	191,400	251,300	414,500	208,000	235,100	202,900	205,400	221,100
35	192,900	252,500	417,100	209,700	236,700	204,500	206,900	222,800
36	194,400	253,800	419,700	211,400	238,300	206,100	208,400	224,500
37	195,600	254,700	422,100	213,100	239,600	207,700	209,700	225,900
38	196,900	256,100	424,500	214,400	241,300	209,300	211,500	227,600

39	198,000	257,300	426,900	215,800	243,000	210,900	213,300	229,300
40	199,300	258,600	429,300	217,200	244,700	212,500	215,100	231,000
41	200,600	260,100	431,400	218,600	246,000	214,100	216,800	232,600
42	201,800	261,500	433,500	220,100	247,700	215,600	218,800	234,300
43	203,100	262,700	435,600	222,100	249,400	217,100	220,800	235,900
44	204,400	263,900	437,700	224,100	251,100	218,600	222,800	237,500
45	205,400	265,200	439,600	226,100	252,600	220,100	224,600	239,200
46	206,700	266,400	442,500	227,400	254,300	221,600	226,400	240,700
47	208,000	267,700	445,400	229,400	256,000	223,100	228,200	242,000
48	209,200	268,800	448,300	231,400	257,700	224,600	230,000	243,400
49	210,300	269,900	450,900	233,400	258,900	226,100	231,700	244,600
50	211,400	271,100	453,500	235,100	260,500	227,600	233,600	246,000
51	212,300	272,400	456,100	237,200	262,100	229,100	235,500	247,400
52	213,400	273,700	458,700	239,300	263,700	230,600	237,400	248,600
53	214,500	274,700	461,300	241,400	265,000	232,100	239,100	249,700
54	215,400	275,900	463,900	243,300	266,800	233,500	240,900	251,100
55	216,300	277,200	466,500	245,500	268,600	234,900	242,700	252,300
56	217,300	278,500	469,100	247,700	270,400	236,300	244,500	253,300
57	217,600	279,400	471,700	249,900	271,400	237,700	246,300	254,500
58	218,400	280,500	474,300	251,500	273,300	239,100	248,100	255,700
59	219,100	281,400	476,900	253,800	275,200	240,500	249,900	256,800
60	219,800	282,500	479,500	256,100	277,100	241,900	251,700	258,000
61	220,500	283,600	481,800	258,300	278,300	243,300	253,400	259,400
62	221,500	284,600	484,200	260,300	280,000	244,700	255,200	260,200
63	222,300	285,600	486,600	262,600	281,700	246,100	257,000	261,400
64	223,000	286,600	489,000	264,800	283,400	247,500	258,800	262,300
65	223,700	287,100	491,100	267,000	284,700	248,900	260,200	263,300
66	224,400	288,000	493,500	269,000	286,400	250,200	262,100	264,700
67	225,300	288,700	495,900	271,200	288,100	251,500	264,000	265,800
68	226,200	289,600	498,300	273,300	289,800	252,800	265,900	267,100
69	226,900	290,700	500,500	275,400	291,200	254,100	267,400	268,700

70	227,500	291,500	502,600	277,400	292,800	255,300	268,800	270,200
----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第14号

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第8号)
の一部を次のように改正する。

第13条中「児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「児童等の」を「児童の」に改める。

第30条第1項第4号ア中「第12条の3第2項第4号」を「第12条の3第2項第6号」に、「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第38条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第59条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第69条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第77条第1項中「児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」を「人材育成センター（以下「人材育成センター」に改め、同項第3号及び第4号中「養成所」を「人材育成センター」に改め、同号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下「乳児院等の長」という。）として勤務している者については、この条例による改正後の静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定による乳児院等の長の資格を有する者とみなす。

静岡市資源循環啓発施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第15号

静岡市資源循環啓発施設条例の一部を改正する条例

静岡市資源循環啓発施設条例（平成25年静岡市条例第98号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2特殊器具等使用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 設備使用料

区分	単位	使用料
ロッカー	1個1月につき	310円
棚	1段1月につき	310円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第16号

静岡市漁港管理条例の一部を改正する条例

静岡市漁港管理条例（平成15年静岡市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「けい留」を「係留」に、「停けい泊」を「停係泊」に改める。

第13条第1項中「停けい泊し」を「停係泊をし」に改め、同条第2項中「停けい泊しよう」を「停係泊をしよう」に改める。

別表第1の1甲種漁港施設（2）許可に係る使用料の表を次のように改める。

区分		使用料	
		単位	金額
第12条第1項 第1号に規定 する利用	陸置施設	艇長1センチメートル 1日につき	1円32銭
	岸壁	艇長1センチメートル 1日につき	1円65銭
第12条第1項 第2号に規定 する利用	漁港施設用地、漁具 干場及び野積場	1平方メートル1日 につき	3円30銭

別表第1の1甲種漁港施設の表備考1中「、1日又は1月」を「又は1日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この条例による改正後の静岡市漁港管理条例別表第1の1甲種漁港施設（2）許可に係る

使用料の規定に基づく漁港施設用地、漁具干場及び野積場の利用に係る許可の手續及びこれに伴う使用料の徴収その他の行為は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

静岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第17号

静岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例

静岡市屋外広告物条例（平成15年静岡市条例第229号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 9 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第118条第1項に規定する都市再生推進法人その他地域の活動に貢献するものとして市長が指定するものが、その活動区域内に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、その広告物又は掲出物件による収入をもって当該区域の公共空間等における公共的取組として規則で定めるものに要する費用の全部又は一部に充てるものは、第3条並びに第4条第1項（第3号、第5号、第6号、第8号及び第11号を除く。）及び第2項の規定にかかわらず、市長の許可を受けて、これを表示し、又は設置することができる。

第7条第4項、第8条第3項から第6項まで、第10条第1項、第11条、第12条、第13条第1項、第14条第1項、第16条、第18条第1項、第19条、第22条及び第25条第2項中「若しくは第5項」を「、第5項若しくは第9項」に改める。

第31条第1項第1号及び第32条中「及び第4号」の次に「並びに第9項」を加える。

第33条第1項中「若しくは第5項」を「、第5項若しくは第9項」に改める。

第34条の次に次の1条を加える。

（手数料の不還付）

第34条の2 既納の手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第18号

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例

静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3公園施設を管理する場合の表を次のように改める。

3 公園施設を管理する場合

区分	単位	使用料
(1) 駿府城公園売店	1月につき	81,080円
(2) 駿府城公園東御門橋乗船場	1月につき	9,830円
(3) 駿府城公園北御門橋乗船場	1月につき	24,400円
(4) 駿府城公園坤櫓乗船場	1月につき	11,360円
(5) 大浜公園脱衣預り所	1開催期間につき	182,620円
(6) その他	1平方メートル1日につき	154円

別表第2の4公園を占用する場合（2）法第7条第1項各号（同項第6号を除く。）及び法第7条第2項に規定するもの（消費税法施行令第8条に規定する駐車場その他の施設を除く。）の表を次のように改める。

（2）法第7条第1項各号（同項第6号を除く。）及び法第7条第2項に規定するもの（消費税法施行令第8条に規定する駐車場その他の施設を除く。）

区分	単位	使用料
ア 電柱、標識その他これらに類するもの	1本1年につき	820円
イ 電話柱（電柱であるものを除く。）	1本1年につき	740円
ウ 共架電線その他上空に設ける線類	1メートル1年につき	7円
エ 公衆電話所	1個1年につき	1,500円

オ	ガス管、 工業用水の 道管、下水 道管、地下 ケーブル 等	外径が0.4メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上1メ ートル未満のもの 外径が1メートル以上のもの	1メートル1年につき 1メートル1年につき 1メートル1年につき	180円 440円 880円
カ	その他の占有物件		1平方メートル1月につき	30円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市都市公園条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

	分の6（医療職給料表（1）の適用を受ける職員については100分の16）」とあるのは「100分の3.7」と、給与条例第24条ただし書
定時制通信教育手当	へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）
給与条例第36条第2項	給与条例第33条第1項中「及び第17条」とあるのは「、第17条並びに静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例第8条及び第9条」と、給与条例第36条第2項

を

「

給与条例第36条第2項	給与条例第16条第2項中「100分の6（医療職給料表（1）の適用を受ける職員については100分の16）」とあるのは「100分の3.7」と、給与条例第24条ただし書中「初任給調整手当及び特殊勤務手当（市規則で定めるものに限る。）」とあるのは「へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）」と給与条例第33条第1項中「及び第17条」とあるのは「、第17条並びに静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例第8条及び第9条」と、給与条例第36条第2項
-------------	---

に

改める。

(静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

- 4 静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例(平成15年静岡市条例第260号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、勤勉手当若しくは定時制通信教育手当」を「若しくは勤勉手当」に改める。

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第20号

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例

静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）の一部を次のように改正する。

別表1 小学校の表中

「

静岡市立足久保小学校	静岡市葵区足久保奥組741番地の1
------------	-------------------

を

」

「

静岡市立足久保小学校	静岡市葵区足久保口組3276番地の2
------------	--------------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市立の高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第21号

静岡市立の高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

静岡市立の高等学校授業料等徴収条例（平成15年静岡市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、聴講料」を削る。

第2条（見出しを含む。）中「、聴講料」を削る。

第3条の見出し中「授業料等」を「授業料」に改め、同条第1項中「及び聴講料（以下「授業料等」という。）」を削り、「授業料等に」を「授業料に」に改め、同条第2項中「若しくは退学をし、又は聴講を取りやめ、若しくは聴講の許可を取り消された」を「又は退学をした」に、「授業料等」を「授業料」に改め、同条第3項中「授業料等」を「授業料」に改め、同条第4項中「若しくは再入学をし、又は聴講の許可を受けた」を「又は再入学をした」に、「授業料等」を「授業料」に改め、同条第5項中「授業料等」を「授業料」に改め、同項ただし書中「若しくは再入学をし、又は聴講の許可を受けた」を「又は再入学をした」に改める。

第4条の見出し中「授業料等」を「授業料」に改め、同条中「又は聴講料」を削る。

第6条ただし書を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

種別	金額
授業料（年額）	118,800円
入学検定料	2,200円
入学料	5,650円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第22号

静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成15年静岡市条例第288号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「前2項に規定するもののほか」を「機関員報酬は」に、「には」を「に支給するものとし、その額は」に、「の機関員報酬を支給する」を「とする」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 出動報酬は、別表第2の左欄に掲げる職務に従事したときに支給するものとし、同欄に掲げる職務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

第6条第2項中「該当する場合」を「該当する場合における年額報酬の額」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「団員には」を「年額報酬は、年度ごとに支給するものとし」に、「の年額報酬を年度ごとに支給する」を「とする」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

団員の報酬は、年額報酬、出動報酬及び機関員報酬とする。

第7条第1項を削り、同条第2項中「前項の場合を除き、」を削り、「ときは」の次に「、その費用弁償として」を加え、「に相当する費用を弁償する」を「との権衡を考慮して市長が定める額を支給する」に改め、同項を同条とする。

第11条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

出勤報酬

職務		支給額（1日につき）
災害出勤	4時間未満	4,000円
	4時間以上	8,000円
災害出勤以外の活動	4時間未満	2,000円
	4時間以上	3,500円

備考 出勤時間が24時間を超えるときは、出勤の開始から24時間ごとに1日として区切り、各日の出勤時間に応じて支給額を計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日から同日以後に引き続き職務に従事した場合における報酬及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第23号

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第14条中「63万円」を「65万円」に改める。

第14条の6中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改める。

第23条の2の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第23条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（次項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に10分の5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額とする。

2 当該年度において、第23条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第11条（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第23条第1項各号に掲げる区分に応じそれぞれ同項第1号ア、同項第2号ア又は同項第3号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第4項の規定により端数を切り上げたときは、当該切上げ後の額）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に10分の5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）」とあるのは「第14条の3（第14条の5において読み替えて準用する場合を含む。）」と、前項第1号中「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第2項において読み替えて準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第24号

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第8号)
の一部を次のように改正する。

第66条の17第1項第5号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第25号

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

第6条第2項第3号及び第72条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第26号

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第41条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第19条の2第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第16項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第17項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第19項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第20条第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第24条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあ

っては、100分の2.5)」を加える。

附則第35条中「第15項から第19項まで」を「第14項から第18項まで、第20項」に、「第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項」を「第25項、第28項、第32項から第34項まで、第36項」に改め、「第42項」を削り、「第43項」を「第40項」に改める。

附則第35条の2の見出し及び同条第1項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第2項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第3項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第4項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第36条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市税条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和3年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

規則

静岡市規則第9号

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号の表中

「

総務課	総務・文書・調整係 組織管理係 行財政改革推進係	を
-----	--------------------------	---

」

「

総務課	総務・調整係 文書管理係 組織管理係 行財政改革推進係	に
-----	-----------------------------	---

」

改め、同条第6号の表中

「

男女共同参画課	男女共同参画係	を
---------	---------	---

」

「

男女共同参画・人権政策課	男女共同参画・人権政策係	に
--------------	--------------	---

」

改め、同条第7号の表中

「

課名	係、室、センター又は館名	を
----	--------------	---

」

「

課名	係、センター、館又は室名	に、
----	--------------	----

」

「

歴史文化課	駿府城エリア活性化係 歴史文化施設企画係 文化施設整備室	を
-------	------------------------------	---

」

「

歴史文化課	駿府城エリア活性化係 歴史文化施設企画係	に、
-------	----------------------	----

」

「

文化振興課	振興係 施設係 芹沢銈介美術館	を
-------	-----------------	---

」

「

文化振興課	振興係 施設係 芹沢銈介美術館 文化施設整備室	に
-------	-------------------------	---

」

改め、同条第8号の表中

「

環境創造課	調整係 環境影響評価係 温暖化対策係 自然ふれあい係 エコパーク推進係	を
-------	-------------------------------------	---

」

「

環境創造課	調整係 環境影響評価係 自然ふれあい係 エコパーク推進係 グリーン政策推進室	に、
-------	--	----

」

「

収集業務課	管理係 適正排出推進係 西ケ谷収集センター 沼上収集センター 清水収集センター（西ケ谷収集センター、沼上収集センター及び清水収集センターに収集係を置く。）	を
-------	---	---

」

「

収集業務課	管理係 適正排出推進係 沼上収集センター 清水収
-------	--------------------------

	集センター（沼上収集センター及び清水収集センターに収集係を置く。）	に
--	-----------------------------------	---

改め、同条第9号の表中

健康福祉部	福祉総務課	調整係 地域福祉・人権擁護係 生活支援・自立推進係 監査指導係 生涯活躍推進室	を
-------	-------	---	---

健康福祉部	福祉総務課	調整係 地域福祉係 生活支援・自立推進係 監査指導係 生涯活躍推進室	に、
-------	-------	------------------------------------	----

保健衛生医療部	保健衛生医療課	保健医療係 新型コロナウイルス感染症対策室 医療事業係 市立病院・公営企業係 簡易水道係	を
---------	---------	--	---

保健衛生医療部	保健衛生医療課	保健医療係 医療事業係 市立病院・公営企業係 簡易水道係	に
	新型コロナウイルス感染症対策課	感染症対策室 ワクチン接種対策室	

改め、同条第11号の表中

	産業振興課	工業振興係 中小企業支援係 立地環境整備係 企業立地係	を
	商業労政課	商業・まちなか活性化係 雇用労働政策係	
海洋文化都市推進部	海洋文化都市政策課	企画係 工事係 海洋ミュージアム建設室 みなと振興係 みなと色彩係	

	産業振興課	工業振興係 プラモデル振興係 中小企業支援係 立地環境整備係 企業立地係	に、
	商業労政課	商業・まちなか活性化係 雇用労働政策係	
海洋文化都市推進部	海洋文化都市政策課	総務・企画係 工事係 海洋ミュージアム建設室 みなと振興係 みなと色彩係	

	中山間地振興課	企画係 施設運営係 森林・林業係 鳥獣対策係	を
--	---------	------------------------	---

	中山間地振興課	森林文化都市政策推進室 施設運営係 森林・林業係 鳥獣対策係	に
--	---------	-----------------------------------	---

改め、同条第12号の表中

	交通政策課	生活交通係 企画係 次世代交通推進係 管理係 自転車のまち推進係
	開発指導課	土地取引係 開発審査係
	市街地整備課	管理係 再開発係 区画整理指導係 静岡駅周辺 整備係
	新インターチ	管理係 開発推進係 区画整理係 工事係

エンジン周辺整備課		を
清水駅周辺整備課	管理係 駅周辺計画係 工事係	
緑地政策課	計画係 公園活用係 緑化推進係 麻機遊水地緑化推進係	
公園整備課	総務係 管理係 建設係 日本平公園建設室	

交通政策課	企画係 生活交通係 次世代交通推進係 管理係 自転車のまち推進係	に、
開発指導課	土地取引係 開発審査係	
市街地整備課	総務係 再開発係 区画整理指導係 静岡都心地区整備係 静岡駅周辺整備係	
大谷・小鹿まちづくり推進課	管理係 開発推進係 区画整理係 まちづくり推進係	
清水駅周辺整備課	管理係 駅周辺計画係 工事係	
緑地政策課	計画係 公園活用係 緑化推進係 大規模公園係	
公園整備課	総務係 葵公園管理係 駿河公園管理係 建設係 日本平公園建設室	

公共建築課	建築企画係 工務第1係 工務第2係 工務第3係 工務第4係	を
-------	-------------------------------	---

公共建築課	建築企画係 工務第1係 工務第2係 工務第3係	に
-------	-------------------------	---

改める。

第4条中男女共同参画課の所掌事務を男女共同参画・人権政策課の所掌事務に改め、同所掌事務に次のように加える。

- (7) 人権に係る政策の企画、調査及び調整に関すること。
- (8) 人権啓発事業に関すること。
- (9) 人権擁護委員に関すること。

第4条歴史文化課の所掌事務(2)中「歴史文化施設の整備」を「歴史博物館」に改め、同所掌事務(4)中「発掘調査」を「遺構」に改める。

第4条文化財課の所掌事務中(4)及び(5)を削り、(6)を(4)とし、(7)から(15)までを(5)から(13)までとする。

第4条スポーツ振興課の所掌事務(6)中「公益財団法人静岡市体育協会」を「公益財団法人静岡市スポーツ協会」に改める。

第4条福祉総務課の所掌事務中(16)を削り、(15)を(16)とし、(10)から(14)までを(11)から(15)までとし、(9)を削り、(8)を(10)とし、(7)を(9)とし、(6)の次に次のように加える。

- (7) 社会福祉連携推進法人の認定に関すること。
- (8) 社会福祉連携推進法人の指導監査等に関すること。

第4条福祉債権収納対策課の所掌事務(7)中「及び介護保険料」を「、介護保険料及び生活保護費徴収金等(生活保護費徴収金及び生活保護費返還金をいう。以下同じ。)」に改め、同所掌事務(8)中「及び介護保険料」を「、介護保険料及び生活保護費徴収金等」に改める。

第4条保健衛生医療課の所掌事務中(11)及び(12)を削り、(13)を(11)とし、(14)から(28)までを(12)から(26)までとし、同所掌事務の次に次のように加える。

新型コロナウイルス感染症対策課

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る政策の企画及び調整に関すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る国庫及び県費の負担金及び補助金の取りまとめに関すること。
- (3) 予防接種に関すること(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)

第4条子ども家庭課の所掌事務(6)中「養育支援訪問事業」の次に「の総括」を加える。

第4条産業振興課の所掌事務中(17)を(18)とし、(2)から(16)までを(3)から(17)までとし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 模型産業の振興に関すること。

第4条都市計画課の所掌事務（5）中「関すること」の次に「(他の課かいの所管に属するものを除く。)」を加える。

第4条交通政策課の所掌事務（16）中「自転車利用計画の推進」を「自転車活用推進計画」に改める。

第4条市街地整備課の所掌事務（3）中「静岡駅周辺」を「静岡都心地区」に改める。

第4条新インターチェンジ周辺整備課の所掌事務を次のように改める。

大谷・小鹿まちづくり推進課

- (1) 大谷・小鹿地区のまちづくりに係る施策の推進に関すること。
- (2) 大谷・小鹿地区の調査、開発及び整備に関すること。
- (3) 大谷・小鹿地区に係る土地区画整理事業に関すること。
- (4) 恩田原・片山地区計画に係る区域内の建築等の届出に関すること。

第4条清水駅周辺整備課の所掌事務（1）中「清水地区都市拠点総合整備事業（市街地整備課の所管に属するものを除く。）」を「清水駅周辺整備事業」に改め、同所掌事務に次のように加える。

- (3) 草薙駅北地区計画に係る区域内の建築等の届出に関すること。

第4条建築指導課の所掌事務中（22）を（23）とし、（21）を（22）とし、（20）を（21）とし、（19）の次に次のように加える。

- (20) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく容積率の特例の許可に関すること。

第4条住宅政策課の所掌事務中（9）を（13）とし、（5）から（8）までを（9）から（12）までとし、同所掌事務（4）中「再整備等」を「建設並びに改良の計画及び工事」に改め、同（4）を同所掌事務（8）とし、同所掌事務（3）中「建設及び改良の計画」を「再編等」に改め、同（3）を同所掌事務（7）とし、同所掌事務（2）の次に次のように加える。

- (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定等に関すること（他の課かいの所管に属するものを除く。）。
- (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく登録等に関すること。
- (5) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づく登録等に関すること。
- (6) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に基づく認定等に関すること。

第4条公共建築課の所掌事務(3)中「市有建築物」の次に「(市営住宅を除く。)」を加える。

第13条の2第6項の表を次のように改める。

課名	係名
病院総務課	総務係 人事・給与係 企画経理係
病院施設課	施設管理係 物品管理係
医事課	医事第1係 医事第2係 情報管理係

第23条第3項中「、芸術文化及びイベントによる交流人口の増加の推進に関する事務を処理するため観光交流文化局にまちは劇場推進監を」を削り、同条第4項及び第5項中「、まちは劇場推進監」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第10号

静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市区役所事務分掌規則（平成17年静岡市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表中

「

地域総務課	総務係 地域振興係 地域防災係 地域生活・相談係	を
-------	--------------------------	---

」

「

地域総務課	総務係 地域振興係 地域防災係 区民生活係	に
-------	-----------------------	---

」

改める。

第4条戸籍住民課の所掌事務（24）を削る。

第4条井川支所、長田支所及び蒲原支所の所掌事務中（33）を（35）とし、（8）から（32）までを（10）から（34）までとし、（7）の次に次のように加える。

（8）地域連絡事務の事務費の交付申請の受付に関する事（長田支所に限る。）。

（9）防犯灯の維持管理に係る補助金の申請の受付に関する事（長田支所に限る。）。

第4条生活支援課の所掌事務（1）を次のように改める。

（1）保護司に関する事。

第4条子育て支援課の所掌事務に次のように加える。

（13）子育て世代包括支援センターに関する事。

第4条蒲原出張所の所掌事務中（1）を削り、（2）を（1）とし、（3）から（20）までを（2）から（19）までとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第11号

静岡市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市福祉事務所事務分掌規則(平成16年静岡市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条生活支援課の所掌事務中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 生活保護費徴収金及び生活保護費返還金並びにこれらに係る督促手数料、延滞金及び加算金の徴収及び滞納処分に関する事(市長が定めるものを除く。)

第4条子育て支援課の所掌事務中(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 養育支援訪問事業に関する事。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第12号

静岡市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市保健所事務分掌規則（平成16年静岡市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条保健予防課の所掌事務（8）中「関すること」の次に「(他の課かいの所管に属するものを除く。)」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第13号

静岡市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則

静岡市会計管理者の補助組織に関する規則（平成17年静岡市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（組織）

第2条 会計室に、次に掲げる係を置く。

総務・出納係

審査第1係

審査第2係

審査第3係

用品係

第3条第1項を次のように改める。

会計室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 会計事務の指導統括に関すること。
- (2) 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）、有価証券及び物品の出納及び保管に関すること。
- (3) 現金の例月出納検査に関すること。
- (4) 決算の調製に関すること。
- (5) 現金及び物品の出納員等に関すること。
- (6) 指定金融機関等に関すること。
- (7) 小切手の振出しに関すること。
- (8) 収入支出証拠書類の整理及び保管に関すること。
- (9) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (10) 所得税の源泉徴収等に関すること。
- (11) 支出負担行為の確認に関すること。

- (12) 支出負担行為の会計管理者通知に関すること。
- (13) 支出命令、戻出命令、歳入歳出外現金の払出命令、精算及び戻入命令の審査に関すること。
- (14) 収入及び支出の更正に関すること。
- (15) 公共料金の一括支払に関すること。

第4条第1項中「を、課に課長及び課長補佐」を「、会計室次長及び次長補佐」に改め、同条第2項中「静岡会計課長、清水会計課長、課長補佐」を「会計室長、会計室次長、次長補佐」に改め、同条第3項中「課長、課長補佐」を「会計室次長、次長補佐」に、「会計室、課」を「会計室」に改める。

第5条第1項中「及び担当課長を、課に」を「、担当課長、」に改める。

第6条の見出しを「(室付)」に改め、同条第1項中「、課に課付」を削り、同条第2項中「及び課付」及び「それぞれ」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第14号

静岡市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防局の組織等に関する規則（平成15年静岡市規則第245号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

警防部	警防課	企画係 災害機動支援・部隊管理室 消防団係	を
	救急課	企画係 指導係	
	指令課	通信管理係 指令第1係 指令第2係	
	航空課	航空消防係 航空運航係 航空整備係	

」

「

警防部	警防課	企画係 消防団係 航空消防係 航空運航係 航空整備係	に
	安全対策課	災害対策係 部隊管理係	
	救急課	企画係 指導係	
	指令課	通信管理係 指令第1係 指令第2係	

」

改める。

第3条警防課の所掌事務中（3）を削り、（4）を（3）とし、（5）から（7）までを削り、（8）を（4）とし、同所掌事務（9）中「特殊災害」の次に「に係る施策」を加え、同（9）を同所掌事務（5）とし、同所掌事務中（10）から（12）までを（6）から（8）までとし、同所掌事務に次のように加える。

（9）航空業務計画に関すること。

（10）回転翼航空機による消防業務及び航空業務並びに広域応援に関すること。

(11) 回転翼航空機の運航、整備及び管理に関すること。

第3条警防課の所掌事務中(13)を(12)とし、(14)を(13)とし、同所掌事務の次に次のように加える。

安全対策課

- (1) 警防業務(救急を除く。以下同じ。)の安全管理に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 警防業務の活動支援並びに監察及び検証に関すること。
- (3) 警防業務に係る職員の能力及び知識の向上並びに育成に関すること。
- (4) 機関員の養成及び技能管理に関すること。
- (5) 救助業務の計画及び調査に関すること。
- (6) 所管に係る事務についての各消防署との総合調整に関すること。

第3条航空課の所掌事務を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第15号

静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成29年静岡市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、第2号イ」を削る。

第3条を削る。

第4条第1項中「第10条第2項」の次に「(法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第3条とする。

第5条第2項中「、第2号イ」を削り、同条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第2項を削り、同条を第7条とする。

第9条第2項中「並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類」を削り、同条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

第13条第2項中「事業報告書等」の次に「(個人の住所又は居所が記載された書類を除く。)」を加え、同条を第12条とし、第14条から第39条までを1条ずつ繰り上げる。

様式第1号（注）中「、(2)」を削る。

様式第2号中「第5条関係」を「第4条関係」に、「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「第6条関係」を「第5条関係」に改める。

様式第5号中「第7条関係」を「第6条関係」に改める。

様式第6号中「第8条関係」を「第7条関係」に改める。

様式第7号中「第9条関係」を「第8条関係」に改め、同様式（注）中「(5)まで」を「(4)まで」に改める。

様式第8号及び様式第9号中「第10条関係」を「第9条関係」に改める。

様式第10号中「第11条関係」を「第10条関係」に改める。

様式第11号中「第12条関係」を「第11条関係」に改める。

様式第12号中「第13条関係」を「第12条関係」に改め、同様式（注）中「提出書類は」を「1から4までの書類については」に改める。

様式第13号中「第15条関係」を「第14条関係」に改める。

様式第14号及び様式第15号中「第16条関係」を「第15条関係」に改める。

様式第16号中「第17条関係」を「第16条関係」に改める。

様式第17号中「第18条関係」を「第17条関係」に改める。

様式第18号中「第19条関係」を「第18条関係」に改める。

様式第19号及び様式第20号中「第20条関係」を「第19条関係」に改める。

様式第21号中「第21条関係」を「第20条関係」に改める。

様式第22号中「第22条関係」を「第21条関係」に改め、同様式（注）中「、（3）」を削る。

様式第23号及び様式第24号中「第23条関係」を「第22条関係」に改める。

様式第25号中「第24条関係」を「第23条関係」に改める。

様式第26号中「第25条関係」を「第24条関係」に改める。

様式第27号及び様式第28号中「第26条関係」を「第25条関係」に改める。

様式第29号中「第27条関係」を「第26条関係」に改める。

様式第30号及び様式第31号中「第28条関係」を「第27条関係」に改める。

様式第32号中「第29条関係」を「第28条関係」に改める。

様式第33号及び様式第34号中「第30条関係」を「第29条関係」に改める。

様式第35号中「第31条関係」を「第30条関係」に改める。

様式第36号中「第32条関係」を「第31条関係」に改め、「記載した書類」の次に「（資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）」を加え、同様式に（注）として次のように加える。

（注）添付書類のうち（1）の書類については、既に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は添付の必要はありません。

様式第37号中「第33条関係」を「第32条関係」に改める。

様式第38号中「第34条関係」を「第33条関係」に改める。

様式第39号及び様式第40号中「第35条関係」を「第34条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第16号

静岡市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月24日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

静岡市社会福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第86号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(社会福祉法人の設立の認可の申請)」に改める。

第3条の見出しを「(社会福祉法人の定款変更の認可の申請)」に改める。

第4条の見出しを「(社会福祉法人の定款変更の届出)」に改める。

第5条の見出しを「(社会福祉法人の解散の認可又は認定の申請)」に改める。

第6条の見出しを「(社会福祉法人の吸収合併の認可の申請)」に改める。

第7条の見出しを「(社会福祉法人の新設合併の認可の申請)」に改める。

第16条を第21条とする。

第15条第1項中「様式第14号」を「様式第19号」に、「様式第15号」を「様式第20号」に改め、同条第2項中「前条」を「第14条」に、「様式第16号」を「様式第21号」に、「様式第17号」を「様式第22号」に改め、同条第3項中「様式第18号」を「様式第25号」に、「様式第19号」を「様式第26号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加え、同条を第20条とする。

3 市長は、第15条、第16条、第18条又は前条に規定する申請書の提出を受けたときは、審査をした上、認定若しくは認可又は不認定若しくは不認可を決定するものとし、認定又は認可

社 会 福 祉 連 携 推 進 認 定

社会福祉連携推進法人定款変更認可
 の場合は 社会福祉連携推進方針変更認可
 通知書(様式第23号)により、不

社会福祉連携推進法人代表理事選定(解職)認可

社 会 福 祉 連 携 推 進 不 認 定

社会福祉連携推進法人定款変更不認可
 認定又は不認可の場合は 社会福祉連携推進方針変更不認可
 通知書(様式

社会福祉連携推進法人代表理事選定(解職)不認可

第24号)により申請者に通知するものとする。

第14条の次に次の5条を加える。

(社会福祉連携推進認定の申請)

第15条 法第126条第1項の規定による認定の申請は、社会福祉連携推進認定申請書(様式第14号)によらなければならない。

(社会福祉連携推進法人の定款変更の認可の申請)

第16条 法第139条第1項の規定による認可の申請は、社会福祉連携推進法人定款変更認可申請書(様式第15号)によらなければならない。

(社会福祉連携推進法人の定款変更の届出)

第17条 法第139条第3項の規定による届出は、社会福祉連携推進法人定款変更届(様式第16号)によらなければならない。

(社会福祉連携推進方針の変更の認定の申請)

第18条 法第140条の規定による認定の申請は、社会福祉連携推進方針変更認定申請書(様式第17号)によらなければならない。

(社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可の申請)

第19条 法第142条の規定による認可の申請は、社会福祉連携推進法人代表理事^{選定}認可申請書_{解職}

(様式第18号)によらなければならない。

様式第19号中「第15条関係」を「第20条関係」に改め、同様式を様式第26号とする。

様式第18号中「第15条関係」を「第20条関係」に改め、同様式を様式第25号とし、同様式の前に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第17号中「第15条関係」を「第20条関係」に改め、同様式を様式第22号とする。

様式第16号中「第15条関係」を「第20条関係」に改め、同様式を様式第21号とする。

様式第15号中「第15条関係」を「第20条関係」に改め、同様式を様式第20号とする。

様式第14号中「第15条関係」を「第20条関係」に改め、同様式を様式第19号とし、様式第13号の次に次の5様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第17号

静岡市消防吏員の服制、訓練及び礼式に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月24日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防吏員の服制、訓練及び礼式に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防吏員の服制、訓練及び礼式に関する規則（平成15年静岡市規則第250号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

品名	品名
男性冬帽	救助用ベルト
男性冬服	救助用手袋
男性夏帽	航空服
男性夏服	航空用ベルト
女性冬帽	航空用手袋
女性冬服（スラックス、スカート）	航空用編上靴
女性冬服ベスト	階級章
女性夏帽	安全帯
女性夏服（スラックス、スカート）	安全ヘルメット
ワイシャツ又はブラウス	防火帽
ネクタイ	防火フード
ベルト	防火衣
礼装用手袋	防火手袋
短靴	防火長靴
雨衣	女性用ショルダーバック
防寒衣	儀礼帽
汎用帽	儀礼服
活動服	演奏帽

活動服用ベルト	演奏服
革手袋	半袖演奏上衣
耐切創用手袋	レニアード
安全靴	音楽用ネクタイ
編上靴	革ベルト
冬用救急服	白短靴
夏用救急服	冬用登山服
救急用ベルト	夏用登山服
救助服	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第18号

静岡市清水庁舎の整備の検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和4年3月24日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市清水庁舎の整備の検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、清水庁舎の整備の検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市清水庁舎整備検討委員会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 清水庁舎の整備に係る新清水庁舎建設基本構想及び新清水庁舎建設基本計画の見直し等について調査審議すること。
- (2) 清水庁舎の整備に係る新清水庁舎建設基本構想及び新清水庁舎建設基本計画の見直し等に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 都市政策、都市経済、都市防災、公共資産経営及び情報技術に関し優れた識見を有する者
- (2) 町内会及び自治会の代表者
- (3) 市民

3 市長は、前項第3号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6条 附属機関に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

静岡市規則第19号

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月24日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「、まちは劇場推進監」を削る。

第5条第4項第1号中「、統括監」を「及び統括監」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第10条第1項の表中

「

担当部長	主務課長等	を
まちは劇場推進監	まちは劇場推進課長	

」

「

担当部長	主務課長等	に
------	-------	---

」

改める。

別表第1 共通専決事項（2）人事に関する事項の表中

「

2 所管事務を決定すること。	市理事	連携調整 監、統括監 及び理事 （局長等を 上司とする 理事に限 る。）	担当部長、 まちは劇場 推進監、健 康長寿推進 監、理事（局 長等を上司 とする理事 を除く。）及	を
----------------	-----	--	--	---

」

			び参与	
--	--	--	-----	--

「

2 所管事務を決定すること。	市理事	連携調整監、統括監及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）	担当部長、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）及び参与	
----------------	-----	--------------------------------	--------------------------------------	--

に、

「

4 会計年度任用職員（任期が6月未満又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者に限る。）の任免及び給料決定に関すること。				○
--	--	--	--	---

を

「

4 会計年度任用職員（任期が6月未満又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者（欠員の補充に係るものを除く。）に限る。）の任免及び給料決定に関すること。				○
--	--	--	--	---

に、

「

6 市内の出張を命令し、又は復命を受けること。	市理事	局長等、連携調整監、	局次長等、部長等、担	課長等及び担当課長そ
-------------------------	-----	------------	------------	------------

		統括監及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）	当部長、または劇場推進監、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者及び参与	の他の所属職員
7 6に掲げる出張以外の出張を命令し、又は復命を受けること。	市理事及び局長等	連携調整監、統括監、局次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）	担当部長、または劇場推進監、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者、参与及び課長等	担当課長その他の所属職員

を

「

6 市内の出張を命令し、又は復命を受けること。	市理事	局長等、連携調整監、統括監及び理事（局長等を上司とする理事に	局次長等、部長等、担当部長、健康長寿推進監、理事（局長等を上司	課長等及び担当課長その他の所属職員
-------------------------	-----	--------------------------------	---------------------------------	-------------------

		限る。)	とする理事を除く。)、部長に準ずる者及び参与	
7 6に掲げる出張以外の出張を命令し、又は復命を受けること。	市理事及び局長等	連携調整監、統括監、局次長等、部長等及び理事(局長等を上司とする理事に限る。)	担当部長、健康長寿推進監、理事(局長等を上司とする理事を除く。)、部長に準ずる者、参与及び課長等	担当課長その他の所属職員

に、

「

9 休暇(職員の組合休暇、介護休暇及び介護時間を除く。)及び欠勤に関すること。	市理事及び局長等	連携調整監、統括監、局次長等、部長等及び理事(局長等を上司とする理事に限る。)	担当部長、まちは劇場推進監、健康長寿推進監、理事(局長等を上司とする理事を除く。)、部長に準ずる者、参与及び課長等	担当課長その他の所属職員
10 週休日の指定、その振替並びに勤務時間の割振り及び	市理事及び局長等	連携調整監、統括監、	担当部長、まちは劇場	担当課長その他の所属

を

<p>半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指定に関すること。</p>		<p>局次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）</p>	<p>推進監、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者、参与及び課長等</p>	<p>職員</p>
-------------------------------------	--	--------------------------------------	--	-----------

「

<p>9 休暇（職員の組合休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）及び欠勤に関すること。</p>	<p>市理事及び局長等</p>	<p>連携調整監、統括監、局次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）</p>	<p>担当部長、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者、参与及び課長等</p>	<p>担当課長その他の所属職員</p>
<p>10 週休日の指定、その振替並びに勤務時間の割振り及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指定に関すること。</p>	<p>市理事及び局長等</p>	<p>連携調整監、統括監、局次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）</p>	<p>担当部長、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者、参与及</p>	<p>担当課長その他の所属職員</p>

に

			び課長等	
--	--	--	------	--

」

改める。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項人事課に関する事項の表3の項中「者」の次に「(欠員の補充に係るものを除く。)」を加え、同1本庁個別専決事項福祉債権収納対策課に関する事項の表1の項及び2の項中「及び介護保険料」を「、介護保険料並びに生活保護費徴収金及び生活保護費返還金」に改める。

別表第3中

「

芹沢銈介美術館長	芹沢銈介美術館
西ヶ谷収集センター所長	西ヶ谷収集センター

を

」

「

芹沢銈介美術館長	芹沢銈介美術館
----------	---------

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第20号

静岡市公文書管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月24日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公文書管理規則の一部を改正する規則

静岡市公文書管理規則（平成15年静岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2条に規定する課」を「第1条に規定する会計室」に改め、同条第6号中「事務長」の次に「、会計室にあつては会計室次長」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第21号

静岡市物品管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月24日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市物品管理規則の一部を改正する規則

静岡市物品管理規則（平成15年静岡市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第2条第1項に規定する会計室に置かれる課」を「第1条に規定する会計室」に改める。

第4条の2中「、会計管理者補助組織規則第2条第1項に規定する葵区会計課、駿河区会計課及び清水区会計課（以下これらを「区会計課」という。）並びに」を「及び」に改める。

第5条第1項第4号中「ほ乳類」を「哺乳類」に改める。

第8条第2項の表中「、区会計課」を削る。

第31条第1項第2号中「いす」を「椅子」に改め、同条第2項中「はり付けて」を「貼り付けて」に改め、同項ただし書中「はり付け」を「貼付け」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第22号

静岡市立の高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月24日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立の高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立の高等学校授業料等徴収条例施行規則（平成27年静岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「授業料等」を「授業料」に改め、同条中「又は聴講料（以下「授業料等」という。）」を削り、「授業料等過納金還付請求書」を「授業料過納金還付請求書」に改める。

第3条の見出し中「授業料等」を「授業料」に改め、同条第2項を削る。

第4条の見出し中「授業料等」を「授業料」に改め、同条第1項中「授業料等の」を「授業料の」に、「授業料等減額・免除承認申請書」を「授業料減額・免除承認申請書」に改め、同条第2項中「授業料等減額・免除承認（不承認）通知書」を「授業料減額・免除承認（不承認）通知書」に改め、同条第3項中「授業料等の」を「授業料の」に、「授業料等減額・免除理由消滅届」を「授業料減額・免除理由消滅届」に改める。

第5条第1項中「授業料等」を「授業料」に改め、同条第2項中「授業料等の」を「授業料の」に、「授業料等減額・免除承認取消通知書」を「授業料減額・免除承認取消通知書」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「授業料等」を「授業料」に改める。

様式第1号中「授業料等過納金還付請求書」を「授業料過納金還付請求書」に改め、「・聴講料」を削る。

様式第2号中「授業料等減額・免除承認申請書」を「授業料減額・免除承認申請書」に改め、「・聴講料」を削る。

様式第3号中「・聴講料」を削る。

様式第4号中「授業料等減額・免除承認（不承認）通知書」を「授業料減額・免除承認（不承認）通知書」に改め、「・聴講料」を削る。

様式第5号中「授業料等減額・免除理由消滅届出書」を「授業料減額・免除理由消滅届出書」に改め、「・聴講料」を削り、「授業料等減免額」を「授業料減免額」に改める。

様式第6号中「授業料等減額・免除承認取消通知書」を「授業料減額・免除承認取消通知書」

に改め、「・聴講料」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第23号

静岡市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月24日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の育児休業等に関する規則（平成15年静岡市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「第2条第4号ア（ウ）」を「第2条第4号ア（イ）」に改める。

第13条の2（見出しを含む。）中「第22条第2号イ」を「第22条第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第24号

静岡市特定都市河川浸水被害対策法等施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市特定都市河川浸水被害対策法等施行細則の一部を改正する規則

静岡市特定都市河川浸水被害対策法等施行細則（平成21年静岡市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第6条第1項」を「第16条第1項」に、「第8条第1項各号」を「第18条第1項各号」に改める。

第4条第1項中「第6条第2項」を「第16条第2項」に改める。

第5条第1項中「第16条第2項」を「第37条第2項」に改め、同条第2項中「第16条第3項」を「第37条第3項」に改め、同条第3項中「第16条第4項」を「第37条第4項」に、「第14条」を「第35条」に改め、同条第4項中「第8条第1項各号」を「第18条第1項各号」に改める。

第6条及び第7条中「第9条本文」を「第30条本文」に改める。

第8条中「第16条第1項」を「第26条第1項」に改める。

第9条中「第16条第2項」を「第26条第2項」に改める。

第10条中「第17条第2項」を「第38条第2項」に、「第11条」を「第32条」に、「第9条本文」を「第30条本文」に改める。

第11条第1項中「第17条第3項」を「第38条第3項」に改め、同条第2項中「第24条第1項」を「第45条第1項」に改める。

第12条第1項中「第21条第2項」を「第42条第2項」に改め、同条第2項中「第34条第5項」を「第77条第5項において準用する法第74条第2項」に改める。

様式第2号中 「第16条第1項」を「第37条第1項」
第16条第4項において準用する同法第14条」を「第37条第4項において準用
する同法第35条」に改める。

様式第3号中「第16条第3項」を「第37条第3項」に改める。

様式第5号中「第17条第2項」を「第38条第2項」に、「特定都市河川浸水被害対策法第11条」を「同法第32条」に改める。

様式第6号中「第9条」を「第30条」に改める。

様式第7号中「第23条第1項」を「第44条第1項」に改める。

様式第8号中「第21条第1項」を「第42条第1項」に改める。

様式第9号中「第34条第1項」を「第77条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第25号

静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市職員の給与に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は第3条」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第26号

静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の通勤手当に関する規則（平成15年静岡市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第11条第2項」を「第10条第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第27号

静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の管理職手当に関する規則（平成15年静岡市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	担当部長	106,400円	」	
	まちは劇場推進監			
を				
「	担当部長	106,400円	」	
に、				
「	蒲原出張所長		」	
を				
「	蒲原出張所長		」	
に、	会計室次長			
「	消防署	署長（行政職7級の職務にある者）	106,400円	」
		署長（行政職6級の職務にある者）	92,000円	
		署長（行政職5級の職務にある者）	83,000円	
を				

	者)
--	----

「

消防署	署長（行政職 8 級の職務にある者）	106,400円	
	署長（行政職 7 級の職務にある者）	92,000円	
	署長（行政職 6 級の職務にある者）	83,000円	

に

改める。

別表第2中

「

行政職給料表	8 級	107,100円	
		90,500円	
	7 級	82,700円	
		80,400円	
		78,400円	
	6 級	67,800円	
5 級	54,500円		

を

「

行政職給料表	9 級	107,100円	
		90,500円	
	8 級	82,700円	
		80,400円	
		78,400円	
	7 級	67,800円	
6 級	54,500円		

に

改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第28号

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成15年静岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

区分	特定職員					加算額割合
	行政職給料表	医療職給料表（1）	医療職給料表（2）	医療職給料表（3）	保育教諭給料表	
職の職制上の段階等による職員の区分	9級、8級及び7級の職務にある者	3級の職務にある者のうち局長、局次長、部長、病院長、病院参与、副病院事、参与、薬長、診療部長、室長、所長、看護専門学校の長、保健所長、担当部長、理事及び参与であるもの	4級の職務にある者のうち局長、局次長、部長、担当部長、薬剤部長、医療技術部長及び病院技監であるもの	5級の職務にある者		100分の20
	6級の職務にある者	3級の職務にある者	4級の職務にある者	4級の職務にある者	5級の職務にある者	100分の15

	うち副室長、副所長、この健康センター所長、保健所清水支所長、課長、担当課長及び参事であるもの並びに2級の職務にある者のうち副室長、副所長、課長、担当課長及び参事であるもの	うち科長、技監、副室長、課長、担当課長、参事、日部次長、担当課長、動物指導センター所長及び環境保健研究所長であるもの	うち科長、課長、地域包括ケア推進本部次長、担当課長、参事、技監、副室長及び教務長であるもの		
5級の職務にある者	3級の職務にある者のうち科長、診療技監、診療所長、呼吸器センター長及び主幹であるもの並びに2級の職務にある者のうち科長、診療技監、診療所	3級の職務にある者のうち副技師長、課長補佐及び主幹であるもの	4級の職務にある者のうち看護師長、教務主幹、課長補佐及び主幹であるもの	4級の職務にある者	100分の10

	長、障害者歯科保健センター長、認知症疾患医療センター長及び主幹であるもの				
4級及び3級の職務にある者及びある者に2級の職務にある者のうち満30歳に達する日以後の最初の4月1日以後のその基 準日において、勤続年数7年を経過したもの	3級の職務にある者のうち医長及び2級の職務にある者のうち医長並びに1級の職務にある者のうち新大6卒経験年数5年以上の医師及び歯科医師であるもの	3級の職務にある者のうち係長、副主幹、副技師長であるもの及び短大3卒経験年数9年以上のもの	4級の職務にある者のうち100分の20、100分の15又は100分の10の割合欄の適用を受けないもの、3級の職務にある者のうち短大看護教師、主任の助産師、主任の看護師、主任の保健師、副主任の助産師及び副主任の看護師であるもの並びに短大3卒経験年数9年以上のもの	3級の職務にある者及び2級の職務にある者のうち満30歳に達する日以後の最初の4月1日以後のその基 準日において、勤続年数7年を経過したもの	100分の5

				の並びに2 級の職務に ある者のう ち短大3卒 経験年数9 年以上のも の		
--	--	--	--	---	--	--

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第29号

静岡市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則（平成15年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「又は別表第2」を「、別表第2又は別表第3」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「区分」の次に「(別表第1及び別表第2を適用する場合に限る。)」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

平成19年4月1日から令和4年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	<p>(1) 平成19年4月1日から令和4年3月31日までの間において適用されていた静岡市職員の給与に関する条例（他の条例において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち市長が定めるもの</p> <p>(3) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち市長が定めるもの</p> <p>(4) 平成19年4月1日から令和4年3月31日までの間において適用されていた静岡市教育職員の給与に関する条例（以下「平成19年4月以後令和4年3月以前の教育職員給与条例」という。）の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものの</p>
-------	--

	<p>うち市長が定めるもの</p> <p>(5) 平成22年4月1日から令和4年3月31日までの間において適用されていた静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年静岡市条例第5号。他の条例において、引用し、又は準用する場合を含む。以下「平成22年4月以後令和4年3月以前の任期付職員条例」という。)第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号給及び7号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長が定めるもの</p>
第2号区分	<p>(1) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち市長が定めるもの</p> <p>(3) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第3号に掲げる者を除く。)のうち市長が定めるもの</p> <p>(4) 平成19年4月以後令和4年3月以前の教育職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち市長が定めるもの</p> <p>(5) 平成22年4月以後令和4年3月以前の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長が定めるもの</p>
第3号区分	<p>(1) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第1号区分の項第2号及び第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)</p>

	<p>の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第3号及び第2号区分の項第3号に掲げる者を除く。)のうち市長が定めるもの</p> <p>(4) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(5) 平成19年4月以後令和4年3月以前の教育職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第4号及び第2号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち市長が定めるもの</p> <p>(6) 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間において適用されていた静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例(平成29年静岡市条例第12号。以下「平成29年4月以後令和4年3月以前の小中学校教育職員等給与条例」という。)の小学校中学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち市長が定めるもの</p> <p>(7) 平成22年4月以後令和4年3月以前の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(8) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長が定めるもの</p>
第4号区分	<p>(1) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち市長が定めるもの</p> <p>(3) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第3号、第2号区分の項第3号及び第3号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち</p>

	<p>ち市長が定めるもの</p> <p>(5) 平成27年4月1日から令和4年3月31日までの間において適用されていた静岡市職員の給与に関する条例（他の条例において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成27年4月以後令和4年3月以前の給与条例」という。）の保育教諭給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(6) 平成19年4月以後令和4年3月以前の教育職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分の項第4号、第2号区分の項第4号及び第3号区分の項第5号に掲げる者を除く。）及び職務の級が3級であったものうち市長が定めるもの</p> <p>(7) 平成19年4月1日から平成27年3月31日までの間において適用されていた静岡市教育職員の給与に関する条例（以下「平成19年4月以後平成27年3月以前の教育職員給与条例」という。）の幼稚園教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(8) 平成29年4月以後令和4年3月以前の小中学校教育職員等給与条例の小中学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第3号区分の項第6号に掲げる者を除く。）及び職務の級が3級であったものうち市長が定めるもの</p> <p>(9) 平成22年4月以後令和4年3月以前の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長が定めるもの</p>
第5号区分	<p>(1) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち市長が定めるもの</p> <p>(3) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものう</p>

	<p>ち市長が定めるもの</p> <p>(4) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち市長が定めるもの</p> <p>(5) 平成27年4月以後令和4年3月以前の給与条例の保育教諭給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(6) 平成19年4月以後令和4年3月以前の教育職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第4号区分の項第6号に掲げる者を除く。)及び職務の級が2級であったものうち市長が定めるもの</p> <p>(7) 平成19年4月以後平成27年3月以前の教育職員給与条例の幼稚園教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち市長が定めるもの</p> <p>(8) 平成29年4月以後令和4年3月以前の小中学校教育職員等給与条例の小学校中学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第4号区分の項第8号に掲げる者を除く。)及び特2級であったもの並びに職務の級が2級であったものうち市長が定めるもの</p> <p>(9) 平成29年4月以後令和4年3月以前の小中学校教育職員等給与条例の小学校中学校行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級及び5級であったもの</p> <p>(10) 平成29年4月以後令和4年3月以前の小中学校教育職員等給与条例の小学校中学校医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(11) 平成22年4月以後令和4年3月以前の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給及び2号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(12) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長が定めるもの</p>
第6号区分	(1) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの

- (2) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第4号区分の項第2号及び第5号区分の項第2号に掲げるものを除く。)
- (3) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第5号区分の項第3号に掲げるものを除く。)及び職務の級が2級であったもののうち市長が定めるもの
- (4) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第4号及び第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。)及び3級であったもの
- (5) 平成27年4月以後令和4年3月以前の給与条例の保育教諭給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
- (6) 平成19年4月以後令和4年3月以前の教育職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第5号区分の項第6号に掲げる者を除く。)のうち市長が定めるもの
- (7) 平成19年4月以後平成27年3月以前の教育職員給与条例の幼稚園教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第5号区分の項第7号に掲げる者を除く。)のうち市長が定めるもの
- (8) 平成29年4月以後令和4年3月以前の小中学校教育職員等給与条例の小学校中学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第5号区分の項第8号に掲げる者を除く。)のうち市長が定めるもの
- (9) 平成29年4月以後令和4年3月以前の小中学校教育職員等給与条例の小学校中学校行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
- (10) 平成29年4月以後令和4年3月以前の小中学校教育職員等給与条例の小学校中学校医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの及び職務の級が4級であったもののうち市長が

	定めるもの (11) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長が定めるもの
第7号区分	<p>(1) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(2) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの</p> <p>(3) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げるものを除く。)</p> <p>(4) 平成19年4月以後令和4年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち市長が定めるもの</p> <p>(5) 平成27年4月以後令和4年3月以前の給与条例の保育教諭給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(6) 平成19年4月以後令和4年3月以前の教育職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第5号区分の項第6号及び第6号区分の項第6号に掲げる者を除く。)のうち市長が定めるもの</p> <p>(7) 平成19年4月以後平成27年3月以前の教育職員給与条例の幼稚園教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第5号区分の項第7号及び第6号区分の項第7号に掲げる者を除く。)</p> <p>(8) 平成29年4月以後令和4年3月以前の小中学校教育職員等給与条例の小学校中学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第5号区分の項第8号及び第6号区分の項第8号に掲げる者を除く。)のうち市長が定めるもの</p> <p>(9) 平成29年4月以後令和4年3月以前の小中学校教育職員等給与条例の小学校中学校行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(10) 平成29年4月以後令和4年3月以前の小中学校教育職員等給与条例の</p>

	<p>小学校中学校医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第6号区分の項第10号に掲げる者を除く。）</p> <p>(11) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長が定めるもの</p>
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第11条関係）

令和4年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	<p>(1) 令和4年4月以後適用されている静岡市職員の給与に関する条例（他の条例において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「令和4年4月以後の給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(2) 令和4年4月以後の給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち市長が定めるもの</p> <p>(3) 令和4年4月以後の給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち市長が定めるもの</p> <p>(4) 令和4年4月以後適用されている静岡市教育職員の給与に関する条例（以下「令和4年4月以後の教育職員給与条例」という。）の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち市長が定めるもの</p> <p>(5) 令和4年4月以後適用されている静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号。他の条例において、引用し、又は準用する場合を含む。以下「令和4年4月以後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号給及び7号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長が定めるもの</p>
第2号区分	(1) 令和4年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの

	<p>(2) 令和4年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち市長が定めるもの</p> <p>(3) 令和4年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第3号に掲げる者を除く。)のうち市長が定めるもの</p> <p>(4) 令和4年4月以後の教育職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち市長が定めるもの</p> <p>(5) 令和4年4月以後の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長が定めるもの</p>
第3号区分	<p>(1) 令和4年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 令和4年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第1号区分の項第2号及び第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 令和4年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第3号及び第2号区分の項第3号に掲げる者を除く。)のうち市長が定めるもの</p> <p>(4) 令和4年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(5) 令和4年4月以後の教育職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第4号及び第2号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち市長が定めるもの</p> <p>(6) 令和4年4月以後適用されている静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例(以下「令和4年4月以後の小中学校教育職員等給与条例」という。)の小学校中学校教育職給料表の適用を受けてい</p>

	<p>た者でその属する職務の級が4級であったもののうち市長が定めるもの</p> <p>(7) 令和4年4月以後の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(8) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長が定めるもの</p>
第4号区分	<p>(1) 令和4年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 令和4年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち市長が定めるもの</p> <p>(3) 令和4年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第3号、第2号区分の項第3号及び第3号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 令和4年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち市長が定めるもの</p> <p>(5) 令和4年4月以後の給与条例の保育教諭給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(6) 令和4年4月以後の教育職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第4号、第2号区分の項第4号及び第3号区分の項第5号に掲げる者を除く。)及び職務の級が3級であったもののうち市長が定めるもの</p> <p>(7) 令和4年4月以後の小中学校教育職員等給与条例の小学校中学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第6号に掲げる者を除く。)及び職務の級が3級であったもののうち市長が定めるもの</p> <p>(8) 令和4年4月以後の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの</p>

	(9) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長が定めるもの
第5号区分	<p>(1) 令和4年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 令和4年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち市長が定めるもの</p> <p>(3) 令和4年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち市長が定めるもの</p> <p>(4) 令和4年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち市長が定めるもの</p> <p>(5) 令和4年4月以後の給与条例の保育教諭給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(6) 令和4年4月以後の教育職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第4号区分の項第6号に掲げる者を除く。)及び職務の級が2級であったもののうち市長が定めるもの</p> <p>(7) 令和4年4月以後の小中学校教育職員等給与条例の小学校中学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第4号区分の項第7号に掲げる者を除く。)及び特2級であったもの並びに職務の級が2級であったもののうち市長が定めるもの</p> <p>(8) 令和4年4月以後の小中学校教育職員等給与条例の小学校中学校行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級及び5級であったもの</p> <p>(9) 令和4年4月以後の小中学校教育職員等給与条例の小学校中学校医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(10) 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給及び2号給の給料月額を受けていたもの</p>

	(11) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長が定めるもの
第6号区分	<p>(1) 令和4年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級及び3級であったもの</p> <p>(2) 令和4年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第4号区分の項第2号及び第5号区分の項第2号に掲げるものを除く。)</p> <p>(3) 令和4年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第5号区分の項第3号に掲げるものを除く。)及び職務の級が2級であったもののうち市長が定めるもの</p> <p>(4) 令和4年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第4号及び第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。)及び3級であったもの</p> <p>(5) 令和4年4月以後の給与条例の保育教諭給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(6) 令和4年4月以後の教育職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第5号区分の項第6号に掲げる者を除く。)のうち市長が定めるもの</p> <p>(7) 令和4年4月以後の小中学校教育職員等給与条例の小学校中学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第5号区分の項第7号に掲げる者を除く。)のうち市長が定めるもの</p> <p>(8) 令和4年4月以後の小中学校教育職員等給与条例の小学校中学校行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(9) 令和4年4月以後の小中学校教育職員等給与条例の小学校中学校医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの及び職務の級が4級であったもののうち市長が定めるもの</p> <p>(10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長が定めるもの</p>
第7号区分	(1) 令和4年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者で

	<p>その属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(2) 令和4年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの</p> <p>(3) 令和4年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げるものを除く。)</p> <p>(4) 令和4年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち市長が定めるもの</p> <p>(5) 令和4年4月以後の給与条例の保育教諭給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(6) 令和4年4月以後の教育職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第5号区分の項第6号及び第6号区分の項第6号に掲げる者を除く。)のうち市長が定めるもの</p> <p>(7) 令和4年4月以後の小中学校教育職員等給与条例の小学校中学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第5号区分の項第7号及び第6号区分の項第7号に掲げる者を除く。)のうち市長が定めるもの</p> <p>(8) 令和4年4月以後の小中学校教育職員等給与条例の小学校中学校行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(9) 令和4年4月以後の小中学校教育職員等給与条例の小学校中学校医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第6号区分の項第9号に掲げる者を除く。)</p> <p>(10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長が定めるもの</p>
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第30号

静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

行政職給料表	医療職給料表（1）	医療職給料表（2）	医療職給料表（3）	保育教諭給料表	高等学校等教育職給料表	小学校中学校教育職給料表	小学校中学校行政職給料表	小学校中学校医療職給料表
7級以上	3級	4級	5級		4級	4級		
6級	2級		4級	5級	3級	3級		
5級	1級	3級		4級		特2級	5級以上	6級
4級及び3級		2級	3級	3級	2級	2級	4級	5級
2級			2級	2級	1級	1級	3級	4級
1級		1級	1級	1級			2級以下	3級以下

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第31号

静岡市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市屋外広告物条例施行規則(平成15年静岡市規則第218号)の一部を次のように改正する。

第6条の2の次に次の1条を加える。

(公共的取組)

第6条の3 条例第6条第9項に規定する規則で定める公共的取組は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域住民等が主体となって行う催物又は地方公共団体が支援する催物
- (2) 公共空間におけるベンチ、街灯、自転車駐輪場その他これらに類する工作物で歩行者又は利用者の利便の増進に資するものの整備又は維持管理
- (3) 公共空間における食事施設その他これに類する施設で歩行者又は利用者の利便の増進に資するものの整備又は維持管理
- (4) 公共空間における植栽、花壇その他これらに類する修景施設の整備又は維持管理
- (5) 条例第6条第1項第6号の広告物又は掲出物件の整備又は維持管理
- (6) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第1項の規定により定められた都市再生整備計画に基づき設置する同条第3項第2号イの滞在快適性等向上施設等、同条第25項の都市利便増進施設及び同法第73条第2項において読み替えて準用する同法第45条の2第2項第1号の都市再生整備歩行者経路の整備又は維持管理
- (7) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の7に規定する認定公募設置等計画に基づき設置する同法第5条の2第2項第5号の特定公園施設(自らの負担で建設するものに限る。)及び同項第6号の利便増進施設(当該施設の収入がその整備又は維持管理に充てられるものを除く。)の整備又は維持管理
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地域における良好な環境や地域の価値を維持向上させるものとして市長が認める取組

第7条第1号中「広告景観整備地区」を「整備地区」に改める。

第10条第3項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 条例第6条第9項の規定による許可を受けようとする者にあつては、公共的取組の内容及び当該取組に係る資金計画が記載された図書別表第2の2個別基準に次のように加える。

(4) 条例第6条第9項の基準

ア 特別規制地域において表示し、又は設置する場合

(ア) この表の2(2)(イ)の基準に適合していること。

(イ) 広告物の意匠及び色彩が周辺の景観と調和するものであること。

イ 禁止物件に表示し、又は設置する場合

(ア) 禁止物件の効用を妨げるようなものでないこと。

(イ) 広告物の意匠及び色彩が禁止物件及び周辺の景観と調和するものであること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第32号

静岡市立看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立看護専門学校学則の一部を改正する規則

静岡市立看護専門学校学則（平成15年静岡市規則第163号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項第3号を削る。

第20条第2項中「第39条第1号」を「第40条第2項第2号」に改める。

第30条第1項に次の1号を加える。

(9) 教育課程編成会議

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

静岡市立静岡看護専門学校教育課程

卒業必修科目

区分	教育内容	授業科目	単位数	時間数	備考	
基礎分野	科学的思考の基盤	教育学	1	30		
		心理学	1	30		
		日本語表現	1	30		
		ものの見方・考え方	1	15		
		生物学	1	30		
		情報科学	1	30		
	人間と生活・社会 の理解	健康とスポーツ（必修選択）		1	30	ストレッチ又は球技
			生命倫理学	1	15	
		家族社会学	1	30		
		暮らしと健康	1	20		
		外国語会話（必修選択）		1	30	英会話又は中国語会話

		英語	1	30	
		人間関係論	1	30	
		ピア・サポート論	1	15	
	小計		14	365	
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1	30	
		解剖生理学Ⅱ	1	30	
		解剖生理学Ⅲ	1	30	
		看護のための人間論	1	30	
	疾病の成り立ちと回復の促進	生化学	1	30	
		病理学	1	20	
		病態生理と治療Ⅰ	1	30	
		病態生理と治療Ⅱ	1	30	
		病態生理と治療Ⅲ	1	30	
		病態生理と治療Ⅳ	1	30	
		病態生理と治療Ⅴ	1	20	
		看護のための疾病論	1	30	
		微生物学	1	30	
		薬理学	1	30	
		臨床薬理学	1	15	
		看護サイエンス	1	15	
		健康支援と社会保障制度	保健医療論	1	15
			栄養管理特論	1	30
	社会福祉論Ⅰ		1	15	
	社会福祉論Ⅱ		1	30	
	法と関係法規		1	30	
	公衆衛生学		1	15	
小計		22	565		
専門分野	基礎看護学	看護の原理	1	30	
		看護のための認識論	1	15	
		看護の方法Ⅰ	1	30	

	看護の方法Ⅱ	1	30
	看護の方法Ⅲ	1	20
	看護の方法Ⅳ	1	30
	看護の方法Ⅴ	1	30
	看護の方法Ⅵ	1	30
	看護の方法Ⅶ	1	30
	看護基礎力アップ演習	1	15
	看護理論	1	15
地域・在宅看護論	地域と暮らしを知る演習Ⅰ	1	15
	地域と暮らしを知る演習Ⅱ	1	20
	家族の理解と看護	1	15
	地域・在宅看護の展開Ⅰ	1	30
	地域・在宅看護の展開Ⅱ	2	40
	地域・在宅看護の探究	1	15
成人看護学	成人看護概論	1	15
	成人看護の展開Ⅰ	1	30
	成人看護の展開Ⅱ	1	30
	成人看護の展開Ⅲ	1	30
	成人看護の展開Ⅳ	1	30
	成人看護学習支援演習	1	20
老年看護学	老年看護概論	1	15
	老年看護の展開Ⅰ	1	30
	老年看護の展開Ⅱ	1	30
	老年看護の展開Ⅲ	1	30
小児看護学	小児看護概論	1	20
	小児看護援助論	1	15
	小児看護の展開Ⅰ	1	30
	小児看護の展開Ⅱ	1	30
母性看護学	母性看護概論	1	15
	母性看護援助論	1	30

		母性看護の展開Ⅰ	1	30		
		母性看護の展開Ⅱ	1	20		
	精神看護学	精神保健論	1	30		
		精神看護概論	1	15		
		精神看護の展開Ⅰ	1	30		
		精神看護の展開Ⅱ	1	15		
	看護の統合と実践	看護マネジメント	1	15		
		医療安全	1	15		
		災害看護・国際看護	2	40		
		看護研究	2	40		
		看護実践力アップ演習	1	20		
臨地 実習	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ	1	45		
		基礎看護学実習Ⅱ	2	90		
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論実習Ⅰ	2	90		
		地域・在宅看護論実習Ⅱ	2	90		
	成人看護学	成人看護学実習Ⅰ	2	90		
		成人看護学実習Ⅱ	2	90		
	老年看護学	老年看護学実習	3	135		
	小児看護学	小児看護学実習	2	90		
	母性看護学	母性看護学実習	2	90		
	精神看護学	精神看護学実習	2	90		
	看護の統合と実践	発展看護実習	3	135		
	小計			70	2,115	
	合計			106	3,045	

別表第2 (第7条関係)

1 静岡市立清水看護専門学校看護学科教育課程

卒業必修科目

区分	教育内容	授業科目	単位数	時間	備考
基礎分野	科学的思考の基盤	論理的思考	1	30	

		生活行動科学	1	30
		教育学	1	15
		情報リテラシー	1	30
		英会話	1	30
		医療英語	1	15
		キャリアデザイン	1	15
	人間と生活・社会の理解	生物学	1	30
		心理学	1	30
		人間関係論	1	30
		生命倫理学	1	30
		社会学	1	30
		健康とスポーツ	1	30
		静岡地域学	1	15
	小計		14	360
専門基礎 分野	人体の構造と機能	形態機能学Ⅰ	1	30
		形態機能学Ⅱ	1	30
		形態機能学Ⅲ	1	30
		形態機能学Ⅳ	1	15
		看護臨床判断の基礎	1	30
	疾病の成り立ちと回復 の促進	生化学	1	30
		栄養学	1	30
		微生物学	1	30
		薬理学	1	30
		臨床薬理学	1	30
		臨床医学特論	1	30
		病理学	1	30
		病態生理学Ⅰ	1	30
		病態生理学Ⅱ	1	30
		病態生理学Ⅲ	1	30
		病態生理学Ⅳ	1	30

健康支援と社会保障制度	総合医療論	1	15	
	公衆衛生	1	15	
	社会福祉論Ⅰ	1	15	
	社会福祉論Ⅱ	1	15	
	暮らしのしくみ	1	30	
	医療関係法律論	1	15	
	小計	22	570	
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1	30
		看護の方法Ⅰ	1	30
		看護の方法Ⅱ	1	30
		看護の方法Ⅲ	1	30
		看護の方法Ⅳ	1	30
		看護の方法Ⅴ	1	30
		看護の方法Ⅵ	1	30
		看護の方法Ⅶ	1	15
		看護過程演習	1	30
		看護研究	1	30
		看護管理	1	15
		地域・在宅看護論	地域・在宅看護論概論	1
	地域・在宅看護論演習		2	45
	地域・在宅看護の方法Ⅰ		1	30
	地域・在宅看護の方法Ⅱ		1	30
	地域・在宅看護の方法Ⅲ		1	30
	成人看護学	成人看護学概論	1	15
		成人看護の方法Ⅰ	1	30
		成人看護の方法Ⅱ	1	30
		成人看護の方法Ⅲ	1	30
		成人看護の方法Ⅳ	1	30
		成人看護の方法Ⅴ	1	30
	老年看護学	老年看護学概論	1	15

		老年看護の方法Ⅰ	1	30
		老年看護の方法Ⅱ	1	15
		老年看護の方法Ⅲ	1	30
	小児看護学	小児看護学概論	1	15
		小児看護の方法Ⅰ	1	30
		小児看護の方法Ⅱ	1	30
		小児看護の方法Ⅲ	1	30
	母性看護学	母性看護学概論	1	15
		母性看護の方法Ⅰ	1	30
		母性看護の方法Ⅱ	1	30
		母性看護の方法Ⅲ	1	30
	精神看護学	精神看護学概論	1	30
		精神看護の方法Ⅰ	1	15
		精神看護の方法Ⅱ	1	30
		精神看護の方法Ⅲ	1	15
	看護の統合と実践	医療安全	1	15
		災害看護	1	15
		国際情報論	1	30
		看護技術の統合	1	30
臨地 実習	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ	1	45
		基礎看護学実習Ⅱ	2	90
		基礎看護学実習Ⅲ	2	90
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論実習Ⅰ	2	90
		地域・在宅看護論実習Ⅱ	3	90
	成人看護学	成人看護学実習	3	90
	老年看護学	老年看護学実習Ⅰ	2	90
		老年看護学実習Ⅱ	3	90
	小児看護学	小児看護学実習	3	90
	母性看護学	母性看護学実習	3	90
精神看護学	精神看護学実習	3	90	

	看護の統合と実践	統合実習	3	90	
	小計		73	2,130	
合計			109	3,060	

2 静岡市立清水看護専門学校助産学科教育課程

卒業必修科目

教育内容	授業科目	単位数	時間	備考
基礎助産学	助産学概論	1	30	
	母子の基礎科学	1	30	
	女性の健康科学	1	15	
	家族の心理・社会学	1	15	
	カウンセリング技法	1	15	
	健康教育演習	1	15	
	助産学研究	1	15	
	小計	7	135	
助産診断・技術学	妊娠期の助産診断・技術学	1	30	
	分べん期の助産診断・技術学	1	30	
	産じょく期の助産診断・技術学	1	30	
	新生児期の助産診断・技術学	1	30	
	分べん介助技術	1	30	
	妊娠期の指導技術	1	30	
	産じょく期の指導技術	1	30	
	母児救命	1	15	
	臨床判断演習	1	15	
	ウイメンズヘルスケア	1	30	
	小計	10	270	
地域母子保健	地域母子保健Ⅰ	1	30	
	地域母子保健Ⅱ	1	15	
	小計	2	45	
助産管理	助産管理	1	15	

	災害と助産	1	30
	小計	2	45
臨地実習	助産診断・技術学実習Ⅰ	4	180
	助産診断・技術学実習Ⅱ	5	225
	地域母子保健実習	2	90
	小計	11	495
合計		32	990

様式第1号(表)中

「

ふりがな		性別	男・女	※受験番号	を
本籍					

」

「

本籍		※受験番号	に

」

改め、同(表)(注)2中「本籍地」を「本籍」に改める。

様式第6号中

「

ふりがな		性別	男・女	※受験番号	を
本籍					

」

「

本籍		※受験番号	に

」

改め、同様式に(注)として次のように加える。

(注)

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 本籍の欄は、都道府県名を記入してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡市立看護学校学則第7条、別表第1及び別表第2の規定は、令和4年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

静岡市規則第33号

静岡市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市駐車場条例施行規則（平成15年静岡市規則第226号）の一部を次のように改正する。

別表中「10時間」を「5時間15分」に、「3,900円」を「2,000円」に、「5時間45分」を「3時間45分」に、「2,200円」を「1,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の静岡市駐車場条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に入場する自動車に係る使用料について適用し、同日前に入場した自動車に係る使用料については、なお従前の例による。

静岡市規則第34号

静岡市会計規則等の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計規則等の一部を改正する規則

(静岡市会計規則の一部改正)

第1条 静岡市会計規則(平成15年静岡市規則第45号)の一部を次のように改正する。

目次中「第54条」を「第56条」に改める。

第7条第2項を次のように改める。

2 証拠書類の首標金額以外の金額、数量及び単価の加除訂正については、市長が別に定めるところによる。

第8条第2項を削る。

第48条第2項中「及び印鑑」を削る。

第2章第3節第3款の款名を削る。

第53条から第55条までを次のように改める。

第53条から第55条まで 削除

第56条の前に次の款名を付する。

第3款 支払手続

第69条の次に次の1条を加える。

(支払証明書)

第69条の2 支出する場合において、領収証書を徴することが不適當又は著しく困難な経費については、主管の長が作成した支払証明書(様式第21号の2)をもって領収証書に代えることができる。

様式第12号から様式第14号までを次のように改める。

様式第12号から様式第14号まで 削除

様式第19号中「振替手続き」を「振替手続」に改める。

様式第21号中

「住所
氏名」を「住所
氏名」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第47号中「㊤」を削る。

(静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部改正)

第2条 静岡市国民健康保険条例等施行規則(平成16年静岡市規則第43号)の一部を次のように改正する。

様式第9号その1(乙)、様式第9号その2(乙)から様式第9号その2(丁)まで、様式第9号その3(乙)から様式第9号その3(丁)まで、様式第9号その4(乙)、様式第9号その4(丙)、様式第12号、様式第13号、様式第14号及び様式第16号中「㊤」を削る。

(静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(平成15年静岡市規則第72号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削る。

様式第2号(裏)(注)を削る。

様式第6号(注)を削る。

様式第7号(注)を削る。

様式第10号(注)を削る。

様式第13号(注)を削る。

様式第16号(注)を削る。

(静岡市遺族援護資金貸付規則の一部改正)

第4条 静岡市遺族援護資金貸付規則(平成15年静岡市規則第73号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「静岡市長 様」を「(宛先)静岡市長」に改め、「㊤」を削る。

様式第3号及び様式第4号中「静岡市長 様」を「(宛先)静岡市長」に改める。

(静岡市消費生活条例施行規則の一部改正)

第5条 静岡市消費生活条例施行規則(平成19年静岡市規則第61号)の一部を次のように改正する。

様式第5号、様式第10号、様式第14号及び様式第16号中「㊤」を削る。

(静岡市生活保護法施行細則の一部改正)

第6条 静岡市生活保護法施行細則(平成15年静岡市規則第91号)の一部を次のように改正する。

様式第23号及び様式第31号から様式第32号その3までの規定中「㊤」を削る。

(静岡市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の一部改正)

第7条 静岡市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則（平成20年静岡市規則第42号）の一部を次のように改正する。

様式第22号及び様式第31号中「㊟」を削る。

様式第32号その1を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第32号その2及び様式第32号その3中「㊤」を削る。

(静岡市外国人高齢者福祉手当規則の一部改正)

第8条 静岡市外国人高齢者福祉手当規則(平成15年静岡市規則第104号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「㊤」を削る。

(静岡市児童福祉法等施行細則の一部改正)

第9条 静岡市児童福祉法等施行細則(平成15年静岡市規則第110号)の一部を次のように改正する。

様式第5号の2(裏面)中

「		所在地		「		所在地
		医療機関 名称				名 称
		又は薬局 代表者氏名	㊤	を		代表者氏名 に改める。
		電話番号	」			電話番号
						担当者 』

様式第5号の2の5中「㊤」を削る。

様式第5号の2の15中「確認印」を「確認者名」に、「徴収印」を「担当者名」に改める。

(静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第10条 静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(平成15年静岡市規則第111号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)を削る。

様式第2号中「㊤」を削る。

様式第5号に(注)として次のように加える。

(注) 借主、連帯借主及び連帯保証人の印は実印を押印し、印鑑証明書1通を添付してください。

様式第6号に(注)として次のように加える。

(注) 借主及び連帯借主の印は実印を押印し、印鑑証明書1通を添付してください。

様式第7号(注)を削る。

様式第8号(注)を削る。

様式第9号(注)を削る。

様式第10号中

「住所」を申請者（借主）の住所に改める。
 「住所」を申請者（借主）の住所に改める。
 氏名 ④ 氏名」

様式第11号（注）を削る。

様式第12号（注）を削る。

様式第13号（注）を削る。

様式第14号に（注）として次のように加える。

（注）貸付決定者（借主）、連帯借主及び連帯保証人の印は実印を押印し、印鑑証明書1通を添付してください。

様式第15号中「④」を削る。

様式第16号に（注）として次のように加える。

（注）貸付決定者（借主）及び連帯借主の印は実印を押印し、印鑑証明書1通を添付してください。

様式第17号（注）を削る。

様式第18号（注）を削る。

様式第19号（注）を削る。

様式第20号（注）を削る。

（静岡市交通遺児等福祉手当条例施行規則の一部改正）

第11条 静岡市交通遺児等福祉手当条例施行規則（平成15年静岡市規則第112号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（裏）中

「担当地区民生委員・児童委員」を「担当地区民生委員・児童委員」に改める。
 「担当地区民生委員・児童委員」を「担当地区民生委員・児童委員」に改める。
 住所 を 住所 に改める。
 氏名 ④ 氏名」

様式第3号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第5号中「担当地区民生委員氏名 ④」を「担当地区民生委員氏名」に改める。

（静岡市母子家庭等医療費助成規則の一部改正）

第12条 静岡市母子家庭等医療費助成規則（平成15年静岡市規則第114号）の一部を次のように改正する。

様式第2号その1及び様式第2号その2中

「所在地
 保険者又は名称
 事業主代表者
 代表者」
 を
 「所在地
 保険者又は名称
 事業主代表者
 担当者」
 に改める。

様式第5号中

「所在地
 医療機関等名称
 代表者」
 を
 「所在地
 医療機関等
 代表者
 担当者」
 に改める。

(静岡市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第13条 静岡市身体障害者福祉法施行細則(平成15年静岡市規則第122号)の一部を次のように改正する。

様式第12号及び様式第19号中「㊟」を削る。

(静岡市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第14条 静岡市知的障害者福祉法施行細則(平成15年静岡市規則第123号)の一部を次のように改正する。

様式第11号中「㊟」を削る。

(静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の一部改正)

第15条 静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則(平成18年静岡市規則第179号)の一部を次のように改正する。

様式第33号中「㊟」を削る。

様式第34号の1(表)中「印」を削り、同様式(裏)中「㊟」を削る。

様式第34号の2(表)中「印」を削り、同様式(裏)中「㊟」を削る。

様式第34号の3(表)中「印」を削り、同様式(裏)中「㊟」を削る。

様式第34号の4(表)中「印」を削り、同様式(裏)中「㊟」を削る。

様式第34号の5(表)中「印」を削り、同様式(裏)中「㊟」を削る。

様式第35号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「(自署又は記名押印)」を削る。

様式第40号中「確認印」を「確認者名」に、「自己負担額徴収印」を「担当者名」に改める。

様式第41号(表)中「確認印」を「確認者名」に改め、「㊟」を削り、「自己負担額徴収印」

を「担当者名」に改め、同様式（裏）中「自己負担額徴収印」を「担当者名」に改める。

（静岡市重度心身障害児扶養手当条例施行規則の一部改正）

第16条 静岡市重度心身障害児扶養手当条例施行規則（平成15年静岡市規則第125号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊸」を削る。

様式第3号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

（静岡市重度心身障害者医療費助成規則の一部改正）

第17条 静岡市重度心身障害者医療費助成規則（平成15年静岡市規則第126号）の一部を次のように改正する。

様式第2号その1及び様式第2号その2中

「		所在地	「		所在地	
	所在地			所在地		
保険者又は			保険者又は	名称		
事業主	名称		を	事業主	代表者	に改める。
			代表者	代表者		
			㊸			
				担当者	」	

（静岡市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則の一部改正）

第18条 静岡市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則（平成15年静岡市規則第127号）の一部を次のように改正する。

様式第12号中「㊸」を削る。

（静岡市精神障害者医療費助成規則の一部改正）

第19条 静岡市精神障害者医療費助成規則（平成15年静岡市規則第128号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「		所在地	「		所在地	
	所在地			名称		
医療機関	名称		を	医療機関	代表者	に改める。
				代表者		
				担当者	」	

様式第2号中「㊸」を削る。

様式第3号その1及び様式第3号その2中

「		「		
	所在地		所在地	
保険者又は	名 称	を	保険者又は	名 称
事 業 主	代表者	Ⓜ	事 業 主	代表者
				に改める。
			担当者	」

(静岡市特定疾病患者医療費助成規則の一部改正)

第20条 静岡市特定疾病患者医療費助成規則(平成15年静岡市規則第129号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「Ⓜ」を削る。

(静岡市外国人障害者福祉手当規則の一部改正)

第21条 静岡市外国人障害者福祉手当規則(平成15年静岡市規則第130号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「Ⓜ」を削る。

(静岡市中心身障害者扶養共済条例施行規則の一部改正)

第22条 静岡市中心身障害者扶養共済条例施行規則(平成17年静岡市規則第45号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「Ⓜ」を削る。

様式第12号(注)を削る。

様式第13号(注)を削る。

様式第14号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第23号（注）を削る。

様式第27号（注）を削る。

（静岡市母子保健法施行細則の一部改正）

第23条 静岡市母子保健法施行細則（平成15年静岡市規則第133号）の一部を次のように改正する。

様式第6号、様式第9号及び様式第10号中「㊟」を削る。

（静岡市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部改正）

第24条 静岡市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成15年静岡市規則第134号）の一部を次のように改正する。

様式第22号中「㊟」を削る。

（静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部改正）

第25条 静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成30年静岡市規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第2号（表）中「確認印」を「確認者名」に、「徴収印」を「担当者名」に改め、同様式（裏）中「徴収印」を「担当者名」に、「を記入し、確認印を押印して」を「及び確認者名を記入して」に改める。

様式第20号中「㊟」を削る。

（静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部改正）

第26条 静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（平成17年静岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

様式第41号中「医師氏名（署名又は記名押印） ㊟」を「医師氏名」に改める。

（静岡市簡易水道事業会計規則の一部改正）

第27条 静岡市簡易水道事業会計規則（令和2年静岡市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「、債主印」を削る。

（静岡市病院事業会計規則の一部改正）

第28条 静岡市病院事業会計規則（平成15年静岡市規則第160号）の一部を次のように改正する。

第34条を次のように改める。

第34条 削除

（静岡市立清水病院医学生修学資金貸与条例施行規則の一部改正）

第29条 静岡市立清水病院医学生修学資金貸与条例施行規則（平成27年静岡市規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削る。

様式第3号中

「修学資金の貸与の決定を受けた者		「修学資金の貸与の決定を受けた者
住所		住所
氏名	を	氏名
電話番号	㊤	電話番号
	」	」
		に改

める。

様式第4号から様式第7号まで、様式第9号及び様式第10号中「㊤」を削る。

様式第11号中

「修学資金を返還しなければならない者		「修学資金を返還しなければならない者
住所		住所
氏名	を	氏名
電話番号	㊤	電話番号
	」	」

に改める。

様式第12号中「㊤」を削る。

（静岡市立清水病院看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部改正）

第30条 静岡市立清水病院看護師等修学資金貸与条例施行規則（平成22年静岡市規則第60号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削る。

様式第3号中

「修学資金の貸与の決定を受けた者		「修学資金の貸与の決定を受けた者
住所		住所
氏名	を	氏名
電話番号	㊤	電話番号
	」	」
		に改める。

様式第4号から様式第11号まで、様式第13号及び様式第14号中「㊤」を削る。

様式第15号中

「修学資金を返還しなければならない者		「修学資金を返還しなければならない者
住所	を	住所
氏名	㊤	氏名
		に

電話番号」電話番号」

改める。

様式第16号中「㊟」を削る。

(静岡市看護師等修学資金貸与等規則の一部改正)

第31条 静岡市看護師等修学資金貸与等規則(平成15年静岡市規則第165号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(表)中「静岡市長様」を「(宛先)静岡市長」に改め、「㊟」を削り、同様式(裏)(注)に次のように加える。

3 連帯保証人の印は実印を押印し、印鑑証明書1通を添付してください。

様式第3号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第4号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、同様式(注)3を削る。

様式第5号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、同様式(注)3を削る。

(静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則の一部改正)

第32条 静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則(平成15年静岡市規則第224号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改める。

様式第8号中「かぎ」を「鍵」に改める。

様式第9号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改める。

様式第10号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、「㊤」を削る。

(静岡市遠距離大学等通学費貸与条例施行規則の一部改正)

第33条 静岡市遠距離大学等通学費貸与条例施行規則(平成28年静岡市規則第64号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削る。

様式第4号中

「通学費の貸与の決定を受けた者		「通学費の貸与の決定を受けた者
住所		住所
本籍地		本籍地
氏名	㊤	氏名
保護者	を	保護者
		に改める。
住所		住所
本籍地		本籍地
氏名	㊤	氏名
本人との続柄	」	本人との続柄
		」

様式第5号、様式第6号及び様式第8号中「㊤」を削る。

様式第9号中

「通学費の返還をしなければならない者		「通学費の返還をしなければならない者
住所		住所
氏名	㊤	氏名
保護者	を	保護者
		に
住所		住所
氏名	㊤	氏名

静岡市規則第35号

静岡市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

静岡市生活保護法施行細則（平成15年静岡市規則第91号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（徴収金の滞納処分に係る市長権限事務の一部委任）

第27条 市長は、法第77条の2第1項及び法第78条第1項から第3項までの規定による徴収金及びこれに係る延滞金について、滞納処分のための財産調査に関する質問、検査及び搜索並びに動産、有価証券及び債権（その移転につき登録を要するものを除く。）の差押え並びにこれらに付随する事務を、その事務を主管する課に所属する職員に委任する。

2 前項の規定による事務の委任を受けた職員の身分を示す証票は、生活保護法徴収金滞納処分職員証（様式第57号）によるものとする。

様式第56号の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第36号

静岡市立清水病院医療研究奨励鈴与基金条例施行規則を廃止する規則をここに制定する。

令和4年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立清水病院医療研究奨励鈴与基金条例施行規則を廃止する規則

静岡市立清水病院医療研究奨励鈴与基金条例施行規則（平成15年静岡市規則第56号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第37号

静岡市立清水病院条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立清水病院条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立清水病院条例施行規則(平成15年静岡市規則第159号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

<p>(16) 1日人間 ドック料</p>	<p>標準健診</p>	<p>1回につき</p>	<p>39,600円</p>	<p>1 婦人科検診、前立腺検診及び肺がん検診は、標準健診に加えて実施する。</p> <p>2 婦人科検診</p> <p>(1) 乳がん検診を行った場合は、6,050円を加算する。</p> <p>(2) 子宮がん頸部検診を行った場合は、3,850円を加算する。</p> <p>(3) 子宮がん頸部検診とH P V 検査を行った場合は、9,350円を加算する。</p> <p>(4) 子宮がん体部検診を行った場合は、7,150円を加算する。</p> <p>3 前立腺検診</p> <p>P S A 検査を行った場合は、3,300円を加算する。</p> <p>4 肺がん検診</p>
---------------------------	-------------	--------------	----------------	---

を

				肺がん検診を行った場合は、15,400円を加算する。
--	--	--	--	----------------------------

「

(16) 1日人間 ドック料	標準健診	1回につき	38,200円	<p>1 婦人科検診、前立腺検診、肺がん検診及び感染症検診は、標準健診に加えて実施する。</p> <p>2 婦人科検診</p> <p>(1) 乳がん検診を行った場合は、6,050円を加算する。</p> <p>(2) 子宮がん頸部検診を行った場合は、3,850円を加算する。</p> <p>(3) 子宮がん頸部検診とH P V 検査を行った場合は、9,350円を加算する。</p> <p>(4) 子宮がん体部検診を行った場合は、7,150円を加算する。</p> <p>3 前立腺検診</p> <p>P S A 検査を行った場合は、3,300円を加算する。</p> <p>4 肺がん検診</p> <p>肺がん検診を行った場合は、15,400円を加算する。</p> <p>5 感染症検診</p> <p>(1) 梅毒反応検診を行った場合は、510円を加算す</p>
-------------------	------	-------	---------	--

」

に

				る。 (2) C型肝炎検診を行った 場合は、1,180円を加算す る。
--	--	--	--	--

」

改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第38号

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条企画課の所掌事務中（27）を（28）とし、（26）を（27）とし、（25）を（26）とし、（24）の次に次のように加える。

（25）サッカースタジアムを活かしたまちづくり検討委員会に関する事。

第4条歴史文化課の所掌事務中（4）を（5）とし、（3）を（4）とし、（2）の次に次のように加える。

（3）歴史博物館収集資料審議委員会に関する事。

第4条緑地政策課の所掌事務中（8）を（9）とし、（7）を（8）とし、（6）の次に次のように加える。

（7）みどりの基本計画改定専門委員会に関する事。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第39号

静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防団の組織等に関する規則（平成20年静岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 静岡地区本部に属する分団の表静岡第15分団の項中「、古庄四丁目の一部、古庄五丁目、古庄六丁目」を削り、同表静岡第17分団の項中「葵区のうち」の次に「古庄四丁目、古庄五丁目、古庄六丁目、」を加え、「、加藤島及び古庄四丁目の一部」を「及び加藤島」に改め、別表第1 蒲原地区本部に属する分団の表由比第2分団の項中「静岡市清水区由比寺尾848番地の12」を「静岡市清水区由比寺尾16番地の2」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第40号

静岡市会計管理者等事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計管理者等事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市会計管理者等事務専決規則（平成17年静岡市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「を代理する者は、会計室長及び静岡会計課長とし、その順序は次のとおり」を「の代理は、次に掲げる者に次に定める順序により代理させるもの」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 会計室次長

第3条第1項中「静岡会計課及び清水会計課の課長、葵区会計課、駿河区会計課及び清水区会計課の課長並びに会計室に置かれる課」を「会計室次長及び会計室」に改め、「ある者」の次に、「並びに会計管理者が指定する主幹の職にある者」を加え、同条第2項ただし書を削り、同条第3項ただし書中「会計室に置かれる課の課長」を「会計室次長」に改める。

第4条第1項第1号中「、静岡会計課及び清水会計課の課長並びに葵区会計課、駿河区会計課及び清水区会計課の課長」を「及び会計室次長」に、「別表第1」を「別表」に改め、同項第2号中「に置かれる課」を削り、「課長の」を「会計室次長の」に、「課長が」を「会計室次長が」に改め、「もの」の次に「(次号に定める事項を除く。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 会計管理者が指定する主幹 会計室次長の専決に属する事項のうち、会計室次長が必要に応じ、会計管理者の承認を得て指定するもの

第4条第2項を削り、同条第3項中「会計室に置かれる課の課長」を「会計室次長」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条第1項の表を次のように改める。

決裁者	代決者
会計管理者	会計室長。ただし、会計室長が不在のときにあつては、会計室次長とする。
会計室長	会計室次長

会計室次長	次長補佐又は専決事項に応じて会計管理者が指定する担当課長
区会計管理者	区会計管理者があらかじめ指定する者

第5条第2項の表中「主務課長」を「会計室次長」に、「会計室に置かれる課の課長」を「会計室次長」に、「課長補佐」を「次長補佐」に改める。

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

専決事項	専決者	会計室長	会計室次長
1 収入の更正に関すること。			○
2 支出の更正に関すること。			○
3 繰替払及び繰替運用に関すること。		○	
4 小切手の振出しに関すること。			○
5 公金振替に関すること。			○
6 釣銭資金の交付に関すること。			○
7 収入及び支出に係る日計表及び月計表並びに現金総括表の作成に関すること。			○
8 戻出命令の審査に関すること。			○
9 支出命令の審査に関すること。			
(1) 報酬			○
(2) 給料			○
(3) 職員手当等			○
(4) 共済費			○
(5) 災害補償費			○
(6) 恩給及び退職年金			○
(7) 報償費		1,000万円以上	1,000万円未満
(8) 旅費			○
(9) 交際費			○
(10) 需用費			○
(11) 役務費			

ア 電信電話料、郵便料、保険料、国民健康保険等診療報酬審査支払手数料及び介護保険介護報酬審査支払手数料		○
イ その他	3,000万円未満	1,000万円未満
(12) 委託料	3,000万円未満	1,000万円未満
(13) 使用料及び賃借料	3,000万円未満	1,000万円未満
(14) 工事請負費	8,000万円未満	5,000万円未満
(15) 原材料費		○
(16) 公有財産購入費	3,000万円未満	1,000万円未満
(17) 備品購入費	8,000万円未満	5,000万円未満
(18) 負担金、補助及び交付金		
ア 心身障害者扶養共済掛金、国民健康保険給付金、国民健康保険事業費納付金、介護保険給付金及び後期高齢者医療広域連合納付金		○
イ その他	3,000万円未満	1,000万円未満
(19) 扶助費		○
(20) 貸付金	3,000万円未満	1,000万円未満
(21) 補償、補填及び賠償金		
ア 補償及び補填金	3,000万円未満	1,000万円未満
イ 賠償金	1,000万円未満	500万円未満
(22) 償還金、利子及び割引料		
ア 市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る償還金及び還付加算金並びに国民健康保険給付費等交付金に係る償還金		○
イ 公債元利償還金		○
ウ その他	3,000万円未満	1,000万円未満
(23) 投資及び出資金	3,000万円未満	1,000万円未満
(24) 積立金	5,000万円未満	3,000万円未満
(25) 寄附金	3,000万円未満	1,000万円未満
(26) 公課費		○

(27) 繰出金	1億円未満	5,000万円未満
10 精算及び戻入命令の審査に関する事		○
11 歳入歳出外現金の払出命令の審査に関する事		○
12 定期支払の登録の審査に関する事		○
13 賠償金に係る支出負担行為の会計管理者通知に関する事	1,000万円未満	
14 物品の出納に関する事	500万円以下	100万円未満

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第41号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「平成16年静岡市規則第13号」の次に「。以下「保健所事務分掌規則」という。」を加え、「第2条に規定する会計室に置かれる課」を「第1条に規定する会計室」に改め、「平成17年静岡市教育委員会規則第2号」の次に「。以下「教育委員会事務局事務分掌規則」という。」を、「平成15年静岡市条例第264号」の次に「。以下「学校設置条例」という。）」を加え、同条第2号中「平成17年静岡市規則第14号」の次に「。以下「事務専決規則」という。」を加える。

第48条第1項中「静岡会計課長」を「会計室次長」に改め、「又は区会計管理者」を削る。

第56条、第57条及び第58条第3項中「又は区会計管理者」を削る。

第75条中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号を第21号とし、第23号を第22号とする。

第91条中「(区に係るものにあつては、区会計管理者を経て会計管理者)」を削る。

第94条第1項中「又は区会計管理者」を削る。

第121条中「、区選挙管理委員会事務局及び区会計課」を「及び区選挙管理委員会事務局」に、「次に掲げる」を「現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。次項において同じ。）の出納及び保管に関する」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 会計管理者は、事務分掌規則に規定する財政局（税務部清水市税事務所に限る。）、保健福祉長寿局（保健衛生医療部清水看護専門学校に限る。）、子ども未来局（青少年育成課（事務専決規則第5条第4項の規定により担当課長が専決するものに限る。）を除く。）、経済局（商工部の産業政策課（事務専決規則第5条第4項の規定により担当課長が専決するものに限る。）並びに農林水産部の農地利用課、中山間地振興課及び経済事務所を除く。）、都市局（都市計画部の清水駅周辺整備課及び都市計画事務所に限る。）及び建設局（土木部土木事務所及び道路部清水道路整備課に限る。）、保健所事務分掌規則に規定する静岡市保健所（保健所清水支所に限る。）、教育委員会事務局事務分掌規則に規定する教育委員会事務局並びに学校設置条例に規定する静岡市立清水桜が丘高等学校における現金の出納及び保管に関する事務を清水

区の区会計管理者に委任するものとする。

第122条第1項中「会計室静岡会計課長及び会計室清水会計課長」を「会計室次長」に改め、同条第2項中「区会計課長」を「会計室次長」に改め、「(区会計課にあっては、区会計員)」を削り、同条中第8項を第9項とし、第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 区役所に所属する職員が前項の規定により会計員に任命されたものとみなされたときは、当該職にある間は、区会計員に任命されたものとみなす。

別表第1中

「

市長公室東京事務所	所長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
危機管理総室	次長	防災物品売払収入の収納	所属職員

を

」

「

市長公室東京事務所	所長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
-----------	----	-------------	------

に、

」

「

保健福祉長寿局健康福祉部福祉債権収納対策課	課長	国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、時間外保育使用料、一時預かり使用料、待機児童園使用料、こども園使用料、保育所入所者負担金及び後期高齢者医療保険料並びにこれらに係る督促手数料、延滞金及び加算金並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員
-----------------------	----	---	------

を

」

保健福祉長寿局健康福祉部福祉債権収納対策課	課長	国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、時間外保育使用料、一時預かり使用料、待機児童園使用料、こども園使用料、保育所入所者負担金、後期高齢者医療保険料、生活保護費徴収金、生活保護費戻入金及び生活保護費戻入金並びにこれらに係る督促手数料の収納、所管に係る諸収入の収納並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員
-----------------------	----	--	------

に、

経済局農林水産部農地整備課	課長	農業集落排水処理施設使用料及び農業集落排水事業分担金の収納	所属職員
---------------	----	-------------------------------	------

を

経済局農林水産部農地整備課	課長	農業集落排水処理施設使用料及び農業集落排水事業分担金の収納	所属職員
経済局農林水産部水産漁港課	課長	甲種漁港施設使用料、甲種漁港施設占用料、漁港区域内占用料、海岸保全区域内占用料、海岸公園施設使用料及び所管に係る諸収入の収納並びに業務に附帯して生ずる	所属職員

に

		予算外の現金の収納	
--	--	-----------	--

改める。

別表第2中

各区役所戸籍住民課	課長	戸籍等手数料、各種証明閲覧手数料、自動車臨時運行許可手数料、斎場使用料、霊柩自動車使用料、電子証明書の交付手数料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員
-----------	----	---	------

を

各区役所戸籍住民課	課長	戸籍等手数料、各種証明閲覧手数料、自動車臨時運行許可手数料、斎場使用料、霊柩自動車使用料及び所管に係る諸収入の収納並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員
-----------	----	---	------

に、

葵区役所井川支所	支所長	戸籍等手数料、その他証明閲覧手数料、斎場使用料、霊柩自動車使用料及び電子証明書の交付手数料の収納	所属職員
駿河区役所長田支所	支所長	戸籍等手数料、その他証明閲覧手数料、斎場使用料、霊柩自動車使用料及び電子証明書の交付手数料の収納	所属職員

清水区役所蒲原支所	支所長	各種発行物売払収入、鳥獣飼養登録手数料、戸籍等手数料、その他証明閲覧手数料、斎場使用料、霊柩自動車使用料、電子証明書の交付手数料、自動車臨時運行許可手数料及び所管に係る諸収入の収納並びに区会計管理者が特に命ずる収入金の収納	所属職員	を
-----------	-----	---	------	---

葵区役所井川支所	支所長	戸籍等手数料、その他証明閲覧手数料、斎場使用料及び霊柩自動車使用料の収納並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員	に
駿河区役所長田支所	支所長	戸籍等手数料、その他証明閲覧手数料、斎場使用料及び霊柩自動車使用料の収納	所属職員	
清水区役所蒲原支所	支所長	各種発行物売払収入、鳥獣飼養登録手数料、戸籍等手数料、その他証明閲覧手数料、斎場使用料、霊柩自動車使用料、自動車臨時運行許可手数料及び所管に係る諸収入の収納並びに区会計管理者が特に命ずる収入金の収納	所属職員	

改める。

様式第4号その2を削り、様式第4号その1（マニュアル処理用）を様式第4号（マニュアル処理用）とし、様式第4号その1（機械処理用（甲））を様式第4号（機械処理用（甲））と

し、様式第4号その1（機械処理用（乙））を様式第4号（機械処理用（乙））とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第42号

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

市長の権限の一部の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限の一部の委任及び補助執行に関する規則（平成15年静岡市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1号中「及び静岡市事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号）第23条の規定による主任保育教諭への昇任に係る選考」を削る。

第6条第1号タからツまでの規定中「関すること」の次に「(市長が定めるものを除く。)」を加える。

第8条第7号イからオまでの規定中「関すること」の次に「(新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。)」を加え、同条第18号ウ中「) 第25条第1項」を「)」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第43号

静岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則
静岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（平成15年静岡市規則第140号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（裏）（添付書類）に次のように加える。

10 建築物環境衛生管理技術者が他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者である場合又はこれを兼ねる場合にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第20条第1項第3号に掲げる書面

様式第2号（添付書類）に次のように加える。

5 建築物環境衛生管理技術者に係る変更の場合であつて、当該建築物環境衛生管理技術者が他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者である場合又はこれを兼ねる場合にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第20条第1項第3号に掲げる書面

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

静岡市規則第44号

静岡市公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公印規則の一部を改正する規則

静岡市公印規則（平成15年静岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第4条第1項に規定する課長」を「第4条第1項に規定する会計室次長」に改める。

第12条第3項中「総務局ICT推進課長」を「企画局システム管理課長」に改める。

別表第1中

「

会計管理者印	5	隸書	正方形	方21	1	静岡会計課長
--------	---	----	-----	-----	---	--------

」を

「

会計管理者印	5	隸書	正方形	方21	1	会計室次長
--------	---	----	-----	-----	---	-------

」に、

「

男女共同参画審議会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	男女共同参画課長
--------------	----	----	-----	-----	---	----------

」を

「

男女共同参画審議会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	男女共同参画・人権政策課長
--------------	----	----	-----	-----	---	---------------

」に

改める。

別表第3の2市長印の表中

「

清水市税事	13	隸書	正方形	方21	12	清水市税	市税に係る証明用
-------	----	----	-----	-----	----	------	----------

」

務所専用市長印						事務所長		を
---------	--	--	--	--	--	------	--	---

「

清水市税事務所専用市長印	13	隸書	正方形	方21	12	清水市税事務所長	市税に係る証明用	
男女共同参画・人権政策課専用市長印	3	隸書	正方形	方12	1	男女共同参画・人権政策課長	パートナーシップ宣言に関する事務用	に、

」

「

福祉債権収納対策課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	福祉債権収納対策課長	国民健康保険被保険者の資格並びに国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び保育所入所者負担金の滞納処分に関する事務用	を
----------------	---	----	-----	-----	---	------------	--	---

」

「

福祉債権収納対策課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	福祉債権収納対策課長	国民健康保険被保険者の資格並びに国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、こども園使用	に、
----------------	---	----	-----	-----	---	------------	--	----

							料、待機児童園使用料、保育所入所者負担金、生活保護費徴収金及び生活保護費返還金の滞納処分に関する事務用
--	--	--	--	--	--	--	---

「

新インターチェンジ周辺整備課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	新インターチェンジ周辺整備課長	所管に係る土地区画整理事業、新インターチェンジ整備関連事業並びに新インターチェンジ周辺地区の調査及び開発に関する事務用
---------------------	---	----	-----	-----	---	-----------------	---

を

「

大谷・小鹿まちづくり推進課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	大谷・小鹿まちづくり推進課長	所管に係る土地区画整理事業、大谷・小鹿地区の調査、開発及び整備並びに地区計画の届出に関する事務用
--------------------	---	----	-----	-----	---	----------------	--

に、

「

住宅政策課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	住宅政策課長	市営住宅及び公的賃貸住宅の入居及び管理並びに長期優良住宅の普及の
------------	---	----	-----	-----	---	--------	----------------------------------

を

							促進に関する事務用
--	--	--	--	--	--	--	-----------

「

住宅政策課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	住宅政策課長	市営住宅及び公的賃貸住宅の入居及び管理、長期優良住宅の普及の促進並びに空家等の対策に関する事務用
----------------	---	----	-----	-----	---	--------	--

に

改め、別表第3の4その他の印の表中

「

予防課専用 消防長印	26	隸書	正方形	方21	5	予防課長	危険物施設等の規制、査察及び違反処理に関する事務用
航空課専用 消防局長印	29	隸書	正方形	方21	1	航空課長	ヘリコプターの運行に関する事務用

を

「

予防課専用 消防長印	26	隸書	正方形	方21	5	予防課長	危険物施設等の規則、査察及び違反処理に関する事務用
---------------	----	----	-----	-----	---	------	---------------------------

に

改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第45号

静岡市職員互助会規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員互助会規則の一部を改正する規則

静岡市職員互助会規則（平成15年静岡市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項第2号中「第61条の6」を「第61条の4」に改める。

第26条中「第74条」を「第156条」に改める。

第29条第2号中「売店、食堂等施設」を「食堂」に改め、同条第4号中「職員会館及び」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第46号

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成15年静岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

8 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ60分以内の時間
--	------------------

を

「

8 生後1年3月に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ60分以内の時間
--	------------------

に、

「

11 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の日数又は時間
--	---

を

」

<p>11 職員が、次に掲げる者の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該者の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定める当該者の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）</p> <p>イ 職員の父母（配偶者の父母を含む。）</p>	<p>1年度において5日（アに掲げる者が2人以上の場合にあつては、10日。ただし、イに掲げる者の看護を理由とする期間は、5日を限度とする。）の範囲内の日数又は時間</p>	に、
--	---	----

<p>15 次に掲げる場合において、職員が仕事と生活の調和を図るため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 夏季において、盆等の諸行事に参加する場合又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合</p> <p>イ 子等が在籍する学校等が実施する行事等に参加する場合、永年勤続した職員が健康の維持又は増進を図る場合、知識又は教養を高める活動に参加する場合、市民活動に参加する場合その他の市長が相当であると認める場合</p>	<p>アについては、原則として1年度の7月から9月までの期間内における、5日以内で必要と認める日数</p> <p>イについては、1年度において2日の範囲内の日数又は時間</p>	を
---	--	---

<p>15 次に掲げる場合において、職員が仕事と生活の調和を図るため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 夏季において、盆等の諸行事に参加する</p>	<p>アについては、原則として1年度の7月から9月までの期間内における、5日以内で必要と認める日数</p> <p>イについては、1年度において3日</p>	
--	---	--

場合又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合 イ 子等が在籍する学校等が実施する行事等に参加する場合、永年勤続した職員が健康の維持又は増進を図る場合、知識又は教養を高める活動に参加する場合、市民活動に参加する場合その他の市長が適当であると認める場合	の範囲内の日数又は時間	に
---	-------------	---

」

改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第47号

静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年静岡市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第20条第2号を削り、同条第3号中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする会計年度任用の職に」に改め、同号を同条第2号とする。

第22条中「次に掲げる要件の全てに該当する職員」を「1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、1日の勤務時間が6時間15分以上であるもの」に改め、同条各号を削る。

別表第3中

「

7 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ60分以内の時間
--	------------------

を

」

「

7 生後1年3月に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ60分以内の時間
--	------------------

に、

」

「

10 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する職員	1年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの
--	---------------------------------

<p>が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の日数又は時間</p>
---	---------------------------------------

を

「

<p>10 職員が、次に掲げる者の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該者の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定める当該者の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。） イ 職員の父母（配偶者の父母を含む。）</p>	<p>1年度において5日（アに掲げる者が2人以上の場合にあっては、10日。ただし、イに掲げる者の看護を理由とする期間は、5日を限度とする。）の範囲内の日数又は時間</p>
--	---

に、

「

<p>14 次に掲げる場合において、職員が仕事と生活の調和を図るため勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 夏季において、盆等の諸行事に参加する場合又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合 イ 子等が在籍する学校等が実施する行事等に参加する場合、知識又は教養を高める活動に参加する場合、市民活動に参加する場合その他の市長が相当であると認める</p>	<p>アについては、原則として1年度の7月から9月までの期間内における、5日以内で必要と認める日数（採用日及び1週間の勤務日数に応じ、別表第5に定める範囲内） イについては、1年度において2日</p>
---	---

を

場合	
----	--

<p>14 次に掲げる場合において、職員が仕事と生活の調和を図るため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 夏季において、盆等の諸行事に参加する場合又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合</p> <p>イ 子等が在籍する学校等が実施する行事等に参加する場合、知識又は教養を高める活動に参加する場合、市民活動に参加する場合その他の市長が適当であると認める場合</p>	<p>アについては、原則として1年度の7月から9月までの期間内における、5日以内で必要と認める日数（採用日及び1週間の勤務日数に応じ、別表第5に定める範囲内）</p> <p>イについては、1年度において3日の範囲内の日数又は時間</p>
---	--

改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第48号

静岡市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市営住宅条例施行規則（平成15年静岡市規則第242号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「請書には、」の次に「個人の場合にあつては」を、「書類を」の次に「、法人の場合にあつては市長が必要があると認める書類を」を加える。

第7条第2項中「連帯保証人の印鑑登録証明書及び納税証明書その他市長が必要があると認める書類」を「前条第2項の規定により添付する書類」に改め、同条第4項中「、氏名」を「若しくは所在地、氏名若しくは名称若しくは代表者の氏名」に、「連帯保証人本籍地・住所・氏名・勤務先変更届」を「連帯保証人本籍地等変更届」に改める。

様式第6号及び様式第7号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第9号中「連帯保証人本籍地・住所・氏名・勤務先変更届」を「連帯保証人本籍地等変更届」に、「の本籍地・住所・氏名」を「の本籍地・住所（所在地）・氏名（名称・代表者の氏名）」改める。

様式第28号の4を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第49号

静岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成15年静岡市規則第244号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「請書には、」の次に「個人の場合にあつては」を、「書類を」の次に「、法人の場合にあつては市長が必要があると認める書類を」を加える。

第19条第2項中「、氏名」を「若しくは所在地、氏名若しくは名称若しくは代表者の氏名」に改める。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第19号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市規則第50号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 3 市長は、省令第27条の16第1項の規定により前項の申請書の提出を受けたときは、速やかに審査決定し、国民健康保険高額療養費支給（不支給）決定通知書（様式第15号の2）により申請者に通知する。

第11条の2第1項中「様式第15号の2」を「様式第15号の2の2の2」に改め、同条第3項中「様式第15号の2の2」を「様式第15号の2の2の3」に改め、同条を第11条の2の2とし、第11条の次に次の1条を加える。

（月間の高額療養費に係る手続の特例）

第11条の2 省令第27条の17の規定により、被保険者の属する世帯（次に掲げるものを除く。）の世帯主又は組合員が省令第27条の16第1項の高額療養費の支給を受けようとするときは、前条第2項の規定にかかわらず、国民健康保険高額療養費支給申請書（自動償還）（様式第15号の2の2）を市長に提出するものとする。

- （1）保険料を滞納している者が属する世帯
- （2）国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第1項第2号に規定する負担すべき額を有する者が属する世帯

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかに審査決定し、国民健康保険高額療養費支給（不支給）決定通知書により申請者に通知する。

- 3 市長は、前項の規定により支給の決定を受けた者の属する世帯が第1項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該支給の決定を取り消すものとする。

附則第10項中「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。

様式第15号の2の2中「第11条の2関係」を「第11条の2の2関係」に改め、同様式を様式第15号の2の2の3とする。

様式第15号の2中「第11条の2関係」を「第11条の2の2関係」に改め、同様式を様式第15号の2の2の2とし、様式第15号の次に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第15号の2の3中「第11条の2関係」を「第11条の2の2関係」に改める。

様式第21号その1（2枚目）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第21号その2（2枚目）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第21号その3（2枚目）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第21号その4を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第21号その5（1枚目）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡市国民健康保険条例等施行規則第11条の2の規定は、令和4年2月1日以後の療養に係る高額療養費について適用し、同日前の療養に係る高額療養費については、なお従前の例による。

静岡市規則第51号

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市介護保険条例等施行規則(平成15年静岡市規則第71号)の一部を次のように改正する。

様式第7号及び様式第8号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第10号備考3及び様式第14号中「第27条第13項」を「第27条第10項」に改める。

様式第15号中「第27条第14項ただし書」を「第27条第11項ただし書」に改める。

様式第17号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第69号（表）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第2号

静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月24日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）行政職給料表級別職務分類表3級の項中「3級」を「4級」に改め、同表4級の項中「4級」を「5級」に改め、同表5級の項中「5級」を「6級」に改め、「高等学校の事務長」の次に「、会計室次長」を加え、同表6級の項中「6級」を「7級」に改め、同表7級の項中「7級」を「8級」に改め、「、まちは劇場推進監」を削り、同表8級の項中「8級」を「9級」に改め、別表第1（4）医療職給料表（3）級別職務分類表を次のように改める。

（4）医療職給料表（3）級別職務分類表

職務の級	職務
4級	担当課長及び地域包括ケア推進本部次長の職務

別表第7（1）行政職給料表昇格時号給対応表を次のように改める。

（1）行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	2
5	1	1	1	1	1	1	1	3
6	1	1	1	1	1	1	1	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5

8	1	1	1	1	1	1	1	6
9	1	1	1	1	1	1	1	7
10	1	1	1	1	1	1	1	8
11	1	1	1	1	1	1	1	9
12	1	1	1	1	1	1	2	10
13	1	1	1	1	1	1	3	11
14	1	1	1	1	1	1	4	12
15	1	1	1	1	1	1	5	13
16	1	1	1	1	2	2	6	14
17	1	1	1	1	3	3	7	15
18	1	1	1	1	4	4	8	16
19	1	1	1	1	5	5	9	17
20	1	2	1	1	6	6	10	18
21	1	3	2	1	7	7	11	19
22	1	4	3	1	8	8	12	20
23	1	5	4	1	9	9	13	21
24	1	6	5	1	10	10	14	22
25	1	7	6	1	11	11	15	23
26	1	8	7	1	12	12	15	24
27	1	9	8	2	13	13	15	25
28	1	10	9	3	14	14	16	26
29	1	11	10	4	15	15	16	27
30	1	12	11	5	16	16	16	28
31	1	13	12	6	17	17	17	29
32	1	14	13	7	18	18	17	30
33	1	15	14	7	19	19	17	31
34	2	16	15	8	20	20	18	31
35	3	17	16	9	21	21	18	32
36	4	18	17	10	22	22	18	32
37	5	19	18	11	23	23	19	33

38	6	20	19	12	24	23	19	33
39	7	21	20	13	25	24	19	34
40	8	22	21	14	26	24	20	34
41	9	23	22	15	27	25	20	35
42	10	24	23	16	27	25	20	35
43	11	25	24	17	27	26	21	36
44	12	26	25	18	28	26	21	36
45	13	27	26	19	28	27	21	37
46	14	28	27	20	28	27		
47	15	29	28	21	29	28		
48	16	30	29	22	29	28		
49	17	31	30	23	29	29		
50	18	31	31	24	30	29		
51	19	32	32	24	30	30		
52	20	32	33	25	30	30		
53	21	33	34	25	31	31		
54	22	33	35	26	31	31		
55	23	34	36	26	32	32		
56	24	34	37	27	32	32		
57	25	35	38	27	33	33		
58	25	35	39	28	33	33		
59	26	36	40	28	34	34		
60	26	36	41	29	34	34		
61	27	37	42	29	35	35		
62	27	37	42	30	35			
63	28	38	42	30	35			
64	28	38	43	31	36			
65	29	39	43	31	36			
66	29	39	43	32	36			
67	30	40	44	32	37			

68	30	40	44	33	37			
69	31	41	44	33	37			
70	31	41	45	34	38			
71	32	41	45	34	38			
72	32	42	45	35	38			
73	33	42	46	35	39			
74	33	42	46	36	39			
75	34	43	46	36	40			
76	34	43	47	37	40			
77	35	43	47	37	41			
78	35	44	47	38				
79	36	44	48	38				
80	36	44	48	39				
81	37	45	48	39				
82	37	45	49	40				
83	38	45	49	40				
84	38	45	49	41				
85	39	46	50	41				
86	39	46	50	42				
87	40	46	50	42				
88	40	46	50	43				
89	41	47	51	43				
90	41	47	51	44				
91	42	47	51	44				
92	42	47	51	45				
93	43	48	52	45				
94		48	52					
95		48	52					
96		48	52					
97		49	52					

98		49	53					
99		49	53					
100		49	53					
101		50	53					
102		50	53					
103		50	54					
104		50	54					
105		51	54					
106		51	54					
107		51	54					
108		51	55					
109		51	55					
110		52	55					
111		52	55					
112		52	55					
113		52	56					
114		52						
115		53						
116		53						
117		53						
118		53						
119		53						
120		54						
121		54						
122		54						
123		54						
124		54						
125		55						

別表第7(4)医療職給料表(3)昇格時号給対応表を次のように改める。

(4)医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	2	2
23	3	1	3	3
24	4	1	4	4
25	5	1	5	5
26	6	1	6	6
27	7	1	7	7
28	8	1	8	8

29	9	1	9	9
30	10	1	10	10
31	11	1	11	11
32	12	1	12	12
33	13	1	13	13
34	14	1	14	14
35	15	1	15	15
36	16	1	16	16
37	17	1	17	17
38	18	2	18	18
39	19	3	19	19
40	20	4	20	20
41	21	5	21	21
42	22	6	22	22
43	23	7	23	23
44	24	8	24	24
45	25	9	25	25
46	26	10	26	25
47	27	11	27	26
48	28	12	28	26
49	29	13	29	27
50	30	13	30	27
51	31	14	31	28
52	32	15	32	28
53	33	16	33	29
54	34	17	34	30
55	35	17	35	31
56	36	18	36	32
57	37	19	37	33
58	38	20	38	34

59	39	21	39	35
60	40	21	40	36
61	41	22	41	37
62	42	23	42	38
63	43	24	43	39
64	44	24	44	40
65	45	25	45	41
66	46	26	45	42
67	47	27	45	43
68	48	28	46	44
69	49	29	46	45
70	50	29	46	45
71	51	30	47	45
72	52	30	47	46
73	53	31	47	46
74	54	31	48	46
75	55	32	48	47
76	56	32	48	47
77	57	33	49	47
78	58	33	49	48
79	59	34	49	48
80	60	34	49	48
81	61	35	50	49
82	62	35	50	50
83	63	36	50	51
84	64	37	50	52
85	65	38	51	53
86	66	38	51	53
87	67	39	51	54
88	68	40	51	54

89	69	41	52	55
90	70	42	52	
91	71	43	52	
92	72	43	52	
93	73	44	53	
94		44	53	
95		45	54	
96		45	54	
97		46	55	
98		46		
99		47		
100		47		
101		48		
102		48		
103		49		
104		50		
105		51		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(改正後給与条例附則第2項適用職員の在級年数等に関する経過措置)
- 2 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4静岡市条例第11号。以下「改正後給与条例」という。)附則第2項の規定によりその者の令和4年4月1日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員(当該職務の級を9級に定められた職員を除く。次項において「改正後給与条例附則第2項適用職員」という。)に対するこの規則による改正後の静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則(以下「新規則」という。)別表第2の級別資格基準表の適用については、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。
- 3 改正後給与条例附則第2項適用職員に係るこの規則の施行の日以後の職務の級の1級上位

の職務の級への昇格（切替日から令和5年3月31日までの間における新規則第18条の規定によるものに限る。）については、同条第2項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「令和4年3月31日においてその者が属していた職務の級及び改正後給与条例附則第2項の規定により定められた職務の級に通算1年以上」とする。

静岡市人事委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月24日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成17年静岡市人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

観光交流文化局		まちは劇場推進監	を
	文化財課	課長補佐	

」

「

観光交流文化局	文化財課	課長補佐	に、
---------	------	------	----

」

「

	会計室	会計室長	を
	静岡会計課	課長補佐 資金管理に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査 総務係長 出納係長	

」

「

	会計室	会計室長 会計室次長 次長補佐 資金管理に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査 総務・出納係長	に
--	-----	---	---

」

改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第4号

静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則をここに制定する。

令和4年3月24日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第11号。以下「令和4年改正給与条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(令和4年改正給与条例附則第7項に規定する人事委員会規則で定める職員)

第2条 令和4年改正給与条例附則第7項に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 令和4年4月1日（以下「切替日」という。）以後に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第25号。以下「初任給規則」という。）別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第1項第1号において同じ。）をした職員
- (2) 切替日以後に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第1項第2号において同じ。）をした職員
- (3) 切替日前に次に掲げる期間（この号及び次条第1項第3号において「休職等期間」という。）がある職員であって、切替日以後に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（初任給規則第38条、静岡市職員の育児休業等に関する条例（平成15年静岡市条例第35号）第8条、静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成15年静岡市条例第36号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第6条、静岡市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成22年静岡市条例第7号）第10条及び静岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成29年静岡市条例第11号）第11条の規定による号給の調整をいう。次条第1項第3号において同じ。）をされたもの

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業を

していた期間

イ 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

ウ 地方公務員法第28条第2項又は静岡市職員の分限に関する条例（平成15年静岡市条例第28号）第2条の規定により休職にされていた期間

エ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間

オ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間

カ 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第14条に規定する病気休暇又は勤務時間条例第16条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間

キ 公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた期間

ク 外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例（平成15年静岡市条例第37号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間

(4) 切替日以後に育児短時間勤務等（育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。次条第1項第4号において同じ。）を開始し、又は終了した職員

(5) 切替日以後に再任用職員異動（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第1項第5号において同じ。）をした職員

(6) 切替日以後に静岡市人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得てその号給を決定された職員

（令和4年改正給与条例附則第8項の規定による給料の支給）

第3条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以後に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、令和4年改正給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以後にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）

に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(2) 降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務をしている職員 令和4年改正給与条例による改正前の静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号。以下「改正前給与条例」という。）別表第1行政職給料表及び別表第2ウ医療職給料表（3）に定める給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた給料月額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

(5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前給与条例別表第1行政職給料表の再任用職員の欄に定める給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前再任用給料月額」という。）

イ 当該再任用職員異動後において地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前再任用給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(6) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 人事委員会が定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、

その者の受ける給料月額が人事委員会が定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、令和4年改正給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(令和4年改正給与条例附則第9項の規定による給料の支給)

第4条 人事交流等職員（切替日以後に、給料表の適用を受けない国家公務員、他の地方公共団体の職員、公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者その他人事委員会が定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となった日以後に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会が定める職員にあつては、人事委員会が定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以後に令和4年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。）には、その差額に相当する額を、令和4年改正給与条例附則第9項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となった日以後に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる令和4年改正給与条例附則第8項の規定による給料の額に相当する額を、令和4年改正給与条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(端数計算)

第5条 令和4年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

第6条 令和4年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第5号

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月24日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則
静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成22年静岡市人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第6号

静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月30日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の任用に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項第2号中イを削り、ウをイとし、同号エ中「又はイ」を削り、同号中エをウとする。

第10条の2中「次に掲げるとおり」を「係長級昇任選考」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第7号

静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月30日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (4) 任用規則第3条第5項第2号イに規定する職への昇任に係る選考（幼保連携型認定こども園に勤務する者に係るものを除く。）

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第8号

静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月30日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部を改正する規則

静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則（令和2年静岡市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表等級別基準職務表1級の項中「学芸員」の次に「、技師、食品衛生監視員」を加え、「手話通訳者及び学生寮舎監」を「専門員及び手話通訳者」に改め、同表2級の項中「、移住定住相談員及び産業振興支援員」を「及び共生教育推進コーディネーター」に改める。

別表第3（1）行政職給料表号給基準表を次のように改める。

（1）行政職給料表号給基準表

職種	級及び号給
事務補助員	1級5号
事務員（ワークステーションに勤務する者に限る。）、業務員（駐車場を管理する者に限る。）、施設清掃員、発掘調査整理作業員及び学校司書（高等学校に勤務する者を除く。）	1級6号
事務員（この表の他の項に属するものを除く。）、業務員（この表の他の項に属するものを除く。）、住宅確保・就労支援員、生活保護認定調査員、世帯訪問調査員、体験学習等指導員、集落支援員、用務員、調理員（小学校、中学校及び学校給食センターに勤務する者に限る。）、地籍調査員、図書館司書補助員、計量検査員、図化作業員、発掘作業補助員及び保育補助員	1級10号
調理員（こども園に勤務する者に限る。）、図書館司書及び学校司書（高等学校に勤務する者に限る。）	1級11号

介護保険料徴収員、作業員（地域リハビリセンター及び斎場に勤務する者に限る。）、業務員（自然の家に勤務する者に限る。）及び運転手（この表の他の項に属するものを除く。）	1級13号
特別支援教育支援員	1級14号
用地取得交渉事務員、市営住宅滞納整理事務員、保育料滞納整理事務員及び下水道接続推進員	1級16号
事務員（東京事務所に勤務する者に限る。）	1級17号
子ども若者相談支援員（この表の他の項に属するものを除く。）、清掃員（この表の他の項に属するものを除く。）、社会教育指導員、地域相談員、適応指導教室専任指導員、発掘作業員、道路補修作業員及び水道未普及地域普及支援員	1級20号
警備員（この表の他の項に属するものを除く。）、路上喫煙被害等防止指導員、特別支援教育相談員、幼児言語教室指導員、プログラムコーディネーター、年金調査員、歴史文化財発掘調査員、業務員（埋蔵文化センターに勤務する者に限る。）、美術館学芸員及び歴史資料調査員	1級23号
児童相談所相談員（この表の他の項に属するものを除く。）	1級25号
青少年指導員、子ども若者相談支援員（ひきこもりに係る事務を担当する者に限る。）、事務員（自殺対策情報センターに勤務する者に限る。）、高齢者総合相談員、山林下刈り作業員、斎場運転手及び発掘臨時調査員	1級26号
障害者業務支援員	1級28号
こころの健康センター相談員、技師及び食品衛生監視員	1級29号
診療相談員、婦人相談員及び就労支援員	1級30号
暴力等対策指導員、廃棄物適正処理指導員、市営住宅入居制限指導員、生活保護面接相談員、要介護認定調査員、障害者支援担当員及び障害支援区分認定調査員	1級31号
子ども若者相談支援員（教育担当者に限る。）、児童相談所相談員（教員の資格を有する者及びこれに準ずるものに限る。）、一時保護所児童相談員、家庭児童相談員・母子父子自立支援員及び子ども家庭支援員・虐待対応専門員	1級34号
手話通訳者	1級35号

業務員（斎場に勤務する者に限る。）及び霊柩自動車運転手	1級42号
消費生活相談員、手話通訳士及び消費者教育推進員	2級1号
高度の知識及び経験を要する要介護認定調査員、障害者支援担当員及び障害支援区分認定調査員並びに認知症地域支援推進員	2級3号
高度の知識及び経験を要する一時保護所児童指導員及び児童相談所相談員並びに客引き行為等対策指導員	2級5号
鳥獣対策専門員	2級18号
競輪開催時警備員	2級23号
主任介護支援専門員及び障害者雇用支援専門員	2級30号
しずおか教師塾指導教官、学校経営支援員、生徒指導支援員、学事支援員、訪問教育相談員、教職員関係研修相談員及び共生教育推進コーディネーター	2級41号

別表第3（4）医療職給料表（3）号給基準表を次のように改める。

（4）医療職給料表（3）号給基準表

職種	級及び号給
保健師（保険福祉センター窓口で勤務する者に限る。）及び看護師（こども園課及び井川診療所に勤務する者（医療ケア児の支援に係る事務を担当する者を除く。）に限る。）	1級3号
看護師（この表の他の項に属する者を除く。）及び看護教員	1級10号
保健師（保健福祉センター窓口で勤務する者を除く。）及び助産師	1級15号
看護師（医療ケア児の支援に係る事務を担当する者に限る。）	1級25号

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第9号

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月30日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第21号)
の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(11) 公益財団法人静岡市文化振興財団

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第2号

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月15日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

静岡市立小・中学校管理規則（平成19年静岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第57条の2の表中

「

静岡市立大川中学校		を
-----------	--	---

「

静岡市立大川中学校		に
静岡市立清水両河内小学校	静岡市立両河内小中学校	
静岡市立清水両河内中学校		

改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第3号

静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針の改定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和4年3月15日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針の改定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針の改定に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針改定検討会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針の改定について調査審議すること。
- (2) 静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針の改定に関し、教育委員会に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 教育分野に関し優れた識見を有する者
- (2) 町内会、自治会その他地縁による団体の代表者
- (3) 市立の小学校及び中学校の児童及び生徒の保護者を代表する者
- (4) 市民
- (5) 市立の小学校及び中学校の校長

3 教育長は、前項第4号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第6条 附属機関に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

4 会長は、附属機関の会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長が招集する。

2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

静岡市教育委員会規則第4号

静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月15日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会公印規則（平成15年静岡市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1一般公印の表中

「

学校長印	6	てん書	正方形	方18	131	各校長	を
------	---	-----	-----	-----	-----	-----	---

」

「

学校長印	6	てん書	正方形	方18	129	各校長	に、
------	---	-----	-----	-----	-----	-----	----

」

「

文化財保護審議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	観光交流文化局文化財課長	を
文化財資料館運営委員会委員長印	7	てん書	正方形	方18	1	観光交流文化局文化財課長	

」

「

文化財保護審議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	観光交流文化局文化財課長	に
-------------	---	-----	-----	-----	---	--------------	---

」

改め、別表第1の2ひな形中

「
 5
 静岡市(立)
 ○ ○ 館
 (所) 長印
 」を「
 5
 静岡市立
 ○ ○ ○
 所 長 印
 」に、

「
 7
 静岡市(立)
 ○ ○ 会
 委員 長 印
 」を「
 7
 静岡市立
 ○ ○ 会
 委員 長 印
 」に改める。

別表第2の1専用公印の表中

「

学校長印	4	てん書	正方形	方30	131	各校長	卒業証書、修了証書、賞状、表彰状及び感謝状用
------	---	-----	-----	-----	-----	-----	------------------------

を

」

「

学校長印	4	てん書	正方形	方30	129	各校長	卒業証書、修了証書、賞状、表彰状及び感謝状用
------	---	-----	-----	-----	-----	-----	------------------------

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1一般公印の改正規定中文化財資料館運営委員会委員長印に係る部分及び別表第1の2ひな形の改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市教育委員会規則第5号

静岡市教育センター処務規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月15日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市教育センター処務規則の一部を改正する規則

静岡市教育センター処務規則（平成17年静岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中 「企画係
研修係」 を 「管理係
研修第1係
研修第2係」 に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第6号

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、政策官」を削り、同条の表を次のように改める。

事務の名称	補助執行職員
1 家庭教育学級、高齢者学級及び女性学級の実施に関する事。	市民局長、市民局次長及び生涯学習推進課の職員
2 文化財に関する事。	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及び文化財課の職員
3 文化財保護審議会に関する事。	
4 登呂博物館に関する事。	
5 登呂博物館協議会に関する事。	
6 史跡小島陣屋跡整備委員会及び史跡片山廃寺跡整備委員会に関する事。	
7 芹沢銈介美術館に関する事。	観光交流文化局長、観光交流文化局次長
8 芹沢銈介美術館協議会に関する事。	及び文化振興課の職員
9 スポーツ及びレクリエーションに関する事。	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及びスポーツ振興課の職員
10 スポーツ施設の管理（19に掲げるものを除く。）に関する事。	
11 学校体育施設等の利用に関する事。	
12 特別支援教育センター体育施設の利用	

に関する事。	
13 スポーツ推進委員に関する事。	
14 スポーツ推進審議会に関する事。	
15 浜石野外センターに関する事。	子ども未来局長、子ども未来局次長及び 青少年育成課の職員
16 青少年研修センターに関する事。	
17 児童・生徒の教育相談に関する事。	
18 適応指導教室の管理に関する事。	
19 スポーツ施設の利用許可に関する事。	区長、副区長及び地域総務課の職員
20 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する事。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員
21 1から20までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関する事。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第7号

静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会事務局事務専決規則（平成15年静岡市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表1 共通専決事項（2）人事に関する事項の表並びに2 個別専決事項教育総務課に関する事項の表及び教職員課に関する事項の表中「の者」の次に「(欠員の補充に係るものを除く。)」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第8号

静岡市立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市立高等学校管理規則の一部を改正する規則

静岡市立高等学校管理規則（平成19年静岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項中「(全日制の課程に限る。)」を削る。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第9号

静岡市教育職員定時制通信教育手当支給規則を廃止する規則をここに制定する。

令和4年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市教育職員定時制通信教育手当支給規則を廃止する規則

静岡市教育職員定時制通信教育手当支給規則（平成15年静岡市教育委員会規則第29号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第10号

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「(次号に掲げる職員を除く。)」を削り、同条第3号を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第11号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則（平成29年静岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

種別	名称	位置	級別区分
小学校	静岡市立梅ヶ島小学校	静岡市葵区梅ヶ島1309番地の1	3級
	静岡市立井川小学校	静岡市葵区井川1561番地の3	
	静岡市立水見色小学校	静岡市葵区水見色1040番地の3	1級
	静岡市立大河内小学校	静岡市葵区平野1850番地の3	
	静岡市立玉川小学校	静岡市葵区落合103番地の3	
	静岡市立大川小学校	静岡市葵区日向853番地	
	静岡市立清水宍原小学校	静岡市清水区宍原919番地	
中学校	静岡市立梅ヶ島中学校	静岡市葵区梅ヶ島1309番地の1	3級
	静岡市立井川中学校	静岡市葵区井川1561番地の3	
	静岡市立大河内中学校	静岡市葵区平野1850番地の66	1級
	静岡市立玉川中学校	静岡市葵区落合103番地の3	
	静岡市立大川中学校	静岡市葵区日向876番地	
共同調理場	静岡市立井川学校給食センター	静岡市葵区井川1113番地の2	3級

別表第2（第2条関係）

種別	名称	位置
小学校	静岡市立清沢小学校	静岡市葵区相俣99番地の1

別表第3を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第12号

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第6条中「5級」を「6級」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

上下水道局管理規程

静岡市上下水道局管理規程第1号

静岡市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和4年3月16日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局事務分掌規程（平成15年静岡市企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号の表中

「

下水道施設課	管理係 整備係 保全係 施設管理係 高松浄化センター 中島浄化センター 清水北部・南部浄化センター（高松浄化センター、中島浄化センター及び清水北部・南部浄化センターには施設係を置く。）
--------	---

を

」

「

下水道施設課	管理係 整備係 改良係 城北・長田浄化センター施設係 高松浄化センター（同センターに高松浄化センター施設係を置く。） 中島浄化センター（同センターに中島浄化センター施設係を置く。） 静清・清水北部・南部浄化センター（同センターに静清・清水北部・南部浄化センター施設係を置く。）
--------	---

に

」

改める。

第3条下水道建設課の所掌事務（8）中「及び第7号」を「、第7号及び第8号」に改め、同（8）を同所掌事務（9）とし、同所掌事務（7）を同所掌事務（8）とし、同所掌事務（6）の次に次のように加える。

（7）取付管工事に関すること。

第3条下水道維持課の所掌事務（5）を次のように改める。

（5）使用者が新設等をする取付管に関すること。

第3条下水道維持課の所掌事務（6）中「布設替え」を「改築及び耐震化」に改め、同所掌事務（11）中「、第5号及び第7号」を削る。

第3条下水道事務所の所掌事務中（9）を（11）とし、（6）から（8）までを（8）から（10）までとし、（5）の次に次のように加える。

（6）使用者が新設等をする取付管に関する事（清水区の区域に係るものに限る。）。

（7）経年管の改築の設計及び施工に関する事（清水区の区域に係るものに限る。）。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第2号

静岡市企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和4年3月18日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

静岡市企業職員の管理職手当に関する規程（平成15年静岡市企業局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条、第3条関係）

給料表	職務の級	支給月額
行政職給料表	9級	107,100円
		82,700円
	8級	80,400円
		78,400円
		67,800円
	7級	67,800円
		66,000円
		64,200円
	6級	54,500円
		51,700円
49,900円		
47,700円		
医療職給料表（2）	4級	82,700円
		80,400円
		78,400円
		67,800円
		66,000円
		64,200円
		54,500円
		51,700円
47,700円		

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第3号

静岡市企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和4年3月18日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

静岡市企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成15年静岡市企業局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

手当の種類	支給の範囲及び要件	金額
(1) 滞納整理手当	出張による滞納整理に従事したとき。	日額400円
(2) 主任者手当	管理者から電気主任技術者に命ぜられ、電気工作物の工事、維持及び運用に係る保安監督の業務に従事したとき。	日額150円
(3) 用地買収折衝手当	用地買収折衝の事務に従事したとき。	日額300円
(4) 不快作業手当	下水管渠内の作業に従事したとき。	日額620円
	汚水、沈砂、じんかい、汚泥等に直接接触する作業に従事したとき。	日額470円
(5) 緊急出動手当	正規の勤務時間外の時間又は休日等において、管理者の招集によって出動し、現場作業に従事したとき。	1回につき1,120円
(6) 危険作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う高層建築物等の工事現場における監督、測量等	日額200円

の作業に従事したとき。	
建築物の基礎工事その他これに類する工事において、地下又は水面下4メートル以上の深所で行う工事現場における監督、測量等の作業に従事したとき。	日額200円
増水時における取水口の保守点検等危険な業務に従事したとき。	1回につき300円
技能士、水道指導員及び技手である職員が、専ら交通の頻繁な道路上において水道工事、下水道工事又はしゅんせつ工事に従事したとき。	日額100円

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第4号

静岡市企業職員の時間外勤務手当等の算出の基礎となる特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和4年3月18日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市企業職員の時間外勤務手当等の算出の基礎となる特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

静岡市企業職員の時間外勤務手当等の算出の基礎となる特殊勤務手当に関する規程（平成19年静岡市企業局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

本則第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第5号

静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和4年3月28日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業給水条例等施行規程（平成15年静岡市企業局管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成15年静岡市条例第300号」を「令和2年静岡市条例第20号」に改める。

第5条第1項、第10条、第13条、第15条、第17条及び第20条中「簡易水道条例第3条において」を「簡易水道条例の規定により」に改める。

第21条中「限りではない」を「限りでない」に改める。

様式第15号中「静岡市水道事業給水条例第5条第1項（静岡市簡易水道条例第3条において準用する場合を含む。）」を「水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第6号

静岡市企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和4年3月30日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程

静岡市企業職員被服貸与規程（平成15年静岡市企業局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「貸与期間及び貸与着数」を「数量及び貸与期間」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「管理者は、特に必要があると認めるときは、」を削り、「かかわらず」の次に「、公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、特に必要があると認めるときは」を加え、同項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 第1項に定めるもののほか、管理者は、職務上特に必要があると認める者に、その職務上必要な被服を貸与することができる。

第10条を削る。

第9条第1項中「ものとする。この場合において、当該弁償した被服の」を「ものとし、」に改め、同条第2項中「により弁償した」を「による弁償をした」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加え、同条を第10条とする。

3 前項の規定により貸与された被服の貸与期間は、当該貸与の日から起算する。

第8条第2項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「管理者が認める」を「認められる」に、「管理者が定める」を「定められた」に、「弁償しなければならない」を「弁償させることができる」に改め、同条第3項中「前2項の規定にかかわらず、被服の亡失等が」を削り、「による」を「がある」に、「その他」を「又は」に、「認める」を「承認した」に、「被服の」を「前2項の規定にかかわらず、」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出しを「(返納等)」に改め、同条第2項中「休養、休職、停職及び退職等の」を「退職等をした」に改め、同項ただし書中「場合」の次に「及び職員が退職後に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員となる場合」を加え、同条を第8条とする。

第6条ただし書中「帰すことのできない」を「帰すべきでない」に改め、同条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げる。

第2条の次に次の1条を加える。

(被服等の共用)

第3条 前条に規定するもののほか、職務の性質上必要な被服等で管理者が共用することを適当と認めるときは、当該被服等を所定の箇所に備え付け、職員に共用させることができる。

第11条中「この規程に定めるもののほか、」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

職員	被服の種類	数量	貸与期間
1 (1) 工事監督、測量、検査等の業務に従事する職員 (2) 下水排除量又は水圧の測定業務に従事する職員	作業服	1着	夏服 2年 冬服 2年
	作業帽	1個	1年
2 (1) 水道又は下水道工事等の現場作業に従事する職員 (2) 水道施設又は下水道施設の管理業務に従事する職員 (3) 一般労務作業に従事する職員	作業服	1着	夏服 1年 冬服 1年
	作業帽	1個	1年
3 水質検査の業務に従事する職員	作業服	1着	夏服 2年 冬服 2年
	白衣	1着	1年

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第11号

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和4年3月30日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程（平成15年静岡市企業局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項「管理者の」を「公営企業管理者（第7条を除き、以下「管理者」という。）の」に改める。

第9条を次のように改める。

（金額及び数量等の訂正）

第9条 証拠書類の首標金額は、訂正してはならない。

2 証拠書類の首標金額以外の金額、数量及び単価の加除修正については、管理者が別に定めるところによる。

第10条第2項を削る。

第47条に次の1項を加える。

2 主管課長は、債権者が代理人をして請求をさせる場合は、請求書に委任状の添付を求めなければならない。この場合においては、債権者の代理関係について調査しなければならない。

第48条第2項中「、債主印」を削る。

第62条を次のように改める。

第62条 削除

様式第15号中「請求書に押印した印鑑と」を削る。

様式第21号中

「住所
氏名 ④」を「住所
氏名」に改める。

様式第27号中「④」を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第12号

静岡市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和4年3月31日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局事務専決規程（平成15年静岡市企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 共通専決事項及び合議事項（2）人事に関する事項の表4の項及び別表個別専決事項水道部水道総務課に関する事項の表6の項中「者」の次に「(欠員の補充に係るものを除く。)」を加える。

別表第3中

「

清水北部・南部浄化センター所長	清水北部浄化センター
-----------------	------------

を

」

「

中島浄化センター所長	中島浄化センター
静岡・清水北部・南部浄化センター所長	清水北部浄化センター

に

」

改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

訓 令

静岡市訓令第1号

環境局

静岡市環境局収集業務課西ケ谷収集センター、沼上収集センター及び清水収集センターに勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成26年静岡市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

題名及び第1条中「静岡市環境局収集業務課西ケ谷収集センター、沼上収集センター」を「静岡市環境局収集業務課沼上収集センター」に改める。

別表（1）中「静岡市環境局収集業務課西ケ谷収集センター及び沼上収集センター」を「静岡市環境局収集業務課沼上収集センター」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市訓令第2号

静岡市消防本部訓令第4号

静岡市上下水道局管理規程第7号

静岡市教育委員会訓令第1号

静岡市選挙管理委員会訓令第1号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市人事委員会訓令第1号

静岡市監査委員訓令第1号

静岡市農業委員会訓令第1号

静岡市議会訓令第1号

各局、市長公室、危機管理総室及び各区役所

消防局及び各消防署

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

静岡市職員安全衛生管理規程（平成17年静岡市訓令第42号、平成17年静岡市消防本部訓令第36号、平成17年静岡市企業局管理規程第26号、平成17年静岡市教育委員会訓令第22号、平成17年静岡市選挙管理委員会訓令第19号、平成17年静岡市葵区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市清水区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市人事委員会訓令第12号、平成17年静岡市監査委員訓令第15号、平成17年静岡市農業委員会訓令第25号、平成17年静岡市議会訓令第15号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防長 小長井 善 文

静岡市公営企業管理者
森 下 靖

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣

静岡市選挙管理委員会
委員長 大 場 知 明

静岡市葵区選挙管理委員会
委員長 海 野 雅 弘

静岡市駿河区選挙管理委員会
委員長 望 月 和 義

静岡市清水区選挙管理委員会
委員長 望 月 洋 壽

静岡市人事委員会
委員長 松 下 光 恵

静岡市代表監査委員
遠 藤 正 方

静岡市農業委員会

会長 西ヶ谷 量太郎

静岡市議会議長

鈴木 和彦

別表第1中

「

ごみ減量推進課、廃棄物対策課及び収集業務課（西ヶ谷収集センター、沼上収集センター及び清水収集センターを除く。）	廃棄物対策総括安全衛生管理者	環境局次長
西ヶ谷収集センター	西ヶ谷収集センター総括安全衛生管理者	環境局次長
沼上収集センター及び清水収集センター	沼上収集センター等総括安全衛生管理者	環境局次長

を

「

ごみ減量推進課、廃棄物対策課及び収集業務課（沼上収集センター及び清水収集センターを除く。）	廃棄物対策総括安全衛生管理者	環境局次長
沼上収集センター	沼上収集センター総括安全衛生管理者	環境局次長
清水収集センター	清水収集センター総括安全衛生管理者	環境局次長

に

改める。

別表第2中

「

ごみ減量推進課、廃棄物対策課及び収集業務	1人	廃棄物対策安全管理者
----------------------	----	------------

課（西ヶ谷収集センター、沼上収集センター及び清水収集センターを除く。）			
西ヶ谷収集センター	1人	西ヶ谷収集センター安全管理者	を
沼上収集センター及び清水収集センター	1人	沼上収集センター等安全管理者	

「

ごみ減量推進課、廃棄物対策課及び収集業務課（沼上収集センター及び清水収集センターを除く。）	1人	廃棄物対策安全管理者	
沼上収集センター	1人	沼上収集センター安全管理者	に
清水収集センター	1人	清水収集センター安全管理者	

」

改める。

別表第3中

「

ごみ減量推進課、廃棄物対策課及び収集業務課（西ヶ谷収集センター、沼上収集センター及び清水収集センターを除く。）	1人	廃棄物対策衛生管理者	
西ヶ谷収集センター	1人	西ヶ谷収集センター衛生管理者	を
沼上収集センター及び清水収集センター	1人	沼上収集センター等衛生管理者	

」

「

ごみ減量推進課、廃棄物対策課及び収集業務課（沼上収集センター及び清水収集センター	1人	廃棄物対策衛生管理者	
--	----	------------	--

」

を除く。)			
沼上収集センター	1人	沼上収集センター衛生管理者	に、
清水収集センター	1人	清水収集センター衛生管理者	

「

消防総務課、財産管理課、予防課、査察課、 警防課、救急課、指令課及び航空課並びに駿 河消防署	1人	消防局・駿河消防署衛生管 理者	を
--	----	--------------------	---

」

「

消防総務課、財産管理課、予防課、査察課、 警防課、安全対策課、救急課及び指令課並び に駿河消防署	1人	消防局・駿河消防署衛生管 理者	に
--	----	--------------------	---

」

改める。

別表第4中

「

ごみ減量推進課、廃棄物対策課及び収集業務課（西ヶ谷収集センター、沼上 収集センター及び清水収集センターを除く。）	1人	を
西ヶ谷収集センター	1人	
沼上収集センター及び清水収集センター	1人	

」

「

ごみ減量推進課、廃棄物対策課及び収集業務課（沼上収集センター及び清水 収集センターを除く。）	1人	に、
沼上収集センター	1人	
清水収集センター	1人	

」

「

消防総務課、財産管理課、予防課、査察課、警防課、救急課、指令課及び航空課並びに駿河消防署	1人	を
--	----	---

」

「

消防総務課、財産管理課、予防課、査察課、警防課、安全対策課、救急課及び指令課並びに駿河消防署	1人	に
--	----	---

」

改める。

別表第5中

「

静岡市立中央図書館	中央図書館衛生委員会	5人	を
-----------	------------	----	---

」

「

静岡市立中央図書館	中央図書館衛生委員会	7人	に、
-----------	------------	----	----

」

「

消防総務課、財産管理課、予防課、査察課、警防課、救急課、指令課及び航空課並びに駿河消防署	消防局・駿河消防署衛生委員会	5人	を
--	----------------	----	---

」

「

消防総務課、財産管理課、予防課、査察課、警防課、安全対策課、救急課及び指令課並びに駿河消防署	消防局・駿河消防署衛生委員会	5人	に
--	----------------	----	---

」

改める。

別表第6中

「

ごみ減量推進課、廃棄物対策課及び収	廃棄物対策安全衛生委員会	7人
-------------------	--------------	----

」

集業務課（西ヶ谷収集センター、沼上収集センター及び清水収集センターを除く。）			を
西ヶ谷収集センター	西ヶ谷収集センター安全衛生委員会	7人	
沼上収集センター及び清水収集センター	沼上収集センター等安全衛生委員会	9人	

「

ごみ減量推進課、廃棄物対策課及び収集業務課（沼上収集センター及び清水収集センターを除く。）	廃棄物対策安全衛生委員会	7人	に
沼上収集センター	沼上収集センター安全衛生委員会	7人	
清水収集センター	清水収集センター安全衛生委員会	7人	

改める。

別表第9中

「

西ヶ谷収集センター総括安全衛生管理者の所掌する事務及び西ヶ谷収集センター安全衛生委員会に係る事務	収集業務課	を
沼上収集センター等総括安全衛生管理者の所掌する事務及び沼上収集センター等安全衛生委員会に係る事務	収集業務課	

」

「

沼上収集センター総括安全衛生管理者の所掌する事務 及び沼上収集センター安全衛生委員会に係る事務	収集業務課
清水収集センター総括安全衛生管理者の所掌する事務 及び清水収集センター安全衛生委員会に係る事務	収集業務課

に、

」

「

教育委員会事務局総括安全衛生管理者の所掌する事務 並びに教育委員会事務局衛生委員会及び教育委員会安 全衛生協議会に係る事務	教育委員会事務局教職員 課
---	------------------

を

」

「

教育委員会事務局総括安全衛生管理者の所掌する事務 及び教育委員会安全衛生協議会に係る事務	教育委員会事務局教職員 課
教育委員会事務局衛生委員会に係る事務	教育委員会事務局教育総 務課

に

」

改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市訓令第3号

静岡市上下水道局管理規程第8号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

上下水道局

静岡市建設業者等選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第28号、平成15年静岡市企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公営企業管理者

森 下 靖

別表第1中「8,000万円」を「1億2,000万円」に、「5,000万円」を「8,000万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市訓令第4号

静岡市上下水道局管理規程第9号

静岡市教育委員会訓令第2号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

静岡市委託業務等業者選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第29号、平成15年静岡市企業局管理規程第4号、平成15年静岡市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公営企業管理者

森 下 靖

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

別表第2中

「

総務局部会	市長公室所属の各課及び東京事務所、危機管理総室、総務局所属の各課、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局並びに監査委員事務局	総務局次長	総務局総務課
-------	--	-------	--------

を

」

総務局部会	市長公室所属の各課及び東京事務所、危機管理総室、総務局所属の各課、会計室、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局並びに監査委員事務局	総務局次長	総務局総務課	に、
-------	--	-------	--------	----

保険福祉長寿局保健衛生医療部会	保健衛生医療課、こころの健康センター、動物指導センター、静岡看護専門学校及び清水看護専門学校並びに保健所の各課及び保健所清水支所	保健福祉長寿局保健衛生医療部長	保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課	を
-----------------	--	-----------------	-----------------------	---

保険福祉長寿局保健衛生医療部会	保健福祉長寿局保健衛生医療部所属の各課、こころの健康センター、動物指導センター、静岡看護専門学校及び清水看護専門学校並びに保健所の各課及び保健所清水支所	保健福祉長寿局保健衛生医療部長	保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課	に、
-----------------	--	-----------------	-----------------------	----

「

建設局道路部会	建設局道路部所属の 各課	建設局道路部長	建設局道路部道路 計画課
会計室部会	会計室所属の各課	会計室長	会計室静岡会計課

を

」

「

建設局道路部会	建設局道路部所属の 各課	建設局道路部長	建設局道路部道路 計画課
---------	-----------------	---------	-----------------

に

」

改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市訓令第5号

静岡市消防本部訓令第5号

静岡市上下水道局管理規程第10号

静岡市教育委員会訓令第3号

静岡市選挙管理委員会訓令第2号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第2号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第2号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第2号

静岡市人事委員会訓令第2号

静岡市監査委員訓令第2号

静岡市農業委員会訓令第2号

静岡市議会訓令第2号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

消防局及び各消防署

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

静岡市内部統制の実施に関する規程（令和2年静岡市訓令第9号、令和2年静岡市消防本部訓令第9号、令和2年静岡市上下水道局管理規程第13号、令和2年静岡市教育委員会訓令第3号、令和2年静岡市選挙管理委員会訓令第2号、令和2年静岡市葵区選挙管理委員会訓令第2号、令和2年静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第2号、令和2年静岡市清水区選挙管理委員会訓令第2号、令和2年静岡市人事委員会訓令第2号、令和2年静岡市監査委員訓令第2号、令和2年静岡市農業委員会訓令第2号、令和2年静岡市議会訓令第2号）の一部を次のように改

正する。

令和4年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防長 小長井 善 文

静岡市公営企業管理者
森 下 靖

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣

静岡市選挙管理委員会
委員長 大 場 知 明

静岡市葵区選挙管理委員会
委員長 海 野 雅 弘

静岡市駿河区選挙管理委員会
委員長 望 月 和 義

静岡市清水区選挙管理委員会
委員長 望 月 洋 壽

静岡市人事委員会
委員長 松 下 光 恵

静岡市代表監査委員

遠藤 正方

静岡市農業委員会

会長 西ヶ谷 量太郎

静岡市議会議長 鈴木 和彦

別表中「静岡会計課長」を「会計室次長」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市訓令第6号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

静岡市職員出勤簿整理規程（平成15年静岡市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

第2条中「、まちは劇場推進監」を削る。

第4条第2項第1号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 在宅勤務をした場合 「在宅」

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市訓令第7号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条第6項の規定による休憩時間の短縮に係る請求等の手続に関する規程（平成21年静岡市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

第2条第3項中「、まちは劇場推進監」を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第2号

各消防署

静岡市消防署の組織等に関する規程（平成15年静岡市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月16日

静岡市消防長 小長井 善 文

第2条第1項の表中「予防係」の次に「職員安全指導係」を加える。

第3条第1項管理係の所掌事務（3）中「教養、」を削る。

第3条第1項予防係の所掌事務の次に次のように加える。

職員安全指導係

- （1）署員の安全管理及び安全指導に関すること。
- （2）署員の教養に関すること。
- （3）安全運転管理に関すること。

第3条第1項警備第1係及び警備第2係の所掌事務（4）を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第3号

消防局
各消防署

静岡市消防吏員被服等の貸与に関する規程（平成24年静岡市消防本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月30日

静岡市消防長 小長井 善 文

別表第1中

「

安全带	1個	11		2	を
-----	----	----	--	---	---

」

「

安全带	1個	26		2	に
防火フード	1個	13		2	
防火手袋	1双	14		3	

」

改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第6号

消防局
各消防署

静岡市消防局救急業務取扱規程（平成15年静岡市消防本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月30日

静岡市消防長 小長井 善 文

第5条第2項中「消防局警防部航空課長（以下「航空課長」を「消防局警防部警防課長（以下「警防課長」に改める。

第30条中「航空課長」を「警防課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第7号

消防局

各消防署

静岡市危険物規制事務処理規程（平成15年静岡市消防本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月30日

静岡市消防長 小長井 善 文

第1条中「第9条の3」を「第9条の4」に改める。

第2条中「の各号」を削り、同条第4号中「仮使用承認書」を「仮使用承認申請書」に改める。

第3条の見出し中「納付等」を「処理」に改め、同条中「申請者は、前項」を「前条各号」に、「を納付しなければならない」を「の納付があったときは、次により処理する」に改め、同条後段を削り、同条第1号中「現金出納員」の次に「(予防課長及び局長の指定する職員をいう。次号において同じ。)」を加え、同条第2号中「様式第23号」を「様式第2号」に改める。

第4条第2号中「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同条第3号中「様式第16号」を「様式第5号」に改める。

第5条第2号中「様式第3号」を「様式第6号」に改め、同条第3号中「(様式第4号)」を削る。

第6条第1号中「(様式第3号)」を削り、同条第2号中「(様式第4号)」を削る。

第7条第2号中「(様式第4号)」を削る。

第9条第2号中「様式第5号」を「様式第7号」に改め、「(様式第3号)」を削り、同条第3号中「(様式第4号)」を削る。

第10条第2号中「様式第6号」を「様式第8号」に改め、同条第4号中「様式第17号」を「様式第9号」に改め、「(様式第4号)」を削り、同条第5号中「(様式第4号)」を削る。

第12条第2号中「様式第7号」を「様式第10号」に改め、同条第3号中「様式第8号」を「様式第11号」に改め、同条第4号中「様式第18号」を「様式第12号」に改め、同条第5号中「(様式第4号)」を削る。

第13条中「保安検査時期延長・変更申請受付簿（様式第9号）に所要の事項を記載し、受け付ける」を「次により処理する」に改め、同条第3号中「認め」を「認めた」に改め、「(様式

第4号)」を削り、「様式第20号」を「様式第16号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「認め」を「認めた」に、「様式第10号」を「様式第14号」に、「様式第19号」を「様式第15号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「当該申請」を「延長申請」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 延長申請書は、保安検査時期延長・変更申請受付簿（様式第13号）に所要の事項を記載し、受け付ける。

第14条中「保安検査時期延長・変更申請受付簿（様式第9号）に所要の事項を記載し、受け付ける」を「次により処理する」に改め、同条第3号中「(様式第4号)」を削り、「様式第22号」を「様式第19号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「様式第21号」を「様式第17号」に、「様式第11号」を「様式第18号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「保安検査時期変更承認申請書」を「保安検査時期変更の申請書」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 保安検査時期変更の申請書は、保安検査時期延長・変更申請受付簿に所要の事項を記載し、受け付ける。

第15条中「第20条」を「第19条」に改め、同条第1号中「様式第12号」を「様式第20号」に改め、同条第3号中「(様式第12号)」を削る。

第16条第1号及び第3号中「(様式第12号)」を削る。

第17条中「予防規程制定（変更）認可申請受付簿（様式第13号）に所要の事項を記載し、受け付ける」を「次により処理する」に改め、同条第3号中「第14条」を「第13条」に改め、「(様式第4号)」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第14条」を「第13条」に、「様式第14号」を「様式第22号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 認可申請書は、予防規程制定（変更）認可申請受付簿（様式第21号）に所要の事項を記載し、受け付ける。

第20条第1項中「様式第15号」を「様式第23号」に改め、同項第11号中「第15条第3項」を「第14条」に改め、同項第12号中「第16条」を「第15条」に改め、同項第13号中「第17条」を「第16条」に改め、同項第14号中「第19条」を「第18条」に改め、同項第15号中「第21条」を「第20条」に改める。

第21条第1項中「第18条」を「第17条」に改める。

様式第1号中「検印欄」を「受付欄」に改める。

様式第3号を削り、様式第2号を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第4号中「、第8条」を削り、「第17条、第18条関係」を「第17条関係」に改める。

様式第16号から様式第23号までを削り、様式第15号を様式第23号とし、様式第12号から様式第14号までを8様式ずつ繰り下げる。

様式第11号中「受領印」を「受領者」に改め、同様式を様式第18号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第10号中「受領印」を「受領者」に改め、同様式を様式第14号とし、同様式の次に次の3様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第9号を様式第13号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第8号中「受領印」を「受領者」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第7号を様式第10号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第6号を様式第8号とし、様式第5号を様式第7号とし、様式第4号の次に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第24号中「検印」を「受付欄」に改める。

様式第25号中「㊟」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

静岡市消防本部訓令第8号

消防局
各消防署

静岡市消防局及び消防署処務規程（平成15年静岡市消防本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月30日

静岡市消防長 小長井 善 文

第3条第3項第1号中「消防局警防部警防課（以下「警防課」という。）の災害機動支援・部隊管理室員のうち警防課長が指定する職員」を「消防局警防部安全対策課（以下「安全対策課」という。）の部隊管理係員」に改め、同項第2号中「消防局警防部航空課（以下「航空課」を「消防局警防部警防課（以下「警防課」に改め、同条第4項第1号中「及び予防係」を「、予防係及び職員安全指導係」に改め、同条第6項中「警防課長」の次に「、安全対策課長」を加え、「、航空課長」を削る。

第10条中「消防局消防部消防総務課長（以下「消防総務課長」という。）」を「消防総務課長」に改める。

第37条中「警防課」の次に「、安全対策課」を加え、「、航空課」を削る。

別表2個別専決事項警防課に関する事項中

「

1	警防対策に関すること。		重要なもの	○	を
---	-------------	--	-------	---	---

」

「

1	警防対策に関すること。		重要なもの	○	に
2	航空業務に関すること。		重要なもの	○	

」

改め、同警防課に関する事項の次に次のように加える。

安全対策課に関する事項

専決事項	専決者	次長	警防部長	課長
1 安全対策に関すること。			重要なもの	○

別表2個別専決事項航空課に関する事項を削る。

別表2個別専決事項署に関する事項中「警防対策」の次に「及び署員の安全管理」を加える。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第9号

消防局
各消防署

静岡市消防通信規程（平成15年静岡市消防本部訓令第22号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

静岡市消防長 小長井 善 文

第2条第2号中「消防局警防部航空課（以下「航空課」という。）」を「消防局警防部警防課」に改める。

第6条第2項「消防署長」を「消防局警防部警防課長及び消防署長」に改める。

第8条第2号中「航空課」を「静岡市消防局警防規程（平成17年静岡市消防本部訓令第22号）第6条の3の航空隊（以下「航空隊」という。）」に改める。

第9条第2項第1号中「航空課」を「航空隊」に、「及び」を「、及び」に改める。

第14条第1号中「航空課」を「航空隊」に改める。

第26条中「航空課及び署所」を「署所及び航空隊」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第10号

消防局
各消防署

静岡市消防局警防規程(平成17年静岡市消防本部訓令第22号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

静岡市消防長 小長井 善 文

第2条中第13号を第14号とし、同条第12号中「支援する」の次に「機動支援隊若しくは」を加え、同号を同条第13号とし、同条中第11号を第12号とし、第10条を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10)機動支援隊 消防用車両及び機動支援隊員で編成し、地上部隊の支援を行うものをいう。

第6条の2中「消防局警防部航空課」を「消防局警防部警防課」に改め、同条を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

(機動支援隊の配置及び名称)

第6条の2 消防局警防部安全対策課に機動支援隊を配置し、その名称は、静岡市災害機動支援隊とする。

第9条第1項第2号中「警防部長」の次に「一消防局警防部警防課長(以下「警防課長」という。)」を加え、「航空隊長」を「隊長」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 機動支援隊の指揮命令系統

局長—一次長—警防部長—消防局警防部安全対策課長(以下「安全対策課長」という。)—
隊長—隊員

第12条第2項中「上級指揮者」を「者のうち上級の小隊長」に改め、同条第3項中「指揮体制は、」の次に「原則として」を加える。

第13条中「航空隊の支援要請及び」を「機動支援隊若しくは航空隊の支援又は」に改める。

第14条第4項第3号中「及び航空隊の受援調整」を削り、同項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 機動支援隊及び航空隊の受援調整

第16条の見出し中「出場」を「出動」に改め、同条中「出場する」を「出動する」に改める。

第24条中「消防局警防部警防課長(以下「警防課長」という。)」を「警防課長」に改める。

第25条の表中

自然災害出動	風水害等によるもの	を
警戒出動	災害が発生する恐れがある事象	
その他災害出動	爆発等上記に掲げる以外のもの	
応援出動	消防組織法に基づく事象	

警戒出動	災害が発生する恐れがある事象	に
その他災害出動	上記に掲げるもの以外のもの	
応援出動	組織法に基づく事象	

改める。

第26条第1項中「地上部隊」の次に「、機動支援隊」を加え、同項ただし書中「、又は」の次に「機動支援隊若しくは」を加え、同条第2項中「地上部隊」の次に「、機動支援隊」を加える。

第27条中「の隊長及び隊員の任務並びに」を「、機動支援隊及び」に改め、同条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 機動支援隊の隊長は、自己の隊員を指揮監督し、災害現場における危険要因の把握、現場最高指揮者への安全管理に関する助言、隊員の危険な行動に対する是正指導その他の地上部隊の安全の確保のための支援活動に当たるものとする。

(4) 機動支援隊の隊員は、隊長の命に従い、前号に規定する業務に当たるものとする。

第39条第1項第3号中「自衛消防隊組織」を「自衛消防組織」に改める。

第42条第1項中「航空隊及び救急隊」を「救急隊、機動支援隊及び航空隊」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条に次の2項を加える。

4 機動支援隊の活動報告は、別に定めるところによる。

5 航空隊の活動報告は、航空隊規程の定めるところによる。

第45条中「緊急消防援助隊運用要綱（平成16年消防震第19号）」を「緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年消防震第19号）及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号）」に改める。

別表第1の1 警防本部の組織の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 警防本部の組織

本部長	統括副本部長	副本部長	班長	班長が統括する班
局長	次長	警防部長	消防局消防部消防総務課長	総務班
		消防局消防部長	消防局消防部財産管理課長	管理班
		局の担当部長	消防局消防部予防課長	情報班
		局の理事	消防局消防部査察課長	連絡調整班（市災害対策本部）
		局の参与	警防課長	対策班
			安全対策課長	活動班
			消防局警防部救急課長	救急班
			消防局警防部指令課長	指令班
			消防局警防部警防課の担当課長（航空業務に係る者に限る。）	航空班

別表第1の2 署隊本部の組織の表中

「

--	--	--	--	--	--

 警備係」を

「

--	--	--	--	--	--

 警備係
職員安全指導係」に

改める。

別表第2中「駿河特別救助隊（駿河特救）」を「駿河特別高度救助隊（駿河特高）」に、「金谷救急隊（金谷救急隊）」を「金谷救急隊（金谷救急）」に、「川根北救急隊（川根北救急隊）」を「川根北救急隊（川根北救急）」に改め、同表備考3中「用宗出張所の消防隊」を「用宗消防隊」に、「日本平消防署の第2消防隊」を「日本平第2消防隊」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第12条関係）

出動種別			指揮体制			
			出動区分			
			第1出動	第2出動	第3出動	第4出動
火災出動	建物火災出動	一般建物火災	第1指揮体制	第2指揮体制	第3指揮体制	第4指揮体制
		中高層建物火災				
	林野火災出動					
	車両火災出動		第1指揮体制			
	船舶火災出動	小型船舶火災	第1指揮体制	第2指揮体制		
		大型船舶火災	第2指揮体制	第3指揮体制		
	航空機火災出動	小型航空機火災	第1指揮体制	第2指揮体制		
		大型航空機火災	第2指揮体制	第3指揮体制		
	石油コンビナート火災出動		第2指揮体制	第3指揮体制	第4指揮体制	
	地下街火災出動		第1指揮体制	第2指揮体制	第3指揮体制	
	トンネル火災出動		第1指揮体制	第2指揮体制		
	危険物火災出動		第1指揮体制	第2指揮体制		
	洞道火災出動		第1指揮体制	第2指揮体制		
	事後関知火災出動		第1指揮体制			
	爆発出動		第1指揮体制			
	その他火災出動		第1指揮体制			
救助出動	一般救助出動		第1指揮体制			
	山岳救助出動		第1指揮体制			
	水難救助出動		第1指揮体制			
	高速道路救助出動		第1指揮体制			
	集団救助出動		第2指揮体制	第3指揮体制	第4指揮体制	
救急出動			第1指揮体制			
警戒出動			第1指揮体制			

その他災害出動	第1指揮体制
応援出動	組織法第47条に定めるところによる

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第11号

消防局
各消防署

静岡市消防局救助業務取扱規程（平成15年静岡市消防本部訓令第19号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

静岡市消防長 小長井 善 文

第21条第2項中「消防局警防部警防課」を「消防局警防部安全対策課」に改め、同条第3項中「消防局警防部警防課長（以下「警防課長」）を「消防局警防部安全対策課長（以下「安全対策課長」）に改める。

第22条第3項及び第26条中「警防課長」を「安全対策課長」に改める。

様式第3号中「警防課長」を「安全対策課長」に、「警防課員」を「安全対策課員」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第12号

消防局
各消防署

静岡市消防航空隊規程(平成20年静岡市消防本部訓令第7号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

静岡市消防長 小長井 善 文

第4条第1項中「消防局警防部航空課長」を「消防局警防部警防課の担当課長の職にある者(航空業務に係るものに限る。)」に改める。

第28条中「部長」を「局長」に改める。

第30条第2項中「という。」を「」という。」に改め、同条第4項ただし書中「飛行場外離着陸上」を「飛行場外離着陸場」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

静岡市告示第143号

静岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成19年静岡市告示第205号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

別表1 法第25条の5 第1号に規定する国又は地方公共団体の機関中「市民局男女共同参画課、保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課」を「市民局男女共同参画・人権政策課」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市告示第150号

静岡市屋外広告物条例等の規定による区域等を指定した告示（平成15年静岡市告示第20号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

本則中「並びに第6条第1項第2号及び第4号」の次に「並びに第9項」を加える。

本則中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 条例第6条第9項の地域の活動に貢献するもの

- (1) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第2項第5号の滞在快適性等向上区域内の土地の所有者若しくは地上権若しくは賃借権を有する者又は当該区域内の建築物の所有者
- (2) 都市再生特別措置法第73条第1項の都市再生整備歩行者経路協定及び同法第74条第1項の都市利便増進協定を締結した者（同法第118条第1項の都市再生推進法人を除く。）
- (3) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の6第1項の認定計画提出者
- (4) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の組合
- (5) 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の60第1項の道路協力団体
- (6) 河川法（昭和39年法律第167号）第58条の8第1項の河川協力団体
- (7) 前各号に掲げるもののほか、条例第30条に規定する審議会の議決を経て、市長が適当と認めるもの

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市告示第184号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

静岡市黒金町東第1自転車等駐車場及び静岡市黒金町東第2自転車等駐車場使用料の徴収事務	静岡ビル保善株式会社代表取締役
文化財資料館の入館料、特別展示室兼会議室使用料及び各種発行物売払収入の徴収事務	静岡市文化財協会会長

を

」

「

静岡市黒金町東第1自転車等駐車場及び静岡市黒金町東第2自転車等駐車場使用料の徴収事務	静岡ビル保善株式会社代表取締役
--	-----------------

に、

」

「

清水日本平運動公園球技場使用料の徴収事務	静岡スポーツスクエア共同事業体代表企業公益財団法人静岡市まちづくり公社理事長
----------------------	--

を

」

清水日本平運動公園球技場使用料の徴収事務	静岡スポーツスクエア共同事業体代表者公益財団法人静岡市まちづくり公社理事長	に、
」		
静岡市草薙駅前西自転車等駐車場使用料の徴収事務	株式会社セリオ代表取締役社長	を
」		
静岡市草薙駅前西自転車等駐車場及び静岡市草薙駅北口自転車等駐車場使用料の徴収事務	株式会社セリオ代表取締役社長	に、
」		
静岡市立登呂博物館観覧料及び静岡市立芹沢銈介美術館使用料(共通観覧券に係るものに限る。)の徴収事務	静岡ビル保善株式会社代表取締役	を
」		
静岡市立登呂博物館観覧料、静岡市立登呂博物館図録等売払収入及び静岡市立芹沢銈介美術館使用料(共通観覧券に係るものに限る。)の徴収事務	静岡ビル保善株式会社代表取締役	に、
」		
静岡市直営施設(静岡市清水三保体育館、静岡市由比体育館、静岡市由比川河川敷スポーツ広場、静岡市中島人工芝多目的スポーツグラウンド、静岡市中島テニス広場、	公益財団法人静岡市体育協会会長	

静岡市横砂テニス広場、静岡市恩田原スポーツ広場、静岡市蒲原西部コミュニティセンター、静岡市蒲原東部コミュニティセンター、清水桜が丘公園庭球場及び清水桜が丘公園グラウンド) 使用料の徴収事務		を
--	--	---

静岡市直営施設（静岡市清水三保体育館、静岡市由比体育館、静岡市由比川河川敷スポーツ広場、静岡市中島人工芝多目的スポーツグラウンド、静岡市中島テニス広場、静岡市横砂テニス広場、静岡市恩田原スポーツ広場、静岡市蒲原西部コミュニティセンター、静岡市蒲原東部コミュニティセンター、清水桜が丘公園庭球場及び清水桜が丘公園グラウンド) 使用料の徴収事務	公益財団法人静岡市スポーツ協会会長	に、
--	-------------------	----

狂犬病予防等手数料の徴収事務	有限会社井手動物病院代表取締役	を
狂犬病予防等手数料の徴収事務	有限会社あべ川動物病院取締役	

狂犬病予防等手数料の徴収事務	有限会社井手動物病院代表取締役	に、
----------------	-----------------	----

生涯学習交流館使用料(静岡市辻生涯学習交流館、静岡市江尻生涯学習交流館、静岡市入江生涯学習交流館、静岡市浜田生涯学習交流館、静岡市岡生涯学習交流館、静岡市船越生涯学習交流館、静岡市清水生涯学	清水区生涯学習交流館運営協議会理事長
---	--------------------

<p>習交流館、静岡市不二見生涯学習交流館、静岡市駒越生涯学習交流館、静岡市折戸生涯学習交流館、静岡市三保生涯学習交流館、静岡市飯田生涯学習交流館、静岡市高部生涯学習交流館、静岡市有度生涯学習交流館、静岡市袖師生涯学習交流館、静岡市庵原生涯学習交流館、静岡市興津生涯学習交流館、静岡市小島生涯学習交流館、静岡市両河内生涯学習交流館、静岡市蒲原生涯学習交流館及び静岡市由比生涯学習交流館)の徴収事務</p>	<p>を</p>
--	----------

「

<p>生涯学習交流館使用料(静岡市辻生涯学習交流館、静岡市江尻生涯学習交流館、静岡市入江生涯学習交流館、静岡市浜田生涯学習交流館、静岡市岡生涯学習交流館、静岡市清水生涯学習交流館、静岡市不二見生涯学習交流館、静岡市駒越生涯学習交流館、静岡市折戸生涯学習交流館、静岡市三保生涯学習交流館、静岡市飯田生涯学習交流館、静岡市高部生涯学習交流館、静岡市有度生涯学習交流館、静岡市袖師生涯学習交流館、静岡市庵原生涯学習交流館、静岡市興津生涯学習交流館、静岡市小島生涯学習交流館、静岡市両河内生涯学習交流館、静岡市蒲原生涯学習交流館及び静岡市由比生涯学習交流館)の徴収事務</p>	<p>清水区生涯学習交流館運営協議会理事長</p>
--	---------------------------

に、

」

静岡市精神障害者地域活動支援センター 手数料の徴収事務	医療法人社団宗美会理事長	を
」		
静岡市精神障害者地域活動支援センター 手数料の徴収事務	社会福祉法人清承会理事長	に、
」		
静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場使用 料の徴収事務	鈴与セキュリティサービス株式会社常 務取締役静岡支店長	を
」		
静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場使用 料の徴収事務	鈴与セキュリティサービス株式会社静岡 岡支店長	に、
」		
静岡市あさはた緑地交流広場使用料の徴 収事務	一般社団法人グリーンパークあさはた 代表理事	を
」		
静岡市あさはた緑地交流広場使用料の徴 収事務	一般社団法人グリーンパークあさはた 代表理事	に
狂犬病予防等手数料の徴収事務	a c o動物病院代表	
静岡市立芹沢銈介美術館図録等売払収入 の徴収事務	株式会社TEKURA代表取締役	
」		

改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

静岡市選挙管理委員会告示第2号

静岡市公職選挙法による選挙運動に関する規程(平成18年静岡市選挙管理委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

静岡市選挙管理委員会委員長 大場 知 明

第8条の3第2項中「記入し、かつ、当該責任者の印を押して」を「記入して」に改める。

第30条第1項及び第34条第1項中「、かつ、当該責任者の印を押すとともに」を削る。

様式第1号その1中「㊤」を削り、同様式備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

- 2 設置者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、設置者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第1号その2中「㊤」を削り、同様式備考に次のように加える。

- 3 設置者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、設置者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第1号その3中「㊤」を削る。

様式第4号の2中「㊤」を削り、同様式備考に次のように加える。

- 3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第4号の4中「㊤」を削る。

様式第9号中「㊤」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第10号中「㊟」を削る。

様式第14号中「㊟」を削り、同様式備考に次のように加える。

- 4 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第15号その1中「㊟」を削り、同様式備考に次のように加える。

- 6 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第15号その2及び様式第15号その3中「㊟」を削る。

様式第16号中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示
又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限り
でない。

様式第17号中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示
又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限り
でない。

様式第19号中「㊟」を削り、同様式備考に次のように加える。

- 3 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第21号中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示
又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理
人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者

本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第24号及び様式第26号中「㊤」を削る。

様式第28号中「㊤」を削り、同様式備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市選挙管理委員会告示第3号

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（平成15年静岡市選挙管理委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

静岡市選挙管理委員会委員長 大場 知 明

様式第1号（その1）中「㊟」を削り、同様式備考に次のように加える。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第1号（その2）中「㊟」を削り、同様式備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第1号（その3）中「㊟」を削り、同様式備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第2号（その1）中「㊟」を削り、同様式備考に次のように加える。

- 5 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第2号（その2）中「㊟」を削り、同様式備考に次のように加える。

- 3 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が

提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第2号（その3）中「㊟」を削り、同様式備考に次のように加える。

- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第4号（その1）から様式第7号（その1）まで及び様式第7号（その3）中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市選挙管理委員会告示第4号

静岡市選挙公報の発行に関する条例施行規程（平成15年静岡市選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

静岡市選挙管理委員会委員長 大場 知 明

様式第1号中「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第3号中「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第4号中「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市選挙管理委員会告示第5号

政治活動のために使用する事務所に掲示する立札及び看板の類の証票に関する規程（平成15年静岡市選挙管理委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

静岡市選挙管理委員会委員長 大場 知 明

様式第3号中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者等本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又
は提出を行うこと。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合は、この限りで
ない。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 後援団体の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、そ
の代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類
の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場
合は、この限りでない。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2 候補者等本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示
又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合は、この限
りでない。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2 後援団体の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、そ
の代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書
類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置があ
る場合は、この限りでない。

様式第7号中「㊟」を削り、同様式備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2 候補者等本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示
又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合は、この限

りでない。

様式第8号中「㊤」を削り、同様式備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

- 2 後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市選挙管理委員会告示第6号

静岡市井川財産区議会議員選挙及び静岡市両河内財産区議会議員選挙の選挙運動に関する規程（平成15年静岡市選挙管理委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

静岡市選挙管理委員会委員長 大場 知 明

第8条第2項中「、候補者の印を押すとともに」を削り、「はる」を「貼る」に改める。

様式第1号その1中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考

- 1 所在地は詳細に記入してください。
- 2 設置者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、設置者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第1号その2中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式備考に次のように加える。

- 3 設置者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、設置者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第1号その3及び様式第1号その4中「㊟」を削る。

様式第4号その1中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第4号その2（表）中「㊟」を削る。

様式第5号その1中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第5号その2中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式備考に次のように加える。

- 4 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第9号その1中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式備考に次のように加える。

- 6 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第9号その2及び様式第9号その3中「㊟」を削る。

様式第10号その1中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第10号その2中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

職員互助会告示

静岡市職員互助会告示第1号

静岡市職員互助会旅費支給規程（平成15年静岡市職員互助会告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

静岡市職員互助会会長 渡辺 裕一

第3条第2項中「8級」を「9級」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市職員互助会告示第2号

静岡市職員会館利用規程（平成21年静岡市職員互助会告示第1号）は、廃止する。

令和4年4月1日

静岡市職員互助会会長 渡辺 裕一